第25回

水源開発問題全国連絡会 総会 資料

2018年11月25日

栃木県栃木市

<u>=目 </u>
事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
私たちの課題 新年度の方針 ・・・・・・・・・・・・・・10
各地からの報告 目次・・・・・・・・・・・・・・・・12
北海道自然保護協会、成瀬ダムをストップさせる会、八ッ場あしたの会、八ッ場ダムをストップさせ
る市民連絡会、STOP八ッ場ダム・市民ネット、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議、スーパー堤防
取消訴訟を支援する会、渓流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、太田川ダム研究会、設楽ダムの
建設中止を求める会、導水路はいらない! 愛知の会、長良川市民学習会、NPO法人 伊賀・水と緑の会、
天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止住民訴訟弁護団、安威川ダム反対市民の会、大阪安威川の治水を考え
る流域連絡会、城原川を考える会、石木ダム建設絶対反対同盟
討議資料 目次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
1、ダムをめぐる経過と現状 ・・・・・・・・・・・・・・45
2、利水問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
3、治水問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 6
4、西日本豪雨が引き起こした土砂災害 ・・・・・・・・・・・78
5、ダム等の水源開発施設の環境問題 ・・・・・・・・・・・83
6、水道民営化問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・86
水源連第25回総会「石木ダム即時中止せよ!」特別決議 ・・・・・・92

事務局からの報告

(水源連 HP 内の電子版で見る場合青文字のところはインターネットにリンクされています)

1. 全国の状況

1) 石木ダム

- この一年、石木ダム現地の皆さんは戦車ならぬ重機に立ちはだかる毎日でした。
- その実態を知らせ、石木ダム問題への理解を広めるイベント「ほたるの里から長崎をかえよう!! 1000人集会」が5月6日に川棚町公会堂で開かれました。加藤登紀子さん・ 嘉田由紀子さん(前滋賀県知事)・今本博健さん(京都大学名誉教授)・八ッ場あしたの会の渡辺洋子さんらが登壇した集会は1000人を超える人が集まり、まさしく「1000人が石木ダムにレッドカード」となりました。
- 一方で、7月9日の長崎地方裁判所による石木ダム事業認定取消訴訟判決は、起業者側の裁 量権を全面的に認めた「石木ダムありき」の不当判決でした。108名の原告が福岡高等 裁判所へ控訴し、12月19日に控訴審の第1回口頭弁論が開かれます。

2) 鬼怒川氾濫 国家損害賠償請求

2015年9月の関東・東北豪雨では鬼怒川下流部で堤防が決壊し、無堤地区で大規模な溢水があって、その氾濫が茨城県常総市の鬼怒川左岸側のほぼ全域におよび、大変な被害をもたらしました。

鬼怒川水害は国土交通省のダム偏重の誤った河川行政がもたらした水害であるといっても過言ではありません。鬼怒川上流では屋上屋を架すようにダムの上にまたダムをつくるダム建設が進められ、四つのダムが建設されてきました。そのしわ寄せを受けて河川改修がなおざりにされてきました。下流部は氾濫の危険性が極めて高いところであることを国は認識していながら、放置してきており、国の責任は重大です。そこで、国家賠償法により、被災者 22 世帯の方が 8 月 7 日、国に対して損害賠償を求める裁判を起こしました。私たちは全国から、この訴訟の勝利に向けて支援します。

3) 西日本豪雨災害

7月上旬の西日本豪雨はすさまじい被害をもたらし、死者は224名にもなりました(10月9日 現在)。行方不明者が8名、負傷者が427名にもなりました。なんとも痛ましいことです。死者224名のうち、119名は土砂災害によるもので、53%を占めています。

西日本豪雨では、大雨が降ると川が増水し、堤防が決壊して氾濫するというパターンだけではなく、様々な形で災害が起きました。土石流の襲来、砂防ダムの決壊、ダムの緊急放流による氾濫、バックウォーター現象による氾濫などです。とりわけ、広島県は土石流の襲来による土砂災害が多く、土砂災害の死者は87名にもなりました。2

西日本豪雨は確かに未曽有の豪雨でした。しかし、だからと言って、西日本豪雨で起きた甚大な被害が自然災害による不可避のものであったと考えるべきではありません。治山治水行政の拙さ、不作為、誤りが被害の発生を激化させ、人々に壊滅的なダメージを与えたのであって、甚大な被害の発生は人災の面が多々あります。

治山治水行政の根本的な転換を求めていかなければなりません。

4) 水道法「改正」

- 水道の広域化と民営化を企図した水道法の改正案がこの臨時国会で審議されます 先の通常国会ではたった3回の委員会審議だけで7月5日に衆議院本会議にかけら れた通過しましたが、参議院では時間切れとなりました。今国会に再上程されてい ます。
- 水道施設の老朽化が進む一方で、給水区域の人口減少による料金収入の減少、これらの対応策として、民営化と広域化が必要だということで、それを可能にするための水道法の改正が行われようとしています。
- 水道の運用権を民間企業に譲渡して民営化が進められた場合、特に外国資本が入った場合は、企業の利益を上げるために経営の効率化が行われ、その利益が外国資本の株主に回され、水道の利用者に還元されず、様々なサービスが低下していくことが危惧されます。
- また、経営効率化といっても、その多くは人件費の削減によることになり、合理化で、働く人々にしわ寄せがいき、正規職員から非正規職員への転換が進むことも危惧されます。

私たちは互いに連携して、「水道法改正」が成立した場合はしっかり監視して、各地で動き出すであろう民営化の動きを食い止めましょう。

5) 設楽ダム 第2次住民訴訟

- 5月には<u>設楽ダムの中止を求める会 162 人が愛知県に対して、第2次住民訴訟</u>を提起しました。「『愛知県東部は 2015 年度の1日の上水道の需要量が最大 34 万m³/日になる。しかし 2/20 渇水年の保有水源は 30 万m³/日。よって設楽ダムへの水源開発必要』とした県の想定に対し、去年公表された給水実績が27万m³/日にとどまっているから、ダムの必要性は失われた」として、同事業からの撤退を求める訴えです。
- 水道は人口減少と節水機器の普及、それと漏水防止の進行で給水量の減少傾向は止まりません。過大予測に基づく水源開発は、無駄な投資であるだけでなく、地域社会と自然環境を破壊し、後世へ多大なツケを回すものであり、デメリットばかりです。そのことを何としても防がなければという思いで、今回、第2次住民訴訟が行われました。

6) 霞ヶ浦導水差し止め訴訟控訴審、和解

• 4月27日、那珂川水系の漁協が国に霞ケ浦導水事業の那珂川取水口建設差し止めを求めた 控訴審の口頭弁論が東京高裁で開かれ、**和解が成立**しました。霞ヶ浦導水事業自体は必 要性のない無意味な事業ですが、漁協側は勝訴の判決を得ることは至難のことだと考え、 また、裁判所が示す和解案骨子が漁協の立場を考慮したものでしたので、和解の道を選び ました。

今後、霞ヶ浦と那珂川を結ぶ那珂導水路が完成しても、那珂川で漁業被害が起きないよ う、和解条項にある「意見交換の場」で議論を尽くしていくことが必要です。

7) 残念ながら、全国各地で反対の声を無視して有害無益なダム等の事業が強行されています。

- 8月5日、九州地方整備局は2016年の熊本地震で断念するどころか、**立野ダムの本体着 工式**を行いました。立野ダムがもつ危険性とダムによる治水の不要性から、中止を求め る運動が展開されています。
- 7月29日には旭川開発建設部が上川管内下川町で建設中の<u>サンルダムの試験湛水(たんすい)</u>を始めました。サクラマスが遡上できなくなり、サクラマスの幼魚が降下できなくなります。
- 9月16日には、成瀬ダムの本体着工式が行われました。自然生態系の宝の里が失われてしまいます。成瀬ダムをストップさせる会が、成瀬ダムは治水効果がほとんどないこと、利水上も不要であることを広く訴えるとともに、失われる自然環境の価値の大きさを多くの皆さんに知らせる活動を続けています。

2. 2018 年度 事務局の取組み

事務的には、水源連の皆さん相互の情報交換のツールである「水源連だより」、水源連ML、水源連ホームページの発行・運営に務めました。

ここでは特に事務局が取り組んできた問題について報告します。

1) 石木ダム事業中止に向けて

石木ダム現地を中心にした経過報告は、別掲の「各地からの報告 石木ダム」を参照願います。

- ① 事業認定取消訴訟不当判決 「原告敗訴」 と 工事差止訴訟
 - 2018年7月9日、長崎地方裁判所は事業認定取消訴訟に対して「請求棄却」=「原告敗訴」 判決を下しました。長崎地方裁判所は、事業それ自体の客観的不合理性から目を背け、事 業認定庁に広範な裁量があることを前提に、その広範な裁量の逸脱はないとして、私たち の請求を棄却する判断をしたのです。
 - この判決を受けて、原稿・支援者・弁護団は9日当日は長崎県に、10日は佐世保市と九州 地方整備局に赴き、「不当判決であって石木ダムは不要であること、13世帯は全員が無 駄な石木ダムに生活の場を明け渡すことはできないという意思をますます強くしている こと」、「長崎県と佐世保市が石木ダム事業を断念しない限り行政代執行は避けられないこ と」、「柱に体を縛り付けて抵抗している住民を剥ぎ取ってつかみ出す、こんなとんでもな い状況になることを直視すれば断念せざるを得ないはずだ」と、当方の揺るがぬ意思を伝 え、石木ダム断念しかありえないことを訴えました。
 - 「このような違法な事業で居住者らの人権を侵害する状態が継続することは絶対に許されないし、ましてや居住者らを強制的に排除することはなおさら許されない。私たちの石木ダム計画が撤回されるまで闘うという決意はこの不当判決で何ら揺らぐものではない。そこで、私たちは、本判決に対して速やかに控訴の手続をし、違法な事業を中止させ、居住者らの人権を守るために、これまで以上に闘い続けることをここに宣言する。」として、7月23日には108名の原告が福岡高等裁判所に控訴状を発送しました。
 - 控訴審第1回口頭弁論は「12月19日10時から福岡高等裁判所」と決まりました。
 - 工事差止訴訟第8回口頭弁論が11月6日に開かれ、弁護団は証人申請している嶋津暉之氏の 「治水面で石木ダムは不要」の意見書を提出しました。

② 現在の状況

- 特筆事項は何と言っても、石木ダム現地の皆さんには戦車ならぬ重機に立ちはだかる毎日 が続いていることです。
- 事業認定取消訴訟判決はあまりにデタラメであったことから、13世帯の皆さんは「無駄な 石木ダムに生活の場は明け渡さない」とますます決意を固め、更なる連帯を築きあげてい ます。
- 13世帯皆さんの土地と家屋すべて、共有地権者の土地すべてについて収用裁決・明渡裁決 の決定を長崎県収用委員会がいつ出すかもしれない、という厳しい状況です。家屋に対す る収用・明渡決定裁決が出た場合を想定して、行政代執行は絶対にできない状況をつくり 上げることが私たちの急務です。
- こうばるの皆さんの日常の生活をとらえた映画「ほたるの川のまもりびと」が長崎県内での先行試写会を終えて、映画館による上映公開が進んでいます。多くの方が鑑賞され、「こうばるを守ろう」の声が長崎県内はもちろん、全国に広まっています。

③ 石木ダム問題を東京圏に知らせる取組

- 1. 1月8日 証人への出張尋問に合わせてその前日に、水道橋全水道会館小会議室で原告 と弁護団から報告を受けるとともに懇親会を持ちました。公共事業チェック議員の会 から、初鹿明博事務局長と大河原雅子事務局次長が参加されました。出張尋問終了後 は新宿で報告会を持ちました。
- 2. <u>3月1日 「勉強会・石木ダムから見る土地収用法」</u>衆議院第二議員会館 当該住民が必要としている公共事業ならばまだしも、全く必要としない事業が異論を無

祖して強行されています。予定地の貴重な自然だけでなく、地域社会が破壊され、そこで生活している住民の生活基盤が侵害されています。土地収用法を適用して、事業認定申請を提出すると、事業認定申請者(石木ダムは長崎県と佐世保市)が断念しない限り、収用対象となっている家屋(石木ダムの場合は13世帯の全住居)が行政代執行で物理的に取り壊されてしまう事態に直結します。

このような現実を国会議員の皆さんに共有を図り、公共事業の法制度の問題点を明らかにして、改善することを目的にした勉強会を「公共事業チェック議員の会」の後援をえて行いました。当日は、長崎県から原告の岩下和雄さんと原告団事務局の松本美智恵さん、パタゴニア日本支社長辻井隆行さんから報告をいただきました。

当日は、

\	映画「	ほたるの川のまもりびと」(20 分短縮版)	上映
		制作者からの説明・挨拶 辻井隆行さん	
\	石木ダ	ムの現状について	
		現地地権者として: 岩下和雄さん	
		受益予定者とされている佐世保市民として:	松本美智恵さん
\	土地収	用法について	
		石木ダム 「土地収用法が公共事業推進法に	なっている理由」 遠藤保男
		横浜環状道路「横環南に見る土地収用法の不	当性」 比留間哲夫さん
		外晋自動車道「区分地上権の問題」	岡出さわ羊さん

♦ 意見交換

□ 国会議員からの発言は随所。 荒井聰会長からは「いたずらに公共事業を増やすことは未来を暗くする」と 挨拶をうけました。

3. 7月18日 石木ダム中止実現を目指す東京行動

- □ こうばる現地の地権者・居住者支援者、弁護団、原告団事務局の合計 12 名の皆さんが九州から上京し、石木ダム事業認定の総元締めである国土交通省土地収用管理室、石木ダム事業費の一部を補助している国土交通省治水課と厚生労働省水道課に対して、石木ダムの必要性が全くないことを説明し、石木ダム事業中止に向けて舵を切り替えるよう訴えました。合わせて、報告と連帯を目的に、16 時から院内集会を持ちました。
- □ こうばる住民の皆さん、原告団の皆さんたちも含めた支援者の皆さん、そして石木ダム中止を求める国会議員の皆さんが一緒になっての一日の行動でした。
- □ 16 時からの院内集会を含め、この日の行動には初鹿明博衆議院議員、山添 拓 参議院議員、堀越啓人衆議院議員、大河原雅子衆議院議員が参加され、国へ の質疑、意見表明、参加者との意見交換など、石木ダム問題の共有が図られ ました。

この日の行動の詳細は動画と共に掲載した<u>7月18日 石木ダム中止実現を目</u> <u>指す東京行動</u> (http://suigenren.jp/news/2018/07/30/10977/) を参照される ようお願いします。

4. 9月13日 「公共事業チェック議員の会」現地視察

- □ 初鹿明博事務局長と大河原雅子事務局次長は早朝からの現地行動にも参加、 山添 拓参議院議員と松平浩一衆議院議員は午後から参加でした。
- □ 川棚川河口からこうばる現地まで、岩下和雄さんたちによる説明で、石木ダムができたとしても最下流部や内水氾濫による洪水被害は解消されないこと、石木ダムができても川棚川流域のほとんどは 1/100 洪水で氾濫すること、石木ダムによって失われる自然環境を確認しました。
- □ 石木ダムによってかけがえのない地域社会が失われる問題については、こう ばる公民館での住民との交流会・懇親会で議員の方々が実感されたに違いありません。

④ 東京アースデイ(代々木公園)に出展

昨年度に引き続き、4月21日~23日には東京代々木公園の東京アースデイに八ッ場あしたの会、東京の水連絡会と共同で出展しました。水源連は石木ダムの問題を取り上げてアピールしました。こうばるグッズの販売や署名なども行いました。

⑤ 水源連と石木ダム建設絶対反対同盟の関係者による支援

石木ダム問題に関して水源連の多くの皆さまには、2013年の石木ダム事業認定告示以来、共 有地権者、事業認定不服審査請求者、事業認定取消訴訟原告、工事差止仮処分申立とその本訴 の原告、事業認定取消訴訟控訴人を引き受けていただいています。岩下和雄さんたちの田圃オ ーナー募集に応じられた方も多いと思います。

- <u>おおよそ 160 人の皆さんと事業認定不服審査請求を提出</u>したのは2013年10月のことですが、いまだにその判断は出されていません。
- 事業認定取消訴訟の原告108名の皆さんが、不当判決に対する控訴を行いました。
- 「子守歌の里、五木をはぐくむ川辺川を守る県民の会」の皆さんは「川辺川ダムストップ を獲得した経験を石木ダム反対運動にぜひ活かしたい」と川棚町内での世論喚起を目指し た地道な活動、学習会の開催を進めてきました。今は長崎市内での世論喚起を目指した学 習会開催に取り組んでいます。
- 「ほたるの川のまもりびと」試写会、自主上映会が岐阜市内、佐倉市内、国立市で行われました。年明けには豊川市内での自主上映会が企画されています。

2) 西日本豪雨災害

- 事務局は西日本豪雨災害の情報が入ると、直ちにマスコミ情報と国交省などのダム 諸量速報値などを調べ上げ、豪雨災害が引き起こされた原因究明にあたりました。 その結果を下記の3部作としてまとめ、「水源連だより81号」に特集しました。 是非、参照ください。
 - □ 西日本豪雨災害の全容「西日本豪雨災害を踏まえて 治山治水行政の転換 を!」
 - □ 岡山県・高梁川水系の氾濫 「高梁川支流・小田川(岡山県真備町) の氾濫防止事業を半世紀も先送り した 国土交通省」
 - □ ダムの緊急放流問題 「西日本豪雨で明らかになったダムの限界と危険性」
- 事務局は「流域の自然を考えるネットワーク」稗田一俊氏と共に9月2日から9月6日にかけて、ダム放流量の急増により死者を出した愛媛県大洲市・西予市を流れる肱川、ダム上流域の山地崩壊を引き起こした広島県呉市安浦町の野呂川、「洪水浸水想定区域図」通りの広域かつ甚大な災禍に見舞われた岡山県倉敷市の高梁川水系小田川を調査しました。被害状況、川の流れ方を視覚的にとらえるためにドローンを使って空中映像もとらえました。これら映像からの情報と、既存のデータから、それぞれの災禍が起きてしまった原因を追究し、その対策を考えるため、目下、報告を作成中です。

3) 各地の河川開発事業反対運動等への支援活動

次に示す反対運動等への支援活動を引き続き行いました(順不同)。

- ① 安威川ダム差し止め住民訴訟(大阪地裁)
- ② 霞ケ浦導水事業の工事差し止め訴訟 (東京高裁)
- ③ 江戸川スーパー堤防の工事差し止め訴訟(東京高裁)
- ④ 天ヶ瀬ダム再開発差し止め訴訟(京都地裁)

- ⑤ 川上ダムに対して伊賀市水道の自己水源を守る運動
- ⑥ 思川開発に対して栃木県の県南三市町水道の自己水源を守る運動
- ⑦ 当別ダムに対して札幌市の水道行政を問いただす取り組み
- ⑧ 2015年鬼怒川水害の原因を究明するプロジェクト
- ⑨ 八ッ場ダム事業の行く末を見据え、その不合理性を追及する取り組み
- ⑩ 荒川調節池建設計画の是非を問いただす取り組み(埼玉)
- ① 鳥海ダムの環境アセスをただす取り組み(秋田)

4) 「水源連だより」、水源連 ML、水源連ホームページの発行・運営

相互の情報・意見の交換水源連の重要な役割です。

- 特に水源連MLには臨場感あふれる情報が投稿されています。1年間で900通がアップされました。
- 水源連だよりは79、80,81号を発行しました。
- 水源連ホームページは共有を図るべき情報の更新を心掛けています。

3. 水源連関係団体の活動

完成したダム事業、完成間近な事業、現在進行中の事業、これから本格的に事業化されようと しているダム等、ほとんどが私たちにとって非常に厳しい状況が続いています。皆様からの情報 をもとに、全国の様子を見てみます。全国の状況 で記載できなかった状況を記します。

1) 反論・提訴を無視して完成したダム・の実態

- 北海道の当別ダム:札幌市は水需要予測を大幅に下方修正し、水需給の面では当別ダムの水源は不要となったが、水源分散化と称して当別ダムの水源を無理やり使おうとしている。 石狩西部広域水道企業団(札幌市・小樽市・石狩市・当別町)は水需要の低迷にあえいでいる。
- 徳山ダム:ダム開発水が全く使われていない。建設に同意・使用権を確保した自治体は、 使用先がないまま、建設負担金を水資源機構に支払い続けている。
- 長良川河口堰:開門を求めているが、国は調査そのものを拒否し続けている。
- 苫田ダム:40万㎡/日の水源開発をしたものの、実際のところ、8万㎡/日にとどまっている。苫田ダムの水源を岡山市等に供給する岡山県広域水道企業団は、赤字解消として国から「利水容量の一部を洪水容量へ転用」を打診されているが、金額が合わないと応じることができずにいる。
- 小豆島町は、「かんがい期に取水できないため池等の不安定水源に依存しているため、安定水源の確保が必要」として1000㎡/日の水源を新内海ダムに求めたが、小豆島町の水需要は減少が続き、1000㎡/日の水源開発が不要であったことが明らかになっている。

2) 住民側が敗訴したが事業中のダム

- ・ 八ッ場ダム:本体建設事業が進んでいるが、八ッ場あしたの会などがダム湛水域周辺の地 すべり対策と代替地の安全対策の問題、代替地等に不法投棄された有害な鉄鋼スラグの問 題、歴史遺産(縄文時代草創期~江戸時代天明期の遺跡)の問題などに取り組んでいる。
- 思川開発(南摩ダム): 栃木県は思川開発の開発水を無理やり使うため、県南三市町水道 の地下水源を100%から大幅に切り下げる県南水道用水供給事業を推進しようとしており、

それに対する反対運動が三市町で展開されている。

• 徳山ダム導水路(木曽川水系連絡導水路): その開発水を木曽川、長良川で使うための木 曽川水系連絡導水路の計画があるが、必要性が皆無であるため、完全にストップしている。

3) 係争中のダム等事業

- 天ヶ瀬ダム再開発事業:□京都府営水道が0.6 m²/秒の新規水利権を得る必要性はない。 放流能力を増強する天ヶ瀬ダム再開発の治水目的は机上の話に過ぎず、琵琶湖の後期放流 1,500 m²/秒は実現性もなければ、必要性も疑わしいことなどを争点にしている。
- 安威川ダム: □ダムサイトの地質地盤が脆弱で危険である、ダムによる治水対策が有効ではなく、ダムでは氾濫を防止できないことなどを争点にしている。
- 江戸川スーパー堤防: [北小岩一丁目のわずか120mの区間にスーパー堤防を整備する必要性・合理性がない、住民の同意なしでスーパー堤防の土盛り工事を行う法的な権限が国交省にないことなどを争点にしている。宅地造成工事が完了して本来の地権者に引き渡す直前に、地耐力の不足が判明し、補強工事で引き渡し時期が大幅に遅れた。この地耐力不足問題も裁判の争点になっている。
- 4) かけがえのない自然や地質遺産を守る取り組み、環境アセスをただす取り組み 成瀬ダム、鳥海ダム、設楽ダム、立野ダム、・・・・
- 5) ダムサイトおよび周辺の地質地盤に問題があるダム

平取ダム、八ッ場ダム、設楽ダム、安威川ダム、立野ダム、天ヶ瀬ダム再開発、・・・・

6) **地域が育んできた「流域治水」の発展的活用を提案** 城原川ダム

7) その他の工事中ダム

平瀬ダム、山鳥坂ダム、・・・

とりわけ山鳥坂ダムについては、7月の肱川豪雨災害を検証するなかで必要性の是非を 求める必要がある。

4. 公共事業改革市民会議、「公共事業チェック議員の会」との連携

3月1日の衆議院第二議員会館で開催した「勉強会・石木ダムから見る土地収用法」、7月18日に衆議院第二議員会館で開催した「石木ダム中止実現を目指す東京行動」は「公共事業改革市民会議」が主催し、「公共事業チェック議員の会」の後援を得て行われました。「公共事業改革市民会議」には道路事業と闘っていて土地収用法を適用されてしまった皆さん、スーパー堤防建設事業と一体になっている区画整理事業で強制立ち退きを強いられ、闘っている皆さんたちも結集しています。土地収用法や区画整理法によって自治体や国が住民を無視して公共事業が強行されている事実を「公共事業改革市民会議」は問題視しています。

公共事業は計画が決定されると、たくさんの異論反論があろうとも、ほぼ間違いなくその事業 は貫徹されています。その結果として、貴重な自然環境が破壊され、住民は追い出されて地域社 会は破壊されてしまいます。 公共事業の計画が決定されるまでの手続き、決定されてからの再評価など、住民の声を反映させるべく制度が一応つくられているにもかかわらず、それらが全く形骸化しています。公聴会やパブリックコメントを実施されてそれに応募して意見を出し、陳述しても、その事業への異論・反論はすべて無視されているのが今の社会です。

必要性が希薄で、様々な災いをもたらす公共事業をストップしなければなりません。本来はその視点で行政を監視するのが議会です。市民と議会が連携して、『公共事業決定から再評価までの手続きへの市民参加』を確立する」を目的にした「国会公共事業調査会」準備会を「公共事業改革市民会議」と「公共事業チェック議員の会」が2018年に立ち上げました。現在の公共事業制度の問題点とその改善策を見出すために、すでに3回、会議が開かれました。

私たちの課題 新年度の活動方針

住民の意見に基づく河川行政への転換を進めます。

石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること。進行中の ダム事業の中止獲得を目指します。

- ① 石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、近く出されるであろう第二次の収用・明渡裁 決にそなえ、行政代執行による取壊しを絶対に許さない状況づくりを全国の仲間と共に展 開します。
- ② 立野ダム、城原川ダム、安威川ダム、川上ダム、天ケ瀬ダム再開発、木曽川水系連絡導水路、設楽ダム、八ッ場ダム、思川開発(南摩ダム)、成瀬ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダム、最上小国川ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダム、荒川調節池などの建設反対運動が互いに連携を取り合い、中止に向けて取り組みます。

2. 下記の課題の克服を目指します。

- ① 河川行政等への住民参加の道が閉ざされている。
- ② 土地収用法において事業認定申請が強制収用に直結している実態
- ③ 行政訴訟の事業執行不停止原則により、工事が進行してしまう問題
- ④ 司法が機能せず、行政裁量権をほぼ無限大に容認している現状

3. 河川行政の抜本的な改善

- ① 2015年の鬼怒川水害、2018年7月の西日本豪雨災害により、ダム偏重の河川行政、治山 行政の誤りが明らかになりました。
- ② ダム・スーパー堤防等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政を根本から変え、耐越水堤防の普及など、洪水から生命を守る真に有効な治水対策を緊急に進めることを求めていきます。

4. ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指します。

- ① とりわけ不要が明確で、地域社会・自然環境に弊害をもたらすことが明白な路木ダム、新 内海ダム、太田川ダム等について、水抜き空っぽ運用を目指す。
- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦常陸川水門の開門、など、河川の遮断によって自然環境が壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。
- ③ 自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表する。
- ② もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた 自然と地域社会の回復に全力を投入する時代であることをパタゴニアなどと連携して、広 くわかりやすくキャンペーンする。

5. 公共事業改革市民会議と連携した国会・政府対応

- ① 「公共事業チェック議員の会」に対して、各地が抱えている問題を理解するための現地視察と、関係機関へのヒアリングを要請します。
- ② 国会議員との情報共有を図り、公共事業計画決定・再評価への市民参画を目指す「国会公共事業調査会」(準)の強化を図ります。
- ③ ダム中止後の生活再建支援策を国・地方自治体に求めます。

6. ダム問題を広く知らせるために

- ① ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。
- ② 水源連ホームページは水源連仲間だけではなく、全国の皆さんへとの情報発信・情報交換 の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願いします。
- ③ これからもパタゴニアと連携して、ダム問題と、川の望ましい姿について多くの方と語り 合えるように努めます。

7. 今年度の運営体制(案)

顧問 藤田 恵

共同代表 鳴津暉之 遠藤保男

 事務局長
 遠藤保男

 会計
 和波一夫

 会計監査
 川合利恵子

各地からの報告

目 次

北海道自然保護協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 成瀬ダムをストップさせる会・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ハッ場あしたの会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会・・・・・・・・・・・・16 STOP八ッ場ダム・市民ネット・・・・・・・・・・・・・17 霞ヶ浦導水事業を考える県民会議・・・・・・・・・・・・・・18 スーパー堤防取消訴訟を支援する会・・・・・・・・・・・・・・19 渓流保護ネットワーク・砂防ダムを考える・・・・・・・・・・21 太田川ダム研究会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24 **設楽ダムの建設中止を求める会・・・・・・・・・・・・・・25** 導水路はいらない!愛知の会・・・・・・・・・・・・・・27 長良川市民学習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・29 NPO法人 伊賀・水と緑の会・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止住民訴訟弁護団・・・・・・・・・・・・33 安威川ダム反対市民の会・・・・・・・・・・・・・・・・・・34 大阪安威川の治水を考える流域連絡会・・・・・・・・・・・・・35

城原川を考える会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37 石木ダム建設絶対反対同盟・・・・・・・・・・・・・・・・38

団体名	北海道自然保護協会					
対象事業名	サンル	サンルダム・平取ダム・当別ダム				
事業地名	下川町•平取町•当別町	事業者	北海道開発局(前 2 者)・北海道			

長年取り組んできたサンルダム・平取ダム・当別ダムについてひき続き取り組んでいる。

サンルダム: 2017 年 4 月完成予定であるが、まだ完成したとの報告はない。1990 年に始まり、当初予算は530 億円であったが、その後増額を繰り返し、現在の予算は591 億円となっている。建設開始からすでに28 年を経ていまだに完成しないのには問題があるのかもしれない。このダムのもう一つの問題は、サクラマス稚魚の降下と親魚の遡上のための魚道である。魚類専門家会議は道北で開催されるため、往復の旅費がかかり、毎回は傍聴できていないが、今年の冬の会議では稚魚(スモルト)の降下が不安定であった(親魚は遡上しているようである)。発信機をつけたスモルト9尾のうち、魚道を下ったのが7尾、上流へ戻り追跡できなかったものが2尾であったが、成功としてこの調査は終了とのことであった。

平取ダム: HP を見ると、「工期は、法定計画の策定や変更等により、平取ダムの工事着手が約12年間遅延したことから、平成16年度の完成予定年度を12年間延期して平成28年度までの予定に変更しました」とあるが、現在はすでに平成30年度、かなり遅延しているが、原因について調べていない。

当別ダム: 2012年に完成した。札幌市は当初将来札幌市が水不足になるので当別ダムを建設するとしていたが、完成すると、水不足は撤回して、何かあったときのためとして、当別ダムから 4.4 m³/s の取水を進めようとしている。私たちは、まったくムダとして、12月9日(当初は9月9日、地震で延期)にシンポジウムを開催する予定。プログラムは以下のとおり。

- ●札幌市水道の将来を考える一縮小社会へ進む現実を踏まえて一 嶋津暉之(水源開発問題連絡会共同代表)(70分)
- ●札幌市の無駄な公共事業-これでいいのか札幌の水道!-安藤加代子(当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会)(40分)
- ●市民目線から見た水道事業 加藤勉(さっぽろの「おサイフ」を知る会)(20分)
- 総合討論

シンポジウムの成果を受けて、札幌市に無駄を止めさせる運動を進めていく。

問い合わせ先: 氏名 佐々木克之 電話 011-532-5851 メールアドレス katusa@dia-net.ne.jp

団体名	成瀬ダムをストップさせる会					
対象事業名		成瀬ダム				
事業地名	秋田県・東成瀬村	事業者	東北地方整備局・成瀬ダム工事事務所			

- ■成瀬ダム本体工事に着手 (ストップさせる会は6月27日に堤体部の現場見学会を実施)
- 口ストップさせる会の活動(控訴審敗訴→上告断念の敗北と挫折を乗り越え、会の継続と活動確認)
 - (1)月1回の定例世話人会
- (2) 「白神に勝るとも劣らない」ダム予定地の自然の継続調査・・・特にクマゲラの生息・営巣

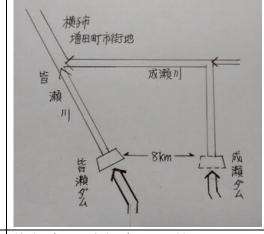




- ●クマゲラの古巣の継続観察 も生息・営巣などの新情報は 確認できず。
- ●左写真について「本州産クマゲラ研究会」のコメント どちらもクマゲラの巣穴である 特徴を表しており、今後、改築 して使用する可能性もあります。 ので、季節毎にチェックする、 とが重要となります。ただ、下 穴は巣穴下部に黒いものが り、おそらくヤマコウモリのグ アノ(糞尿)と思われます。
- (3)年初に「自然の権利基金」弁護士から自然調査の結果に基づいて過去の裁判とは別の、自然保護の観点から提訴したい旨の打診があった…ストップさせる会では「近年の雄物川氾濫と成瀬ダムの関連をとらえた治水・ダム裁判でなければ県民の支持は得られない」として数回の打ち合わせするも合意には至っていない。
- ■2017(2回)~2018(1回)の雄物川氾濫を調査・集中豪雨時の成瀬ダム皆瀬ダムの(同時)放流 問題とその対策について公開質問状を用意。



雄物川中流域では昨年来の洪水 (オーバーフロー) を受けて新築したばかりの堤防をさらに 1m嵩上げしている



皆瀬ダムと成瀬ダムは近接しており、 豪雨時には下流の氾濫が予想される

問い合わせ先:

氏名 奥州光吉 **電話** 090-66235279 メールアドレス oshu@rnac.ne.jp

団体名	八ッ場あしたの会					
対象事業名	八ッ場ダム事業					
事業地名	群馬県吾妻郡長野原町	事業者	国土交通省関東地方整備局			

2015年に開始された八ッ場ダムの本体工事は、24時間態勢の突貫工事でコンクリート打設高が約9割に達しています。国土交通省八ッ場ダム工事事務所が毎日開催する本体工事見学会は、"日本一のインフラツーリズム"のキャッチフレーズのもと、観光会社やJR、大学を巻き込んで多くの観光客を集め、時代遅れのダムのプロパガンダの場となっています。

ハッ場ダム事業では来年には試験湛水を開始する予定ですが、ダム湖周辺に造成された水没住民の代替地の安全確保、地すべり対策など、重要な課題は残されたままです。

当会ではこの間、ダム湖予定地周辺の安全対策の行方を把握するため、情報公開請求、議員らへの働きかけを行ってきました。その結果、地すべり対策、代替地の安全対策の対象箇所が大幅に減らされてきていることを確認しました。

この問題をさらに追及するため、情報公開で入手した大量の地質関係の資料を専門家のチームが分析し、現地調査を続けています。水没予定地の最大の集落であった川原湯地区の移転地である打越代替地は、ダム建設地に隣接しています。打越代替地では三箇所で大規模な谷埋め盛り土が行われており、盛り土の規模は深い地点では30~50メートルに達しています。国土交通省は他の箇所の対策をやめ、この打越代替地の安全対策に予算を集中させようとしているようですが、地形、地質の悪条件の下、最終的に実施される安全対策が地震時も含めて、代替地の安全を長期的に確保できるとは言い難い状況です。

ハッ場ダム事業では工期の延長と事業費の増額を繰り返し、これまでに五度も基本計画の変更が行われてきました。それでも事業者は、関係都県に計画変更への同意を求めるため、事業費、工期ともに最低限に絞らざるを得ず、無理な計画が安全対策に皺寄せする結果となっています。現計画では2019年度が工期であり、残事業費も限られており、更なる計画変更は必至です。

ダム事業で疲弊した現地では、様々な生活再建関連事業により道路や地域振興施設の整備が進められていますが、人口減少、川原湯温泉の衰退など、状況は年々深刻になっています。過剰なインフラ施設の維持管理の負担が大きな問題となって地域にのしかかってくるものと予想されます。

ダム本体ができあがりつつある現在、ダム事業の中止はきわめて困難な状況ですが、八ッ場ダムが直面する具体的な問題を一つ一つ検証し、ダムによって失われる自然景観や歴史遺産を明らかにすることにより、ダム事業の愚かしさをネット(ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ、オープンメーリングリスト)等を通して広く伝えてきました。

また、今年5月には石木ダム予定地を抱える長崎県川棚町にて、当会代表世話人の加藤登紀子をメイン ゲストとした集会の企画に協力し、8月には愛知県豊橋市で開催された設楽ダム反対運動の集会に参加 し、各地の市民団体と交流を深めました。水源連、利根川流域市民委員会、八ッ場ダムをストップさせ る各都県の会、八ッ場ダムを考える一都五県議会議員の会と連携した活動も継続して行っています。

【開催イベント】

1月14日 集会「ダムに抗う」開催 群馬県高崎市

「地すべり等の安全対策」「吾妻峡の自然破壊」などをテーマに春と秋に現地見学会を主催したほか、 労組、市民団体など他団体が企画した現地見学会でガイドを務めた。

4月に代々木公園で開催されたアースデイ東京に出展。

立憲民主党、ハッ場ダムを考える一都五県議員の会、群馬県司法書士会が主催したハッ場ダム問題についての学習会の講師を務めた。

問い合わせ先:						
氏名	渡辺洋子	電話	090-4612-7073	メールアドレス	info@yamba-net.org	

団体名 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会						
	対象事業名	八ッ場ダム等の大規模開発事業				
	事業地名	群馬県ほか	事業者	国土交通省ほか		

本年度の活動は、6都県のストップさせる会が共同して利根川流域市民委員会とともに取り組んだものであった。

利根川流域市民委員会は、私たちストップさせる市民連絡会等の呼びかけで2006年に設立。利根川流域の環境問題など八ッ場ダム問題を超えて取り組んでいる。昨年発行したパンブレット「利根川をウナギがすみやすい川にしよう!」を増刷し、その配布などを通じて、魚類の遡上、下降を妨げる利根川河口堰、常陸川水門をはじめとする河道施設の構造、運用の見直しを訴えている。利根大堰の運用状況を調査・分析中。

各都県のストップさせる会の主な活動

※活動の主体は都県のストップさせる会や後継団体だが、市民連絡会のメンバーも加わって活動している。

■江戸川スーパー堤防の裁判支援

利根川流域市民委員会および東京の水連絡会として、現地住民の反対運動、裁判の支援を行っている。 4月21、22日のアースデイ(代々木公園)に八ッ場あしたの会・水源連・東京の水連絡会共同で「河 川環境と人のくらしを守ろう~八ッ場ダム・石木ダム・スーパー堤防」と題したブースを出展。

■思川開発反対運動

栃木県の県南地域の水道は地下水100%で良質な水を使用しているが、栃木県は思川開発=南摩ダムの水を無理やり県南3市町に押し付け、水道の地下水依存率を大幅に引き下げようとしている。これにより、ダム事業費の負担、施設整備費などの費用が水道料金に課せられ、50~60%もの料金が上がることが判明。3市町の市民団体が立ち上り、専門家による講演会、反対署名運動など活発に展開している。 ※詳細は思川開発についての報告を参照。

■荒川中流の洪水調節池

荒川中流部で洪水調整池を造る計画が着々と進んでいるが、それより下流の鉄橋部分の堤防が低いことが問題という指摘もあり、現地を川側から確認する、国交省の船による荒川下流部の見学会を8月末に開催(埼玉の川を考える会主催)。

■霞ヶ浦導水事業裁判

那珂川漁協など那珂川流域の漁協が霞ヶ浦導水事業の工事差し止めを求めて提訴した裁判。控訴審を重ねてきたが、本年4月27日和解が成立終結した。当裁判には濱田篤信、嶋津暉之の市民連絡会会員が弁護団のアドバイザーとして参加。茨城の会も会として支援している。

■鬼怒川水害賠償請求訴訟

2015 年 9 月の鬼怒川水害は約 40 万ヘクタール(東京都江東区の面積に相当)が水没。8000 世帯が被災した。以降、常総水害被害者の会と八ッ場ダム住民訴訟に関わった弁護士が中心になり、被災者に呼びかけ訴訟の準備を進めてきたが、本年 8 月 7 日、水戸地方裁判所下妻支部に国家賠償法に基づき訴状を提出した。原告 32 人(法人 1)。第 2 回口頭弁論は 11 月 28 日。下妻支部。

■鬼怒川水害裁判を支える会

上記訴状提出と合わせ「鬼怒川水害裁判を支える会」は発足した。幾多の市民団体に呼びかけ、水源連各位のご厚意も合わせ、10月24日現在、会員:111名 協力会員(カンパ)35名 収入:546000円。 日々会費は寄せられている。

■東京の水問題

東京の水連絡会では、防災井戸の調査、下水処理場や浄水場の見学会、水道民営化法案の検証などを通して、人口減少・災害激化という状況の中、水余りと施設老朽化に直面する東京の水政策への問題提起に取り組んでいる。

問い合わせ先:

氏名	神原禮二	電話	090-4527-7768	メールアドレス	garyoan@tiara.ocn.ne.jp
----	------	----	---------------	---------	-------------------------

団体名	STOPハッ場ダム・市民ネット				
対象事業名	八ッ場ダム				
事業地名	群馬県長野原町	事業者	国土交通省		

心ならずも諸事情にて昨今は特筆できる活動履歴のない当会からは、来年度完成の八ッ場ダムの 惨状を、懸命に闘われている全国の皆様に同じ轍をふまないようにと祈るような気持ちで、一端を お伝えし報告にさせて戴く次第。負の遺産阻止への英断を求めてやまない思いを込めて、お許しを。



11/10の八ッ場ダム本体工事現場である。ダム堤建設現場を見るのにも私たち市民層には立入禁止区域だらけで、わずかな定点観測的な場所の一つ、八ッ場大橋(1号橋)上からの撮影である。 左岸歩道の木立がことごとく伐採された今は、転流工が露わになった。旧川原温泉駅に近く絶景の見学場所であった滝見橋付近は写真のように変貌した。眼を凝らせば、幸いにして滝見橋はまだあり「白糸の滝」も岩陰で見えぬが流れている由でいたわしい限り。八ッ場大橋等は工事用道路として使用中だが先々、これらの橋梁はどうなるのか? 通例は水に溶けない素材はそのままだが、地元民によれば強酸性/ヒ素混じりの特異な湖水のため、たぶん撤去されるだろうとの見方だ。

もはや、秋は紅葉の景勝地として名をはせた吾妻渓谷を想わせるよすが等は見出せず、突き上げてくるのは「破壊も破壊! 歴史的暴挙だ、愚挙だ」との怒りと口惜しさのみ。

右はダム建設現場直近の、付替え国道 145 号線の 法面。ダム堤左岸一体は酸性熱水変質帯で地滑りが 懸念され、上流 2.号橋付近は有数の地滑り地帯だ。

昨年3月まで大規模補修が行われたにも拘わらず



1年たたずしての異様な光景に変容。県費にも限界が

赤さび色→ 道なので、2010/12 開通時~県に移管された)。 治いの茂みには、有害スラグが放置されたまま だが吾妻川のスラグ撤去も完璧ではないだろう。

あろう(※3桁国道なので、2010/12 開通時〜県に移管された)。 さらに続く道路沿いの茂みには、有害スラグが放置されたまま である。確認不可だが吾妻川のスラグ撤去も完璧ではないだろう。 これらの基本的な安全対策を疎かにしたまま、今夏は「ダムツ アー」に浮かれていた。原発の二の舞を恐れる。際限ない血税 投入よりも、ダム建設凍結への選択判断が、今ならギリギリ可能。

氏名 鈴木郁子 電話 09029104722 メールアドレス spq272s9@rondo.ocn.ne.jp

団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議			
対象事業名	霞ヶ浦導水事業			
事業地名	茨城県	茨城県 事業者 国土交通		

1 漁業者の支援

茨城県・栃木県8漁協による霞ヶ浦導水事業差止訴訟控訴審の支援を続けてきたが、2017年11月17日、東京高裁から和解による解決案が提示された。和解案は本格運用前にモニタリング調査を行い影響を把握し、漁業に影響が生じないように配慮して本格運用を行うとするものであったが弁護団から和解案に部分的修正を求め2018年4月27日東京高裁において和解が成立した。和解条項の概要は以下のとおりである。

- (1) 被控訴人は漁業への影響に配慮し、控訴人の意見を尊重する。
- (2) 那珂機場での本格運用が開始されるまでの間、意見交換の場を設置する。
- (3) 意見交換の場での意見を踏まえ本格運用の方法を決定する。
- (4) 控訴人はその余の請求を放棄する

2 市民集会等の開催

当該事業の新規都市用水開発、霞ヶ浦の水質浄化および正常な流水の維持の3目的が達成されるものでないことと当該事業による那珂川水系への漁業被害率が50%にも及ぶことを確認しているのでは、和解による解決を市民として認めることはできない。漁業者による差止訴訟の支援を終え、当該事業阻止へ向けて新しく以下の活動を開始している。

- (1) 2018年6月24日 第1回「和解で良いのか霞ヶ浦」市民集会を土浦で開催.
- (2) 2018年8月16日 第2回「和解で良いのか霞ヶ浦」市民集会土浦で開催
- (3) 2018年9月22日 霞ヶ浦導水事業活動報告集会を取手市で開催
- (4) 2018 年 9 月 28 日 霞ヶ浦導水事業活動報告集会を土浦市で開催
- (5) 2018年10月18日 第17回世界湖沼会議霞ヶ浦セッションで当該事業の見直しを提案
- (6) 2018 年 10 月 25 日 霞ヶ浦導水事業をテーマに自由討論 筑波大キャンパス

3 要望等

- (1) 2018年7月4日 茨城県知事および国土交通省に対し当該事業の中止を申し入れ
- (2) 茨城県へ「県民要求実現茨城共同運動連絡会」をとうして当該事業からの撤退を要望
- (3) 2018年10月13日第34回水郷水都全国会議で霞ヶ浦導水事業中止を求める特別議案を採択

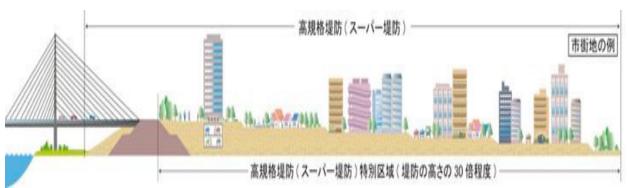
4 広報

- (1) 2018年3月31日うなぎ、2030年絶滅か? 霞ヶ浦アカデミー「海夫通信29」に掲載
- (2) 2018 年霞ヶ浦導水事業生物多様性影響評価研究報告書を出版(2018.6.11) ISBN978-8150-0601-3. デザインエッグ社.
- (3) 2018年10月16日. A New Hypothesis for the declining Cause of the Japanese Eel. 第17回世界湖沼会議資料集. P1-3.2018.

問い合わせ先:					
氏名	浜田 篤信	電話	090-3591-1253	メールアドレス	Instksec81@gmaiil.com

団体名	スーパー堤防取消訴訟を支援する会				
対象事業名	高規格堤防(スーパー堤防)事業				
事業地名	江戸川区	事業者	国土交通省関東地方整備局		





人口、資産が高密度に集中する東京圏及び大阪圏において、計画規模を上回る洪水による堤防の 決壊に伴う壊滅的な被害発生を回避し、治水安全度の向上を図るため、まちづくりや土地利用転換 等に合わせて、幅の広いなだらかな勾配の堤防を整備する。

●対象河川 江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川(首都圏・大阪圏内対象総延長 120km)

●工法 まち側に、堤防高の30倍の幅でなだらかに盛り土し、堤防幅を大きくすることで 決壊しない。 (注:堤防高は既存堤防と変わらない)

■ 問題点

①莫大な費用、長大な時間がかかる。水害対策は喫緊の課題であるが、部分的な整備しかできない。30年間の整備率は2.8% ②治水よりも、自治体のまちづくりの機運が高まったところでなされる ③盛り土をするため、住民に家を壊させ、一斉に移転させる必要があり、生活権・財産権が侵害される ④住み慣れたまちから出ていく人も多く、コミュニティが壊される ⑤任意事業でありながら、一体的に行う区画整理や道路事業などにより、強制執行できてしまう ⑥本来は自治体が負担する事業費にも国費がふんだんに投入される ⑦台風の豪雨や東日本大震災により、法面(のりめん)崩れなどが起きている ⑧宅地利用される地区で、地盤強度不足が発覚している(裁判の争点にもなっている)

■この一年の活動報告

- ・江戸川区内の3つの対象地で定例会を開催し、情報交換及び活動内容等協議。 (北小岩地区週1回、北小岩18班地区月1回、篠崎地区月2回)
- ・3 地区合同「スーパー堤防問題を考える協議会」2 ヶ月に1回開催。情報共有・活動内容協議。
- ・「江戸川区スーパー堤防差止訴訟」弁護団会議参加。1月(第4回)、11月(第5回)ロ頭弁論期日案内・傍聴。裁判後、報告集会開催。
- ・「支援の会だより」随時発行。
- ・国土交通省ヒアリング随時実施。国会議員・区議会議員・住民参加。
- ・「アースデイ東京2018」参加。「テンでハナシにならない」スーパー堤防の実態をパネル展示。
- ・「江戸川・荒川スーパー堤防見学会」実施。
- ・「東京の水連絡会」月例会参加。

月	耳	ı١	合	ゎ	. ++	生	
- [15	IJ	v'	. 🗖	17	_	ᇨ	

氏名	稲宮 須美	電話	090 6479 9541	メールアドレス	msa.ina@tbz.t-com.ne.jp
----	-------	----	---------------	---------	-------------------------

- ・江戸川区議会建設委員会に陳情提出・毎回傍聴。審査内容掲載ニュース配布。 陳情は以下の4つ。②~④は審査中。
 - ①スーパー堤防の地盤の強度不足問題の原因究明と、堤防の上に家を建てるまちづくりはやめることを求める陳情(10月に不採択)
 - ②都市計画道路補助第283号線拡幅計画に反対する陳情 (道路事業と一体的にスーパー堤防を進めようとしている事実に対して)
 - ③超過洪水対策にはTRD工法の採用を求める陳情
 - ④溢れても壊れないと言う「スーパー堤防(30H)」の条件を満たせない堤防でも格段の向上、と言うなら、住民犠牲のない新工法で格段の向上を図ることを求める陳情
 - ⑤スーパー堤防が範囲内とする「30H」の根拠を求める陳情

以上

江戸川下流部のスーパー堤防計画 約22km



右岸 約13km 左岸 約9km

[参考]

- 江戸川下流部の高規格堤防で完成した箇所(国交省の開示資料) 計画区間延べ 約22 km(右岸0.4~19.8 km、左岸0.4~14.2km)のうち、1:30の基本形状断面が完成した箇所は延べ510m 整備率 510m÷22 km=2.3%
- 江戸川下流部のスーパー堤防整備の必要年数 江戸川下流部は20年以上前からスーパー堤防事業が始まっている。 20年経過して、整備率が2.3%とすれば 22kmの整備を終えるためには、20年÷0.023 = 約870年

活動報告用紙

団体名	渓流保護ネットワーク・砂防ダムを考える			
対象事業名	霞沢砂防ダム、奥裾花川治山ダム、スゴ谷治山ダム群			
	松本市沢渡地区霞沢、長		国交省松本砂防事務所、林野庁北	
事業地名	野市鬼無里地区清水沢、	事業者	信森林管理署、林野庁富山森林管	
	富山市常願寺川スゴ谷		理署	

霞沢砂防ダムの問題

松本市沢渡地区で梓川に合流する霞沢に 99 年砂防ダム計画ができ、翌 00 年に工事着工。しかし毎年の雪崩や土石流によって工事用道路が破損しその復興に時間がかかりなんと 15 年を費やしてきた。2016 年ようやく本体着工になるが、去年 2 度今年 1 度とダムサイトが土石流によって埋まり(写真左 17.6.15、右 17.7.20)、掘り返すだけで 1 回数百万円をかけている。そのほか工事用道路は毎年どこかかしこが崩れたり流されたりし、当初予算、道路 3 億、本体 4 億が既に 10 億を超えることになっている。元々このような場所にダム建設を計画することに大きな問題があるのだが、国の指針である公共事業の進捗状況には 5 年経っても完成しないもの、10 年経っても完成しない事業の見直し指針があるが機能していない。正に意味のない公共事業の典型と言ってもよいものだ。

角環境

に関しても、毎年産卵時期に工事による濁り水を流し続けてきたため卵が窒息し孵化率が大幅に下がった。このようなことが 10 年も続いたことで去年は産卵遡上魚 1 匹、一昨年 5 匹、今年は今のところ確認できていない。同様なことが全国で行われていると思うと納税者としては黙っていられない。是非砂防・治山問題に関心を持ってもらいたいものだ。





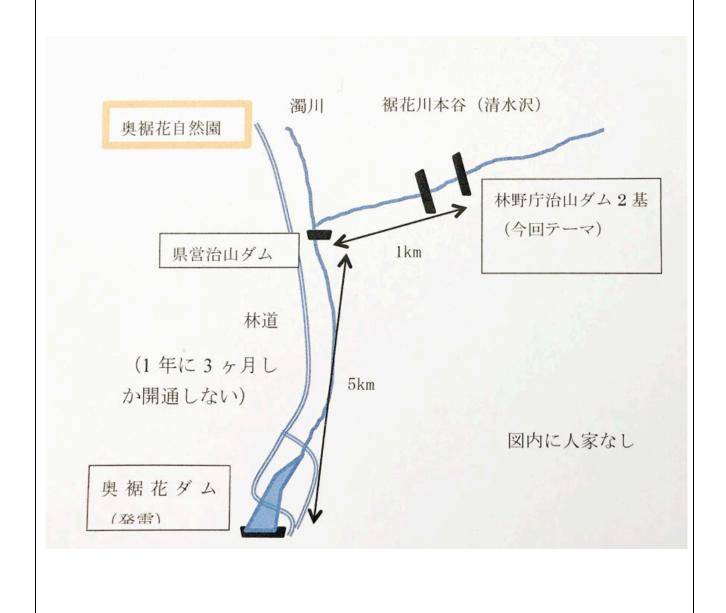
問い合わせ先:連絡先 霞沢砂防、スゴ谷治山 田口康夫 松本市 taguchi@matsumoto.ne.jp 裾花川治山ダム 三井明高 長野市 akitaka@m.email.ne.jp

裾花川治山ダム問題

裾花川上流(清水沢)治山ダムの存在意義を問う

2011 年に作られた鉄骨枠組の透過型治山ダムが流木などで詰まってしまう。堰止湖状態になり、自然な流れを止めるし、元々の目的である土石流に対する防災効果もなくなる。 我々は北信森林管理署に対し、自然な流れの回復を求め、ダムの存在意義を問うている。 ヘリによる流木除去: 2014 年、費用 1100 万円。2017 年 2538 万円。

環境に配慮したはずの透過型が機能せず、流れを止めてしまって、回復に金をかけている。 残念ながら森林管理署にダムを撤去する考えは全くないので、自然の回復や維持管理費 用、防災効果などについてひとつひとつ明らかにしているところである。



スゴ谷治山ダムの問題

富山県常願寺川スゴ谷に 1996 年に 32 基の治山ダム(渓間工)、護岸工 900m、山腹工 9.93ha、運搬路(工事用道路)5.690m、総工費 130 億円 (H19 年評価)の計画が立ち 97 年に着工され 2090年までの期間が計上されている。当然工事費は予想を上回り長い年月の間にはかなりの額が上乗せされる事業である。私たちは富山森林管理署に工事は自然環境を壊す以外にメリットがないということで中止を申し入れたが、受け入れられることはなかった。8 年前、6 年前、今年と現地調査を行ってきたが、工事を入れることでかえって山腹が荒れているという実感を受けている。造る側の根拠としては「明治 24 年及び昭和 44 年の集中豪雨の際には大きな土石流となって下流域の県道 6 号線

を決壊させ、芦峅寺、千垣集落が孤立するなど甚大な被害を及ぼしている。」ということで B/C3.5 という工事のための数字合わせをやっているにすぎない。プレートの沈み込みによる造山運動による隆起によってできている 3 千メートル級の山々が、過去に起きた立山カルデラ内の鳶山崩壊、それ以前に起きたカルデラ中央部の 3 千メートル級の山の崩壊など、地球の歴史からみれば人間の力では対応しきれない土砂流出は幾度となく起きている。また跡津川断層をはじめ山腹崩壊の引き金になる断層も集中している。このような環境の中に今後たかだか 100 年の間に起きるか起きないことを想定しての B バイ C の数字にどれだけの意味があろうか。写真は工事がかえって山腹を壊している現状やイワナが移動できない治山ダム設置など、イワナ天国の美しい渓流が壊されているのが実態である。









太田川ダム研究会

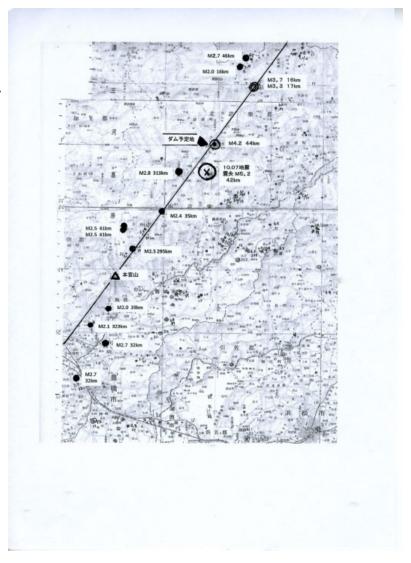
10月14日午前10時14分に発生した表記地震について、一応の情報収集と整理が終わりましたのでお知らせします。

震央位置は国土交通省が建設を企てている総貯水容量1億トンの設楽ダム建設予定地の南約4km。M5.2で、震度1以上を記録した地域は東は横浜から西は島根に及びました。

- 深さが42kmと深いので、震源ほとんど予定地の直下です。 (辺の長さが4cmと42cmの直角3角形を想像してください)
- ●この地震も4月の島根県西部地震、ついこのあいだの北海道地震と同じく、国土交通省や中部電力が金科玉条としている新編「日本の活断層」に全く記載されていない地域で起こりました。
- ●本震を起こした地震断層の走行方向を検討しましたが、防災科研のメカニズム解では北から21.5度、余震分布からは同39度とかなりの差があります。私ども太田川ダム研究会がこの2年半ほどの間に集積したデータでは、三河本宮山と津具村を結ぶ線上でM2以上の地

震が繰り返し発生しており、 この直線の走行角は35度で両 者の中間に来ます。この直線 はダム予定地と今回の地震の 震央との間を通っているので、 ただでさえ地質が悪したこと 電源開発会社が撤退したこと のある予定地の真下をかな 活発な活動をする長大な震源 断層が走っている可能性があります。図を添付します。

全国紙、地方紙、TVとも例のごとく、静岡県西部で地震があったというだけで以上のような事実を全く伝えようとしません。このまま建設が強行されれば、豊川下流域の多くの住民の安全はどうなるでしょうか。



団体名	設楽ダムの建設中止を求める会				
対象事業名	設楽ダム建設事業				
事業地名	愛知県設楽町	事業者	国土交通省		

2017年、私たちは大きな取り組みを決断しました。それは新たな住民訴訟の提起です。

設楽ダムの住民訴訟は、第1次訴訟を 2007 年 4 月に名古屋地裁に提訴しております。2010 年 6 月に請求棄却の判決、2013年4月に名古屋高裁が控訴棄却の判決、2014年5月,上告棄却が決定し ております。第 1 次訴訟の判決時点では、まだフルプランの目標年度には至っておらず、予測が過 大であるか否かは確定しておりませんでした。2017年3月に予測が過大であることが確定し、未だ 本体工事は始まっておらず、事業中止の判断は十分間に合うと判断しました。そして設楽ダム事業 への公金支出差し止めを求める第二次訴訟を提起する方向で、勉強会&説明会を開いてきました。 会員らの賛同を得て訴訟へと取り組みを始めました。

第2次訴訟では、水道用水の不要性のみを理由にしています。

第2次訴訟の概要は以下の通りです。



朝日新聞2018.5.24付

て最高裁まで争ったが、 設楽ダムを巡っ

この度、目標年の 2015 年が経過し、2017 年3月に2015年度の『愛知県の水道 水道 年報』が公表され、豊川水系の上水道の給水 量(日最大)は27.0万㎡でした。

目標年の実績値によって、愛知県需給想定 調査の想定した需要値にならず、かつ、設楽 ダムのない既存施設で供給可能なことが確 定しました。設楽ダムの水道用水は必要でな くなったのです。

さらに、余剰の工業用水を利用すると、上 水道の近年2/20供給可能量は34.5万㎡にな ります。

このようなとき、利水者はダム建設事業から 撤退をすることができ、特定多目的ダムの場 合は、ダム使用権設定申請の取下げを行いま す(特ダム法施行令1条の2第2項)。ダム 使用権設定予定者がダム使用権設定申請を 取り下げたときは、以後の費用負担金の納付 義務がなくなるうえ、納付した費用負担金も 返還されます (特ダム法 12 条)。

愛知県は、設楽ダムの水道用水が必要でな くなった以上、ダム使用権設定申請を取下げ なければなりません。これをしないことは、

地方財政法4条1項(経費の必要かつ最少限度の原則)及び地方自治法2条14項(最少経費による 最大効果の原則)の違反になります。

以上の次第で、設楽ダムの愛知県の水道用水の費用負担につき、①ダム使用権設定申請の取下 をしないことの違法確認、②負担金の支出の差止を請求いたしました。

(第2次訴訟在間弁護団長の設楽ダムの中止を求める会第48号寄稿より抜粋)

氏名	奥宮芳子	電話	0532-54-7305	メールアドレス	okumiya@xj.commufa.jp
----	------	----	--------------	---------	-----------------------

第二次訴訟ではより多くの方の参加を求めて、第2次訴訟原告団を設立し当会は応援する、という立場を取りました。原告団長には共同代表として名古屋市と新城市の2市から2名が選ばれました

2018年3月14日、第二次訴訟の前提となる監査請求には552名の住民から請求人として署名をいただき、監査請求書を愛知県監査事務局へ提出しました。

5月23日第1次訴訟よりも多い162名の原告をもって名古屋地裁に提訴しました(写真)。



当日はNHKテレビ局をはじめ 数社のテレビ局、新聞社が取材に来 ました。当日の夜の報道番組に取り 上げられるなどメディアの関心は 高かったです。

第2次住民訴訟は、今年11月20 日に第1回口頭弁論を迎えます。 設楽ダムの建設中止を求める会で は第2次訴訟を全力で応援してい くことを第12回総会で確認しま した。

なお当会は2018年3月の第 12回総会をもって新たな代表(倉 橋英樹、澤田恵子の2人の共同代

表)を迎えることになりました。2007 年 4 月第 1 次住民訴訟の提訴から、2014 年 5 月の最高裁の 棄却決定まで 7 年、さらに 2018 年の第 2 次訴訟の呼びかけと 11 年間の長きに亘って、5 0 0 人を 超える会の代表として当会の運動を牽引してきた市野和夫氏は代表を辞任しました。市野氏の辞任 にあたりポッカリと穴の開いたような寂しさと不安を感じた会員は少なくなかったと思います。し かし、住民訴訟、立ち木トラスト運動、地質地盤問題と多様な運動を継続し、「必ず設楽ダム建設 を止める」運動を展開していくには次世代の若い力は欠かせません。アラフォーの若い代表にバト ンタッチすることが総会で承認されました。

新たな代表のもとで2回の講演会が開催されました。

●2018 年 7 月 14 日 会場: 豊橋市商工会議所 401 会議室

第二次訴訟決起集会 報告/なぜ住民は2度提訴したか 報告者/在間正史弁護士

●2018 年 8 月 26 日 会場:豊橋市民センター大会議室

講演会

1部 「未解決の地質上の課題・水漏れ、深層崩壊」 報告者/市野和夫さん(元愛知大学教授) 2部 「ハッ場ダム予定地は、いま」 報告者/ 渡辺洋子さん(ハッ場あしたの会事務局)

来年1月20日は「「ほたるの川のまもり人」上映会と学習会」を新城文化会館で開催予定です。 以上

団体名	導水路はいらない!愛知の会				
対象事業名	木曽川水系連絡導水路(徳山ダム導水路)				
事業地名	岐阜県	事業者	(独)水資源機構		

<「凍結」というけれど…>

2009年秋、当時の前原国交相が、この事業を「凍結」するとし、現在も「凍結」は続いている。しかし「凍結」中も、「水資源機構木曽川水系連絡導水路建設所」は存在し続け、毎年2億6300万円が支出されている。

2010年から始まったダム等の「再検証」のうち、国直轄・水資源機構が事業者となっているもので、 残ったのは木曽川水系連絡導水路事業だけとなった。「ダムに頼らない治水」を標榜しながら「再検 証」の話が出てきたはずだが、もともと導水路事業は洪水防御とは何の関係もない、無理に「再検証」 対象に押し込んだといえるだろう。

昨年から「木曽川水系流域委員会」が再開され、導水路事業も議題の一つになったが(もちろん「やめる」などという話は出ていないが)早く事業を進める、という声も強くはない。現に水は余っていて、将来もっと需要が減ることが明らかなのだから、愛知県も名古屋市も積極的にはなりにくい。国交省サイドにしても、特に今年は豪雨災害が頻発して「平六渇水以上の異常渇水に備えるため」に優先的に予算を配分するのは容易ではないのだろう。

そうはいっても「一度立てた事業計画は消えない、なりを潜めたように見えても、ゾンビのごとく復活し、そのときには予算は何倍にも膨らむ」というのが、これまでの公共事業の"常識"だ。この常識を覆し、正式に事業実施計画を廃止にもっていくには、もっと「徳山ダム導水路は要らない!」という市民の大きな声で、利水者(自治体)に撤退を迫らねばならない。

2002年の水資源機構法、2003年の同法施行令で、「撤退」とその負担ルールが定められた。利水者(自治体)は自らの判断で撤退できる制度が確立したのだ。愛知県と名古屋市は、「徳山ダムができちゃったから」というだけの理由でさらにお金を使う愚を悟り、一刻も早く撤退を決めるべきだ。

<10月6日「徳山ダム導水路ツァー」>

当会も参加している「よみがえれ長良川実行委員会」主催で、10月6日に「導水路『凍結』から 9年!徳山ダム運用10年!徳山ダ

ム導水路ツァー」を行った。

バスの定員(40名)が一杯となる 盛況だったが、残念ながら台風接近で 天気が悪く、夜の部として準備してい た「貸し切り船による長良川鵜飼い見 学」は、岐阜市が朝に「この日の鵜飼 い中止」を決めたので、お流れになっ てしまった。

それでも小雨の中、バスは予定通りのコースで見学をした。バスツァーの最後の見学地、長良川への放流口の予定地の古津についたときには、何とか雨が上がって、集合写真が撮れた。



問い合わせ先:

氏名 加藤伸久 電話 090-3445-5913 メールアドレス ra28745@wd6.so-net.ne.jp

<おさらい、「徳山ダムができちゃったから」導水路計画>





図表-1 全体計画

図表-2 費用負担

- 諸元 【上流施設】延長約 43km、最大通水量 20.0 m²/s、【下流施設】延長約1km、最大通水量 4.7 m²/s
- 事業の目的
- ① 異常渇水時の緊急水の補給

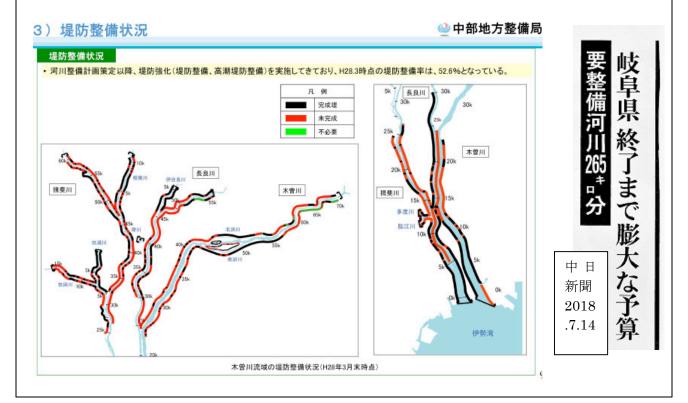
木曽川水系の異常渇水時に、徳山ダムの渇水対策容量のうち4,000 万㎡の水を木曽川及び長良川に導水し、河川環境の改善を行う。

① 新規利水の供給

徳山ダムで確保される愛知県及び名古屋市の都市用水を最大 4.0 ㎡/s 導水し、木曽川で取水を可能にする。

<要らない事業にお金を使う弊害>

ひと言でいえば、必要な治水事業にお金が回らない。木曽川水系の堤防整備状況は甚だお寒い。直轄区間でも整備率はたった52.6%。岐阜県管理区間はパーセンテージを出していないが、10年間かけて、最優先の50 k mを整備するという。265 k mを整備するのは50年がかりだ。大災害はいつ起こるかわからない。このままでは、要らない事業によって「自然破壊は前のめり、住民の安全は後回し」ということになってしまう。河川事業における発想の転換の必要性は「待ったなし」である。



団体名		長良川市民学習会			
対象事業	木曽川水系連絡導水路、長良川河口堰				
事業地名	事業地	岐阜県、愛知県、三重県	事業者	水資源機構	

●木曽川水系連絡導水路事業の中止をめざして

2007年「長良川に徳山ダムの水はいらない!」と木曽川水系連絡導水路事業の 中止を求めて発足したわが長良川市民学習会、1mの工事もされることなく着工 を許してはいませんが、事業「凍結」状態が続き中止させるまでに至っていませ ん。今年6月26日木曽川水系流域委員会では、本事業について「平成31年度以 降も新たな段階に入らずに水理水文調査等の環境調査を継続しつつ、引き続きダ ム事業の検証にかかる検討をするものとする」と了承していますように、だらだ らと「調査費」などの名で金を支出し続けています。私たちは、よみがえれ長良 川実行委員会の仲間とともに、10月6日40名の市民の参加で「徳山ダム運用10年! 導水路凍結9年! 現地見学ツアーを行い、事業の必要性を糾すイベントを取り組 みました。詳しくは、「導水路はいらない!愛知の会」の報告をご覧ください。

●長良川河口堰の開門調査の実現をめざして

2015年長良川河口堰運用20年を機に私たちは河口堰の開門調 査の実現を求めて「よみがえれ長良川実行委員会」を結成しま した。以来、この実行委員会を中心にして取り組みを進めてい ます。

2017開門シンポジウム

2017年12月2-3日、開門シンポジウムを開催しました。「開 門」という共通の課題を持つ、韓国釜山の仲間と諫早の仲間を 招聘し開門に向けた討議を長良川国際会議場において約80名の 市民の参加で行いました。翌日は、「長良川河口堰の開門で塩



長良川河口堰(三重

ガン河口堰の開門に向

なるなど、

岐阜で市民団体 ヘシンポ 長良川河口堰

ムが一

日

岐阜市の長

講演した。

展望を探るシンポジウ

2017/12/3 中日新聞

害は発生するのか?」をテーマに30名の参加で現場視察を行いました。このシンポと現場視察の内容は 今年6月30日発行の「2017開門シンポジウム報告書」でまとめられています。諫早湾のゲート開放をめ ざすたたかいの経過や2025年ナクトンガン河口堰全面開放めざすプサン広域市と市民の連携の取り組み がよく分かりますので、是非読んでください。

2/10伊勢湾流域圏再生シンポジウム-Ⅲ

2018年2月10日伊勢湾流域圏再生シンポジウム-Ⅲを豊橋市で開催しま した。この取り組みは生物多様性条約締約国会議COP10を地域から支え た伊勢湾流域のNGOとよみがえれ長良川の運動の流れから生まれたも のです。会場は毎年東海三県を巡り3回目となります。



2018/2/10 伊勢湾再生シンポ

問い合わt	せ先				
氏名	武藤仁	電話	090-1284-1298	メールアドレス	mutohitoshi@yahoo.co.jp

経済優先の政治が強まるもと、今回は「生物多様性と開発」をテーマとしました。講師には米軍に蹂躙される「沖縄の自然」を守るたたかいの先頭に立つアキノ隊員(秋野宮城)を招き学びました。約80名の市民が参加しました。地元からは高校の生物クラブの発表もありました。

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会

愛知県は大村知事の公約のもと長良川河口堰の開門調査の実現をめざす取り組みを2011年以来進めています。県が設置する愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会は、国が合同委員会を拒否するもとで、県民に長良川への関心を深めようと「長良川流域講座」を5回開催してきました。2018年度では検討委員会が編集したパンフレット『166キロの清流を取り戻すために-まずは長良川河口堰の「プチ開門」を実現しよう』をもとに「長良川の環境・利水施設見学会」を11月4日と11月18日に開催しました。長良川市民学習会は、検討委員会、見学会に積極的に協力しています。



2018/11/4 愛知県長良川見学会



2018/5/13 よみがえれ長良川ブース

5/13 ぎふメディコス祭りにブース「よみがえれ長良川」を出展

5月13日メディコス祭りにブース出展参加し、クイズ「長良川」を企画 し、河口堰の開門と導水路事業の中止をアピールしました。家族連れなど約 250名がクイズに回答。「よみがえれ長良川」コーナーは大盛況でした。

5/27 長良川下流域環境観察会

今年も湿地のグリーンウエーブに参加して、5月27日に長良川下流域環境観察会を開催しました。15名が参加。「河口堰のある長良川」と「河口堰が無い揖斐川」の恒例の比較観察です。背割堤を隔てた隣接位置でそれぞれのヨシ原・藪に入りカニを捕る観察では長良川の生態系崩壊は歴然とします。詳しくは長良

川市民学習会HPの観察会報告をご覧ください。YouTubeも観られます。



2018/5/27 左: 揖斐川-81 匹、右: 長良川-1 匹

5/31岐阜県交渉

5月31日「長良川河口堰の開門調査」「徳山ダム導水路事業の中止」「内 ケ谷ダム建設の再検討」を求めて岐阜県交渉を行いました。観察会で採取 した河口堰周辺のヘドロを持ち込み環境の悪化を訴え「開門調査」を迫り ましたが河川課長は、理解を示そうとしませんでした。

8/31「ほたるの川のまもりびと」試写会を水源連の遠藤共同代表の報告と合わせ8月31日に開催しました。約60名の参加者からは「すごいたたかいだ!知らなかった」「勇気をもらった」などの声が寄せられました。

今年は長良川でも記録的な洪水がありました。9月23日現場で伊勢湾台 風などの経験を学ぼうと「河口の桑名でお話を聞く会」を開催しました。



2018/6/4 中日新聞

団体名	NPO 法人	、 伊賀	・水と緑の会		
対象事業名	川上ダムおよび伊賀市水道				
事業地名	三重県伊賀市	事業者	水資源機構および伊賀市		

川上ダムが本体着工された今年、とにかく伊賀市民のダム負担軽減につながる水源廃止阻止に主 眼を置いて、活動しました。

これは、それだけが伊賀市の利水撤退の道を開く可能性があり、ひいては、川上ダム見直しのき っかけになる唯一の望みと考えるからです。

水源廃止問題を未だ未だ知らない市民が多く、知らせて行く事に勤めました。

地元水源廃止を知っていても諦めムードの空気から抜け出していただく為に、活動を頑張ってきま

一昨年の自治体学校に出向いたことで、4 月の総会記念講演会に近藤夏樹氏(名古屋市職員)を お迎えすることになり、その関係で「身の丈にあった水道事業は住民の暮らしを守る」と説く保屋 野初子先生講演会を、水源廃止が予定されている水の味にこだわる地域で実現しました。

10月28日の講演会後からは、何がどう動くのかまだ未知数でここに報告する事は残念ながら揃 いません。

後追いながら解って来た伊賀市水道事業に対して、???の部分をなんとか白日の下に詳らかに したいです。

また年代を超えて特に次世代の人々に関心を持っていただくには、どうしたら良いのか悩むとこ ろです。

しかし、行く手を遮られることなく、細いながら道が次々と開けて来た事も事実です。 最近の活動を伝える記事を転載します



賀・水と緑の会」は二十八 を探って」を開く。 保屋野初子さんを招き、 『事業計画》 伊賀市 浜田不二子代表=柘植町 が予定されており、 環境ジャーナリストの 柘植地区市民センター 小規模水源の可能性 のNPO法人「伊 で一部水源の廃 市の水 同会 講

える。 関心をもってほしい 存に向けて、 水源と森は大事な財産。 めが丘浄水場」 一水源を廃止し、 上ダムを水源とする「ゆ 市は市内の七浄水場、 午後 一~四時。 市民にもっと 「身近な水源 次世代にお から給水す 建設中の と訴

槙山第一 るツ は

アー

を開 水源 水源

<

申し込み

を巡 9

朝古川

(柘植町) (槙山)

二十七日には、

27日ツアー 28日

2018,10:11

規模水源を守ることの意義 にしたい」と来場を呼び や方法を語る。 策や水道問題について多く 伊賀の水源保存のヒン 著書がある。災害時の水 安定供給など、 保屋野さんは、 浜田さんは 山奥の小 脱ダム政 てい 掛 1

問い合わせ先:

氏名 浜田不二子 電話 メールアドレス

飯盛結衣

69)0148=<0

浜田さん=080(53

伊賀・水と緑の会 柘植 源巡る



❷朝古川源流の水源を訪れ、 に驚く参加者 水の透明度

道部職員

毎一いずれも伊賀市柘植町で の朝古川浄水場の概要を説明する上下水

中

-

度から順次、市内の七浄水 の基本計画では二〇一九年 ・水と緑の会」の主催。市 む地元のNPO法人「伊賀 環境や生物保護に取り組 山 した。市の水道事業基本計画で廃止が予定される朝古川水源(柘植町)と槙山第一水源(槙 を訪れ、普段飲んでいる水道水のあり方について考えた。 ダム(建設中)を水源にする 会は「次世代においしい水を する方針を打ち出している。 場、十二水源を廃止し、川上 ゆめが丘浄水場」から給水 いる。 残したい」と計画に反対して (飯盛結衣)

川浄水場では、同行した市上 下水道部の職員が「水質の異 二三年度に廃止予定の朝古

いくことはできないのか」と というが、少しずつ更新して 水源を残したい。施設が古い は「子どもたちの世代にも先 ハが守ってきた豊かな地元の 会の代表の浜田不二子さん ぜて浄化処理している」と説 なる朝古川と柘植川の水を混

る証拠だ」といった意見が出 ないのは、おいしい水がとれ なのは無防備ではないか 施設の上流に民家や田畑が 参加者からは「施設が無・

伊賀市内の山奥を流れる水源を巡るツアーが二十七日あり、親子連れを含む十四人が参加

飲み水のあり方考えて

けないのか」と声が上が 上ダムから水を引かないとい 水はすごくおいしい。なぜ川 姿も。参加者からは「柘植の が高く、川底にはサワガニの 朝古川源流の水源は透明度

参加し、「水質も良く水量も 保屋野初子さん(環境学)も み。大規模一元化ではなく、 広域に影響が出る脆弱な仕組 で何十まと各地区へ水を引く 供給の観点からも「大きな管 げかけた。災害時の水の安定 水源」と市の方針に疑問を投 豊か。十分使える保持すべき ため、災害で管が破損すれば 道問題に詳しい

星槎大教授の 小規模分散化の時代だ」と指 ツアーには脱ダム政策や水

> 後1時から伊賀市柘植町の 柘植地区市民センターで開

「NPOと住民と市でつく

た小規模水道」を28日午

源を維持するよう訴えてい 減し、市内各地の既存の水 から撤退して市民負担を軽 なる」と主張。ダムの利水 行すると「ダムにためた水 が川上ダム(建設中)に移 では水道水が確実にまずく 水と緑の会は、市の水源

朝白 小規模 考える講演会 の水道

講

らい、既存の水源を守りた 整備した実例を話しても

自治体とで小規模水道を

緑の会は、地域の小規模水 道について考える講演会 組むNPO法人伊賀・水と 伊賀市の水道問題に取り 伊賀 28日 69.0148) < 0 ーディスカッションをす 演後は参加者を交えてフリ いと考えている住民に方策 のヒントにしてもらう。 参加無料。

水と緑の会(080・53 問い合わせは

講演では、

の保屋野初子教授に、岡山星槎大学(本部・神奈川県)

通信制大学•

与するNPOと地元住民、 県の限界集落で自身の関

団体名	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止住民訴訟弁護団				
対象事業名	天ヶ瀬ダム再開発				
事業地名	京都府	事業者	国土交通省		

天ケ瀬ダム再開発裁判の現状

1 天ケ瀬ダム再開発裁判の概要

天ケ瀬ダム再開発裁判は、2015年1月23日に訴えを提起しており、提訴から約4年にわたる審理が続けられてきました。この裁判は、天ケ瀬ダム再開発事業(京都府宇治市の天ヶ瀬ダムの左岸山中に617年のバイパストンネルを通すことで最大600トン/sの放流能力を確保し既存のダム放流量900トン/sと合わせて放流能力を1500トン/sに増強する計画)対する京都府の公金支出の差止めや損害賠償を請求している事件です。京都府の財政における健全性を確保するため、住民監査請求を経て、住民訴訟で審理されています。この裁判では、治水、利水の必要性の有無、事業効果の有無、ダム等の耐震性の確認、河川施設の安全性確保、淀川水系の自然景観、環境の保全如何が論点となっています。

これまでの間、住民ら原告は情報の少ない中、嶋津暉之先生ほか専門家の意見を頂戴し、数次にわたって現場を視察しながら、天ケ瀬ダム再開発事業の問題性を明らかにすべく主張立証を行ってきました。

しかし、被告である京都府知事からは、「国の事業なのでわからない」、「明らかな違法がある計画とはいえないので、支出をしたことは違法ではない」などと主張が繰り返されて、天ケ瀬ダム再開発事業の問題性に正面から向き合っている様子はありません。国の直轄事業に関しては、住民が事業主体である国に直接訴えることはできない法律となっていることが遠因となっています。

2 被告の主張が変遷

そうしたところ、平成30年10月24日、京都地方裁判所における、第19回弁論準備手続期日 におきまして、被告から従前の主張が誤りであった旨が主張されました。

従前の主張では、利水の観点で、天ケ瀬ダム再開発事業の必要性については、利水容量拡大のために低下する水位において840㎡/sの放流能力を確保しなければならないため、水位低下のために低下する放流能力を補う必要があるといっていました。

これが、840 m²/s の放流能力を確保しなければならないために補う必要があるという説明は誤りであって、あくまで費用負担割振り上の考え方に過ぎないと言い始めたのです。

そうすると、利水・治水の観点での、天ケ瀬再開発事業の必要性は、どこにあるというのでしょうか。今後、この点を追及し明らかにすべく検討中です。

3 違法性の問題

天ケ瀬ダム再開発事業の計画が、必要性が全くない、根拠のない計画であれば、その計画を前提とする国の京都府に対する納付通知は、違法なものと考えられます。その違法の程度については、違法性の判断基準について双方争いがありますが、被告の主張する基準「重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵がある」によっても、支出が違法であると認められるのではないかと考えられます。

4 今後の裁判の進行

天ケ瀬ダム再開発裁判の進行としては、住民ら原告と被告である京都府から双方の主張立証の大枠 は尽くされつつあります。今後は、事業主体である国に対する調査嘱託や、嶋津先生をはじめ専門 家の先生の意見聴取を頂き、天ケ瀬ダム再開発事業の必要性がないこと等につき、最終的な主張を まとめる段階にあります。裁判としては佳境に入っていくところです。

天ケ瀬ダムをはじめとする戦後に建設されたダムの多くは、これから次々と耐用年数を越えていくことになります。このため、全国各地で「ダム撤去・補修」に関わる課題が、河川流域住民の生命・財産の保護、河川及び周辺自然環境の保全の必要性から大きな社会問題として提起されてくることが確実です。引き続き、みなさまからの情報提供とともにご支援をお願いいたします。

問い合わせ先: 氏名 弁護士 **喜多啓公 電話** メールアドレス

団体名	安威川ダム反対市民の会			
対象事業名	大阪府営安威川ダム建設事業			
事業地名	大阪府茨木市	事業者	大阪府	

一昨年には、全国から安威川ダムにお越しいただき、大変お世話になりました事、お礼申し上げます。

安威川ダム建設は、残念ですが、みなさんがお越しになった後も、工事が進められています。昨年末に、ダムサイト底部で看過できない程の想定外破砕が発見され、工事が一時ストップしました。しかし、地盤強化のために当初予定の4倍のグラウチングを実施するとして、工事費をおよそ100億円上積みする補正予組んで対応しています。そのため、竣工予定が2020年から22年に延びております。

他方、市民の会は、前回ご報告させていただきました公金差止訴訟を粛々と進めております。 先日、弁護団会議が90回を超えました。弁論は、20回を超えています。

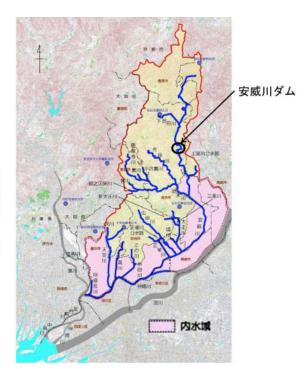
私たちは、嶋津さんや田結庄さんのお力を得ながら安威川ダムの治水効果や地質の安全性について 論戦を挑んでおります。ところが大阪府は、私たちの追及に対し正面から反論せず(できず?)、す べて「マニュアル通り」を貫いています。さすがに裁判所も被告の市政を問題視しつつあります。

弁護団では、今の裁判長が判決を出す気があり、年明けには進行協議にはるのではないかと、見通 しています。

上記のように、全国のみなさんにご報告できる目新しい取組みもなく、地味に裁判を続けています。 ダムの竣工が先か、判決が先か・・・ダム建設は推し進められているという状況の下、「できること はすべてやる」という思いで、弁護団の皆さんは熱心に取組んでくださっています。判決内容は、さ ておき?!

神崎川・安威川 流域図

安威川ダムより下流 の安威川本川域はほ とんどが内水域(内 水氾濫域)なので、 ダムがあっても氾濫 する。



氏名 江菅	洋一	電話	090-5045 -5133	メールアドレス	y-esuga@muc.biglobe.ne.jp
-------	----	----	-------------------	---------	---------------------------

活動報告用紙

団体名	大阪安威川の治水を考える流域連絡会					
対象事業名	大阪府営安威川ダム事業					
事業地名	大阪府茨木市生保地先	事業者	大阪府			

この一年の活動報告

西日本豪雨災害ではダムの貯水機能の限界と弊害は明らかになりました。当会では全国水源連の知 見や集団的議論に基づき、会員の日本共産党畑中たけし議員が9月定例市議会で質疑した内容を紹 介します。以下のことが明らかになりました。その1 建設中の安威川ダムは洪水調節方式が「自 然調節方式」のため、予想を上回る豪雨の場合の下流の被害発生の可能性がさらに大きいことが明ら かとなりました。 大阪府や茨木市はこの危険性を流域住民に説明してきたとしていますが、そんな 話は聞いたことがありません。その2 安威川本川大洪水の場合の支流茨木川等への逆流現象(バ ックウォーター) について質疑したところ、現在のハザードマップに予測しているとしていますが、 その具体的内容は答弁できませんでした。その3 広島市など山際のニュータウンの土砂災害が多 く発生しています。茨木市の彩都や山手台新町などか土砂災害特別警戒区域等に隣接していること が分かりました。少なくとも砂防ダムの適切な管理や新設が必要です。また危険な箇所の開発は認 めない対応も必要です。 その4 大量の流木の発生が被害を大きくしています。大阪府も茨木市も その発生危険箇所の把握すらしていません。まず把握からはじめさせる必要があります。 その5 河道内の堆積土砂除去や樹木伐採なども西日本豪雨では問題となりました。今年度は安威川流域で の大きな工事予定はありません。働きかけを強める必要があります。 その6 流域の「農業用ため 池の活用」など貯留施設の整備の取り組みも遅々として進んでいません。急がせる必要があります。 冒頭いずれにしてもかねてから安威川流域の豪雨災害対策は安威川本川と支流の茨木川、佐保川、 勝尾寺川、大正川、箕川など流域全体の豪雨対策は耐越水堤防整備、河床修復、貯留施設整備、堆 積土砂除去、斜面崩壊防止、低地内水氾濫地域の浸水解消へ雨水管整備等を求めるなど流域全体の 治水対策の強化をあらためて強く求めました。なお10月27日と28日の両日、国土研主催の岡 山県倉敷市真備地区の西日本豪雨災害現地調査にも参加します。追って報告します。

冒頭部分記事録

7月西日本豪雨災害」を教訓とする安威川流域の豪雨災害対策についておたずねします。 まず最初に西日本豪雨災害で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りすると共に、被災された 方々に心よりお見舞い申し上げます。今年7月、西日本を襲った豪雨は犠牲者200名超という甚大 な被害をもたらしました。岡山県の倉敷市真備町では、小田川やその支流で堤防決壊が起こり、2 階まで浸水した家屋が多数発生し51名の住民の命が失われました。愛媛県の肘(ひじ)川流域では、 満水になった野村ダムと鹿野川ダムから、「異常洪水時防災操作」によってゲートが開放され、激 流が下流域を襲い、わずかな間に急激に水位が上昇して9名の住民の命が奪われました。

かねてから安威川流域の豪雨災害対策は安威川本川と支流の茨木川、佐保川、勝尾寺川、大正川、 箕川など流域全体の豪雨対策は耐越水堤防整備、河床修復、貯留施設整備、堆積土砂除去、斜面崩 壊防止、低地内水氾濫地域の浸水解消へ雨水管整備等を求めるなど流域全体の治水対策の強化を求 めてきました。その立場から第1に、西日本豪雨による本川上流ダムの今回の洪水によって、ダム の貯水機能の限界と弊害は明らかになった点についておたずねします。治水の本来的なあり方は、 ダムと堤防(点と線)に依存するものではなく、流域全体的で、命を守るために必要な情報を平時 に共有し、リスクがあることを知った上で、緊急時に備える、流域管理(河川管理とまちづくり) を目指すことだと考えています。そのためには、今回の被害を単にダム操作や情報伝達の問題に矮 小化すべきではないだろうということをまず共有することが、流域住民にとっては重要です。本質 的は問題の前提は、河川整備の優先順序が適正でないこと。本来は、「河川整備計画」を住民参加 で見直すべきであることと考えています。安威川ダムの場合は、「自然調節方式」の穴あきダムで すので、超過洪水によって、ダムの貯水機能が失われる可能性が充分あります。本川上流にダムを 建設しても、「安威川流域洪水リスク表示図」1/100、1/200確率降雨・危険度表示)の 危険度皿(想定浸水深が3.0メートル以上)のリスクが存在することについて住民の情報共有は 出来ていると考えているのかおたずねします。

問い合わせ先:							
氏:	名	畑中孝雄	電話	-35-	メールアドレス		

(答弁) 岸田都市整備部長
安威川ダムの洪水調節能力につきましては、100年に1回の降雨(時間雨量80mm程度)に対応できるものとして、計画されています。安威川ダムは「自然調節方式」であるため、これを超える規模の降雨が降った場合、ダムによる洪水調節能力を一時的に上回り、その結果、下流で浸水が生じる可能性はございます。このことは府においても事業説明などさまざまな機会をとらえて、一般の方々に説明してお
り、今年度後半からは、想定される最大規模の降雨(目安 1000 年確率以上)に対するリスク検討に着手し、その中でダム建設後の評価も行い公表すると聞いております。 安威川ダム完成後の氾濫リスクの開示につきましては、先ほど述べました通り、これから大阪府において行われるものですが、市におきましてもその動きと連携し、周知に努めてまいります。

団体名		城原川を	考える会		
対象事業名		城原川ダム			
事業地名	佐賀県神埼市	事業者	国交省筑後川河川事務所		

この一年

城原川にはダムの是非にかかわらず、大切にしなければならない伝統治水利水施設があり、超過 洪水などの想定外といわれる災害に力を発揮するシステムがあります。ダム建設でそれらは破壊さ れてしまう予定です。地域の土地柄も見ず、机上の計算だけで計画されているダム建設に反対する とともに、それら貴重な安全システムの保全を図っていく活動を行っています。今後は地域の市会 議員、行政等に働き掛けます。

月曜勉強会 (毎週)平均8名ほど参加

定例会では出来ない審議事項の深い話し合いや、それぞれが持ち寄った問題について議論を深めて行く会です。

定例会(毎月)平均13名ほど参加

会員相互の話し合いはもちろんのこと、県の砂防課から $2 \sim 3$ 名の参加があり、市によびかけ市の職員の参加も得ました。対立ではなく、安全という同じ方向を見る地域住民として、行政とも協力しあえるとの思いでさまざまな、議論と提言を試みています。(11 月で 118 回)

機関紙

<u>城原川だより</u>を毎月発行し、個人的配布と共に各公共施設に配付し、啓発活動の基幹としています。(11月で80号)

地域のイベントに積極的に参加し、情報交換を行ないました。

会員の高齢化と固定化が問題点です。

睭	1 1	\sim	to	+	生	
	v	个合	17	ᄕ	ᇨ	

氏名	佐藤悦子	電話	0952-44- 2925	メールアドレス	Teaho74yahoo.co.jp
----	------	----	------------------	---------	--------------------

団体名	石木ダム建設絶対反	対同盟	
対象事業名	石木ダム		
事業地名	長崎県東彼杵郡川棚町	事業者	長崎県と佐世保市

- ◆ 2018年(度)の反対運動の主な流れ
 - ① 付け替え道路工事(第4次)に対する座り込み抗議行動
 - ▶ 工事現場での座り込み抗議行動 ~ 現在まで継続中

2010年から始まった県道付替え道路工事は、石木ダム建設絶対反対同盟と支援者の阻止行動により何度も中断や年度工期切れ等で進展しなかった。現在行われているのは、2016年度から始まった第4次の行動である。2016年4月4日から監視座り込みを再開し、2016年7月25日からは本格的な座り込み抗議行動をとり現在まで継続中である。

この間、24時間監視体制を敷き夜もゆっくり休めない状態が続いた。2017年1月29日、日曜日の早朝6時30分頃に、中央ゲートから重機等を搬入され現場事務所を建設されたのを突破口に、同6月20日には深夜3時30分頃現場詰所を建設された。また、同7月28日の深夜0時頃大型重機2台を搬入され事態は深刻化した。そこで同8月22日からは、工事現場内での座り込み抗議へと切り替えた。重機の下に潜り込んだりして工事に抗議したが、長崎県は職員を毎日15~20人動員し私たちを排除し、工事を少しずつ進めていった。2018年4月頃には、工事個所の広がりと共に実質阻止行動は抗議行動へ移行している。

第4次の座り込み抗議行動は、2018年10月15日で500日目を迎えた。













それでも県は困って

② 長崎県収用委員会対応

▶ 長崎県収用委員会は結論出さず・・・長崎県政との一体化 歴然である

長崎県は水没予定地内全ての未買収地と家屋等を収用 裁決申請した。県収用委員会は2017年8月までに審議 を終えたようだが、いまだ結論(裁決)を出さないでいる。



③石木ダム事業認定処分取消請求事件

2015.11.30 提訴 長崎地裁 原告110名

- 第 12 回証人尋問③利水(2018. 1. 9 首都大学)
- 第 13 回最終口頭弁論(2018. 3.20 結審)
- *判決 2018. 7. 9 長崎地裁武田瑞佳裁判長 「原告敗訴」の判決
 - ◎ 判決後要請行動
 - 長崎県庁土木部へ (2018. 7. 9)
 - ・佐世保市役所へ(2018.7.10)
 - ・九州地方整備局へ (2018.7.10)
 - ·東京行動(2018.7.18~19)

※福岡高等裁判所へ控訴

2018.7.23 原告106名

·第1回口頭弁論予定 2018.12.19



④石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

2017. 3. 6 提 訴 長崎地裁佐世保支部 原告608名



- •第4回口頭弁論(2018.1.22)
- •第5回口頭弁論(2018.4.23)
- •第6回口頭弁論(2018.6.27)
- •第7回口頭弁論(2018.9.12)
- ●第8回口頭弁論(2018.11.6)

- (5) 世論喚起の活動(支援団体等の活動と共に)
 - ④ 県内の支援団体が力強い活動を継続中
 - ・石木川まもり隊(佐世保市)
 - ・水問題を考える市民の会(佐世保市)
 - 石木川の清流とホタルを守る市民の会(長崎市) その他にも、いしきを学ぶ会(長崎市)やN-Dove(長崎市)等も活動中
- 回石木ダム建設に反対する川棚町民の会(川棚町)
 - ▶ 2017 年 1 月から町内全地区回りで「石木ダム学習会」を開催中:

「石木ダムに反対の人、賛成の人、よくわからない人もとにかく集まって議論を」と呼びかけている。

下組·野口 2018. 1/27 中山 2018. 2/24 三越·大崎 2018. 3/17 木場·川原 2018. 6/23 猪乗川内 2018. 8/18 東小串 2018.10/4 西小串 2018.10/27



▶ドキュメンタリー映画「ほたるの川のまもりびと」試写会

2018. 1.28 川棚町公会堂 約700名来場

▶ ほたるの里から長崎をかえよう!!千人の集い(組織;実行委員会)

2018. 5. 6 川棚町公会堂 約1050名参集

出演者:鎌仲ひとみさん(映画監督)、山田英治さん(映画監督) 嘉田由紀子さん(前滋賀県知事)、今本博健さん(京都大学名誉教授)渡辺洋子さん (八ッ場あしたの会)、加藤登紀子さん(歌手)

○パタゴニア日本支社が石木ダム建設反対支援



- 試写会映画「ほたるの川のまもりびと」完成 県内ツアー
 - →劇場公開中、自主上映中

映画の力はすごい。全国から現地訪問する 人が多くなった。石木ダム問題への認識 が、少しづつ広がっているのを感じる。

- 公開討論会を求め署名活動等 #いしきをかえよう実行委員会

◆ 石木ダム年表と反対運動経過

_ 年 月

おもなできごと

2018(平成 30)年

- 2018. 1.5 町民の会、石木川まもり隊合同チラシ配り約20名 佐世保市役所、水道局周辺 8:30
- 2018. 1.5 業者仕事始め
- 2018. 1. 5 川原広場に「川原のうた」の看板完成
- 2018. 1. 9 事業認定取消訴訟・出張証人尋問③利水 首都大学東京南大沢キャンパス 11:00~14:00 長崎地裁裁判官3名、書記官1名、原告6名、原告側弁護団6名被告側弁護団8名 計24名
 - 証人:首都大学大学院特任教授(水環境工学)小泉明氏(平成24年度水需要予測を妥当と判断)
- 2018. 1.10 付け替え道路工事抗議行動再開
- 2018.1.12 知事へ話合いの再開要請行動(6団体)新県庁3階 10:00~11:00 要請書手渡し 対応:吉田土木部次長、浦瀬企画監、石田参事・・・「何も答えない」態度に終始
- 2018. 1.13 石木ダム建設に反対する川棚町民の会が下組・野ロポスティング 14:00~16:30 川棚町民の会会合 川棚町中央公民館ロビー 16:30~18:00
- 2018. 1.13~1.28 ドキュメンタリー映画「ほたるの川のまもりびと」長崎県内限定の先行試写会ツアー開催 1/13:プラザおおむら 18:50
- 2018. 1.14 町民の会チラシ配り東部地区と住宅地区 全日
- 2018. 1.14 映画「ほたるの川のまもりびと」先行試写会 フェアトレートドカフェ パオ(西海市) 13:30
- 2018. 1.15 町民の会チラシ配り波佐見町役場、東彼杵町役場 7:30~8:30
- 2018. 1.15 付け替え道路工事3工区(N社、山上)へ重機上げる :大型バックホー1台、小型バックホー1台で作業開始
- 2018. 1.16 有吉所長の指示で業者が8時から重機を稼働
- 2018. 1.17 業者作業開始に合わせ、抗議行動の開始時間を8時前から実施へ変更
- 2018. 1.20 映画「ほたるの川のまもりびと」先行試写会 アルカス SASEBO 13:30
- 2018.1.21 映画「ほたるの川のまもりびと」先行試写会 長崎チトセピアホール 13:30
- 2018.1.22 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求第 4 回口頭弁論 16:00

地裁佐世保支部 原告側弁護団追加弁論・「覚書」の効力主張 ※工事現場内座り込みを午後から切上げ傍聴

- 2018. 1.27 映画「ほたるの川のまもりびと」先行試写会 島原文化会館 13:30
- 2018. 1.27 映画「ほたるの川のまもりびと」先行試写会 壱岐市立一支国博物館14:00
- 2018. 1.27 ⑫石木ダム問題を考える下組・野口地区学習会 下組公民館 18:30~21:00 名出席
- 2018. 1.28 映画「ほたるの川のまもりびと」先行試写会 平戸文化センター11:00、14:00
- 2018. 1.28 ドキュメンタリー映画「ほたるの川のまもりびと」先行試写会 川棚町公会堂 13:30

約700名の集客で成功

- 2018.1.29 付け替え道路工事で第3工区の山上から土砂運搬開始
- 2018. 1.31 数石バス停付近で中村法道候補へ会合について直談判am
- 2018. 1.31 河川敷からブルトザー1台搬入される 14:15
- 2018. 2.4 長崎県知事選で中村法道氏が3選 投票率過去最低 36.03%(前回 40.72%)
- 2018. 2.10 石木ダム建設に反対する川棚町民の会が中山地区ポスティング 14:00~16:00
- 2018. 2.13 付け替え道路工事で石木川に仮設作業道建設開始
- 2018. 2.20 付け替え道路工事で字野稲原の山上掘削開始
- 2018. 2.23 中村知事が定例会見で、「地権者との面会について担当部局に指示し、連絡をしたい」と発言
- 2018. 2.24 ※「石木ダム建設に反対する川棚町民の会」団体名を「ほたるの里と石木川を守る会」に
- 2018. 3.1 いしきをまなぶ会の数名石木ダム視察
- 2018. 3. 1 公共事業チェック議員の会と市民団体石木ダム学習会 衆議院第2議員会館多目的会議室 00-17:00 参加者約60名 岩下和雄氏、松本美智恵氏出席
- 2018. 3. 3 ほたるの里と石木川を守る会がチラシ入れ 三越・大崎地区 14:00~15:30
 - ※またまた名称変更「ほたるの里と石木川を守る会」を改め「石木川とほたるの里を守る会」へ変更
- 2018. 3. 5 劇場版「ほたるの川のまもりびと」が「グリーンイメージ国際環境映像祭」で「グリーンイメージ賞」 を受賞
- 2018. 3. 7 裁判傍聴の件で県土木部長へ公開質問状提出(ほたるの里と石木川を守る会) 県庁
- 2018. 3.11 河川清掃作業 9:00~11:00

石木ダム建設絶対反対同盟第39回3.14 団結大会川原公民館13:00~15:00 約70 名参加

- 2018. 3.14 ピースボートボランティア来郷
- 2018. 3.16 知事との会合事前協議第1回目 川棚町中央公民館 19:00~20:45 地元6名、県6名
- 2018. 3.17 ⑭石木ダム問題を考える三越・大崎地区学習会 三越公民館 18:30~20:30 名出席
- 2018. 3.18 「清流に殉じた漁協組合長」出版記念イベント 麻布台セミナーハウス 石丸穂澄出席
- 2018. 3.20 事業認定取消訴訟最終口頭弁論で結審 長崎地裁 14:00~

門前集会 13:30 報告集会 勤労福祉会館 15:30~16:30

連絡会・原告団事務局会 長崎地区労 17:00~19:30

- 2018. 3. 24 いしきを学ぶ会 prat2 長崎市民会館 18:30~21:00 反対同盟から4名出席報告
- 2018. 3. 25 坂本龍一、津田大介氏来郷 11:20~12:00
- 2018. 3. 25 いしきをかえよう!トークイベント 長崎市民会館ホール 12:30~15:10 「ほたるの川のまもりびと」上映とトークショー 坂本龍一、津田大介、辻井隆行氏
- 2018. 3. 27 抗議現場仮設トイレ移設作業(作業区域につき)
- 2018.3.28 重機1台追加搬入(抗議行動時間外に)
- 2018. 3. 29 五島市から3名現場座り込み行動
- 2018. 3. 30 工期本日まで 県、完了検査 現場へコンクリート板搬入
- 2018. 3. 31 プレハブ倉庫等現場搬入(次年度工事の準備か)
- 2018. 4. 2 付け替え道路工事は前年度に引き続き同業者が続行→工区3分割の工事請負 ※阻止行動は実質抗議行動へと移行
- 2018. 4. 9~10 県職員の現場休憩所設置、プレハブ現場事務所増設(C社、T社2業者)
- 2018. 4.12 千人集会チラシ新聞折り込み配布、赤旗日曜版にも折り込み配布
- 2018. 4.15 知事との会合事前協議2回目 川棚町中央公民館 19:00~20:00 地元7名、県7名
- 2018. 4.15 福浄寺関係県下3組現地研修で石木ダム視察41名 16:30~
- 2018.4.23 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求第5回口頭弁論 14:00~14:30

地裁佐世保支部 門前集会 13:30 報告集会 市中央公民館 14:50~16:10

※工事現場内座り込みを 10 時 30 分に切上げ傍聴

弁護団·原告団事務局会議 市中央公民館 16:20~16:50

- 2018. 4.26 工事現場上部で石木ダム反対の横断幕掲げる 11:00~12:00
- 2018. 4.28~5.6 工事現場座り込み抗議行動を休止 ※業者は土曜日、祭日も工事を続行
- 2018. 5.1 ピースボートより約30名来郷 9:00~13:00 川原公民館で現地交流
- 2018. 5.5 千人の集い現地見学会 15:30~18:00 交流会;川原公民館 18:20~20:30

2018.5.6 **ほたるの里から長崎をかえよう!! 千人の集い** 川棚町公会堂 14:00~16:10 約1050名 来場

> 出演者;鎌仲ひとみさん(映画監督)、山田英治さん(映画監督)、 嘉田由紀子さん(前滋賀県知事)、今本博健さん(京都大学名誉教授)、 渡辺洋子さん(八ッ場あしたの会)、加藤登紀子さん(歌手)

2018. 5.8 本日より、業者沖道は山上から土砂運搬のためチャーターダンプトラック2台投入

2018. 5.11 千人の集い後の知事への申入れ 長崎県庁 311 会議室 14:00~15:00

実行委と川原地区住民と応援者

- 2018. 5.20 ほたる祭りヤグラ組み
- 2018. 5.23 知事との会合事前協議3回目 川棚町中央公民館 16:00~16:50 地元4名、県:浦瀬河川課長、有吉石木ダム建設事務所所長 記者会見の写しを配布し、地元が要求していた文書での回答はなし
- 2018. 5.26 第 31 回川原ほたる祭り 川原広場 18:00~21:30 約500名来場 天気が回復し、ほたるも多数乱舞 各方面からボランティア来
- 2018.6.1 N社は字鶴堂の谷を埋め立て工事開始
- 2018. 6.3 パタゴニア福岡店が川原地区・公民館でイベントを実施
- 2018. 6.9 石木川とほたるの里を守る会木場・川原地区チラシ配り 15:00~
- 2018.6.13 有吉所長へ買収地岩屋郷字矢杖の草刈りを申入れ(個)
- 2018. 6.13 マスコミへ判決前のレクチャー(長崎)
- 2018. 6.15 ストップ「石木ダム」長崎アクション 長崎市鉄橋 浜町アーケードをデモ行進 18:00~19:00 参加者:約100名
- 2018. 6.16~ 石木川河川敷仮設橋工事;土台にコンクリート塊を設置(県) ※川底橋の直ぐ上流側に設置
- 2018. 6.20~ 県、地元民から指摘を受けやっと買収地内廃棄物処理
- 2018. 6.27 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求第6回口頭弁論 11:00[~] 地裁佐世保支部 門前集会 10:30 報告集会 市中央公民館[~]12:05 ※工事現場内座り込みを 9 時に切上げ傍聴
- 2018.6.30 石木ダム裁判支援講演会「どうなる! 石木ダム訴訟 どうする! 石木ダム 子や孫に残すのは豊かな自然?それとも大きな借金?」佐世保市民文化ホール 14:00~16:00 300人入場講師:嶋津暉之氏、今本博健氏
- 2018. 7.1 ダム反対看板修理(男性)塗り替え(女性)作業 9:00~11:30 ほたる祭り反省会とさなぼり 川原公民館 12:30~15:00 2018. 7.3 台風7号被害;

ダム反対看板数か所

- 2018. 7.6 豪雨により付替え道路工事現場関係被害;河川内仮設橋、現場事務所付近 ※中央ゲート橋に樹木掛り橋を水流が越した
- 2018. 7.9 事業認定取消訴訟判決 長崎地裁武田瑞佳裁判長 15:00「原告敗訴」の判決 判決前集会;長崎市立図書館 11:00、報告集会;松藤ビル 18:00 判決後要請行動;①長崎県庁へ 16:00
- 2018. 7.10 判決後要請行動;②佐世保市へ 11:00 佐世保市役所、③九地整へ 15:00 別館会議室
- 2018. 7.13 平和行進メンバー来現場 鴨下祐一氏(沖縄県の僧侶)ら4名
- 2018. 7.14 ダム反対看板修理 8:00~12:00 男性;字祓川の看板

女性(塗り替え):広場前、木本下、川原義人うッキョ畑(完了)

- 2018. 7.15 ダム反対看板修理 8:00~12:00 男性;字祓川の看板(完了)、川原義人うッキョ畑(撤去まで)
- 2018. 7.18~19 石木ダム事業認定取消訴訟不当判決を受けての東京行動 衆議院第2 議員会館 13:00~18:00 反対同盟岩下和雄外 6 名・支援者 2 名出席
 - 7/19 ④国会議員へ要請行動
 - @「ほたるの川のまもり人」上映会で山田監督と対話;渋谷ユーロスペース
- 2018. 7.23 事業認定取り消し訴訟で福岡高等裁判所へ控訴 原告106名
- 2018. 7.26 ヤフーニュースに石木ダム取材記事アップ
- 2018. 7.26 佐世保市より来郷(推進側から抜けた人たちがマイクロ バス1台で) 川原公民館

- 2018. 8.2 石木川河川敷仮設橋再設置(7/6 被害) 県、石木ダム完成図看板掲示(現場事務所河川側)
- 2018. 8.4~19 抗議行動夏休み
- 2018. 8.5 石木ダム建設に反対する川棚町民の会(略称「町民の会」・石木川とほたるの里を守る会改め) 会議&チラシ配り 猪乗川内公民館 14:00~17:00
- 2018. 8.6 座り込み慰労会 字平六渕川中 12:00~15:00
- 2018. 8.10 パース ドートのレイチェル・クラークほか来郷 字平六渕でソーメン流したまたま来郷中のきらめ樹の数名も同席
- 2018. 8.12 台風7号被害ダム反対看板仮復旧作業 8:00~10:00 川原、狩集、角合平看板塔旗掲揚柱・猿の看板
- 2018.8.12 来郷者あり字平六渕でソーメン流し
- 2018. 8.17~23 「ほたるの川のまもりびと」長崎セントラルで上映され連日満席 8/17 川原から6名参加
- 2018. 8.18 第 10 回ヒューマンライブラリーNgasaki 長崎市立図書館 石丸穂澄参加
- 2018. 8.18 16石木ダム問題を考える猪乗地区学習会 猪乗川内公民館 19:00~21:00 16 名+a出席
- 2018. 8.26 東部地区振興協議会第47回球技大会
- 2018. 8.26 佐世保市から親子川遊びで来郷 川原公民館と字平六渕 10:00~17:00 約 30 名
- 2018. 8.27 ツブキ谷作業道造設開始(付替え道延伸崖下);K社
- 2018. 9.2 石木川の清流とホタルを守る市民の会2018(第7期) 定期総会 長崎市中央公民館
- 2018. 9.8 町民の会がチラシ配り 9:00~12:00
- 2018.9.9 川棚町長選で山口文夫氏当選3期目へ
- 2018. 9.12 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求第7回口頭弁論 15:00~15:30地裁佐世保支部 門前集会 14:30 報告集会 中部地区公民館 15:55~17:10※工事現場内座り込みを 11 時 15 分に切上げ傍聴

原告団会議 中部地区公民館 17:30~18:40

- 2018. 9.13 公共事業チェック議員の会現地入り座り込み現場-森のレストランで昼食会
 - ・現地案内:川棚川河口から木場地区まで 14:30~17:00
 - ·意見交換会;川原公民館 17:00~18:20 ·交流会;川原公民館 18:30~20:30

初鹿明博衆議(立憲)、大河原雅子衆議(立憲)、松平浩一衆議(立憲)、山添拓(共産)他

- 2018. 9.14 町民の会チラシ入れ 東小串地区 10:00~12:00
- 2018. 9.23 町民の会講演会「西日本豪雨にみる治水対策の欠陥」川棚町中央公民館講堂 10:00[~] 講師:今本博健氏
- 2018. 9.26~27「生活と自治」編集室から現場取材
- 2018. 9.27 諫早から支援者年3人現場へpm
- 2018. 9.28 町民の会東小串学習会チラシ配り 9:00~
- 2018. 10.3 座り込み用椅子収納物置完成
- 2018. 10.3 NBCTV川原地区稲刈り取材 10:00~12:00
- 2018. 10.4 ① 石木ダム問題を考える東小串地区学習会 東小串公民館 18:30~20:40 17 名(内 5 名)出席
- 2018. 10.5⁶ 台風25号東シナ海北上でダム反対看板被害;看板塔猿1 枚落下、看板塔東側長物落下 県の収用告示看板剥げる
- 2018. 10.14 中央ゲート横(古賀採石敷地借用)に設置のテントを使用減少につき撤去pm
- 2018. 10.14 第 1 次こうばる支援米発送作業 川原公民館 9:00~15:00 石木川みまもり隊7名
- 2018. 10.14 東京新聞に石木ダム取材記事掲載
- 2018. 10.15 第4次付け替え道路工事座り込み抗議行動実質500日目、横断幕「私たちは負けない」掲げる
- 2018. 10.16 町民の会西小串学習会チラシ配り 14:00~15:30、

2018. 10.17 N社削岩用バックホー搬入

- 2018. 10.20 稲刈り体験ツアー(山田監督が企画)7人が参加
- 2018.10.27 ® 石木ダム問題を考える西小串地区学習会 西小串公民館 18:30~20:30 16 名(内 8 名)出席

問い合わせ先:長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地1

|氏名 | **岩下和雄 |電話** | 0956 - 82 - 3453 | **メールアドレス** | E-mail:k-iwashita@road.ocn.ne.jp

討議資料の目次は各資料の 右肩に示します。

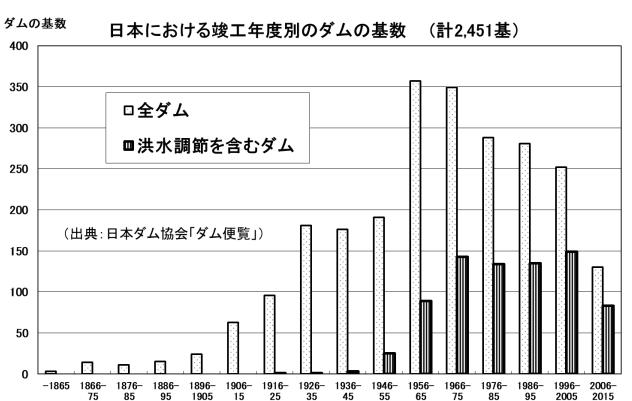
討議資料の目次

Ι	ダムをめぐる経過と現状	
1	ダム建設の経過	1
2	ダム予算	1
3	ダム事業の動向	2
4	ダム見直しの経過	3
I	利水問題	
1	減り続ける都市用水	9
2	厚生労働省も認識している水道用水の大幅減少	11
3	各都市の水需要架空予測を容認する厚生労働省の矛盾	12
4	必要性がなかった水源開発事業	13
5	水需要の増加がなくても、ダム事業への参画を強制する暫定水利権制度	17
6	ダム開発水を利用させるため、自己水源「地下水」の削減を強要	18
7	指定水系フルプラン(水資源開発基本計画)の延命策	19
Ш	治水問題	
1	西日本豪雨で明らかになった治水ダムの限界と危険性	22
2	四つの大規模ダムで防げなかった 2015 年 9 月の鬼怒川水害	25
3	2015 年鬼怒川水害と 2018 年西日本豪雨災害で明らかになったダム偏重河川行政の誤り_	
4	今後進めるべき治水対策の柱	28
	1)耐越水堤防工法の導入	
(2	2)流域治水推進条例 (建築規制、立地規制をも行う治水対策)	30
IV	西日本豪雨が引き起こした土砂災害	
1	西日本豪雨の降雨量	34
2	西日本豪雨の被害状況	34
3	広島県の土砂災害	35
4	なぜ広島で土砂災害が多発するのか まさ土と危険な場所に広がる宅地	
5	土石流災害は「拡大造林」が元凶の人災	38
V	ダム等の水源開発施設の環境問題	00
1	荒瀬ダムの撤去	
2	利根川をウナギがすみやすい川に	
3	自然の回復を目指した河川整備計画の再策定を! 円山川河川整備計画を良き例として_	41
7.77	北 ニ 下 北	
VI 1	水道・下水道の民営化推進の動き	42
1	民営化推進のための法改正の動き 民営化(運営権の譲渡)で危惧されること	
3	民営化(運営権の譲渡)で危惧されること 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の改正	
	大間負金等の活用による公共地政等の金属等の促進に関する法律(PFI法)の以正 水道法改正案	43
_	小坦从以上不	70

I ダムをめぐる経過と現状

1 ダム建設の経過

ダム建設の基数は 1956~75 年 (昭和 30~40 年代) をピークとして減ってきているが、今もかなりの数のダムが造られ続けてきている。



2 ダム予算

全国のダム予算の基数

	2009年度	2018年度
直轄ダム	51	31
水資源機構ダム	7	6
補助ダム	93	36
計	151	73

国土交通省のダム予算のダム基数は 2009 年度の 151 基から 2018 年度の 73 基へと、半分以下になりました。

新規ダムの計画がほとんどなくなり、建設中のダムが完成していく一方で、中止になるダムが出てきたことによるものです。

ダム予算は 2005 年度 4,356 億円、2010 年度 3,341 億円、2018 年度 2,720 億円と、推移してきています。

全国のダム予算の推移

億円)

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
直轄ダム・ 水資源機構ダム	3,187	3,181	3,092	3,001	2,875	2,569	2,374	1,889	1,992	1,980	2,135	2,180	2,035	2,214
補助ダム	1,169	1,092	1,043	869	921	772	689	643	545	572	652	684	521	507
計	4,356	4,274	4,135	3,870	3,795	3,341	3,063	2,532	2,537	2,552	2,787	2,864	2,556	2,720

住 1)利水者負担金を含む予算を示す。ただし、2005~2009年度の補助ダムの利水負担金は推定で加算した。

注2]直轄ダム・水資源機構ダムの予算は直轄堰堤改良事業と直轄堰維持事業を含む。

住3)水資源機構ダムの建設費のうち、公共費の分 河川負担分)は分離できないので、重複している。

3 ダム事業の動向

(1) ダムの検証状況

検証が終了していないダム等事業

水資源機構事業:木曽川水系連絡導水路

補助ダム:角間ダム(長野)、大島ダム(岐阜)、水無瀬生活貯水池(岐阜)

検証終了の80ダムのうち、中止ダムは25ダムで、31%の割合ですが、このことはダム検証に意味があったことを示すものではありません。ダム検証で中止となったダムの最近の予算額を見ると、ゼロか数千万円以下にとどまっていて、事業推進の意欲が低いものが大半を占めています。

すなわち、中止ダムの大半はダム事業者の意向によって中止になったのであって、適切な検証が行われた結果によるものではありません。

ダム反対運動の高まりで中止になったダムとしては、群馬県の倉渕ダム、兵庫県の武庫川ダム、熊本県の五木ダムなどがあります。滋賀県の北川ダムは嘉田由紀子・前知事のリーダーシップによって中止になりました。滋賀県の丹生ダムは淀川水系流域委員会の意見書が中止の大きな要因になりました。

ダムの検証状況 (2018年10月現在)

	수타하용 <i>년 /</i>	検証終	了ダム	検証内のだ し
	検証対象ダム	推進	中止	検証中のダム
直轄ダム・水資源機構ダム	31	24	6	1
道府県ダム(補助ダム)	53	31	19	3
計	84	55	25	4

(検証終了ダム:国交省の対応方針が出たダム事業)

(2) 中止ダム

1996年度以降に中止になったダムは141基になっています。ダム反対運動の結果として中止になったダムも少なからずあります。

中止になったダムの数 (国土交通省関係)

(2018年10月現在)

中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
1997年度	2	2	4
1998年度	0	6	6
1999年度	0	7	7
2000年度	0	0	0
2001年度	12	35	47
2002年度	0	8	8
2003年度	6	8	14
2004年度	3	7	10
2005年度	1	2	3
2006年度	0	6	6
2007年度	0	4	4
2008年度	0	2	2

		,==-	- 10月刻在 /
中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
2009 年度	1	1	2
2010 年度	1	1	2
2011 年度	0	1	1
2012 年度	2	5	7
2013 年度	2	9	11
2014 年度	0	2	2
2015 年度	1	0	1
2016 年度	0	3	3
2017 年度	1	0	1
2018 年度	0	0	0
計	32	109	141

- 〇 中止ダムのダム名 別表1
- **(3) 進行中のダム**(検証中のダム等の事業を含む)
- 直轄ダム・水資源機構ダムで進行中のダム 別表 2
- 〇 補助ダム(道府県ダム)で進行中のダム 別表3

4 ダム見直しの経過

(1) ダム等審議委員会(1995年度~)

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995年度から試行として始まり、13の事業に委員会が設置され、その他に**細川内ダム**にも設置の予定でしたが、木頭村の反対で設置されませんでした。1998年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなりました。

細川内ダムを含めた14事業のうち、次の7事業がその後の経過もあって中止になっています。

小川原湖総合開発事業 (青森)、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業 (栃木等)、矢作川河口堰 (愛知)、紀伊丹生川ダム (和歌山)、高梁川総合開発事業 (岡山)

吉野川第十堰(徳島)、川辺川ダム(熊本)。ただし、吉野川第十堰と川辺川ダムは中止の法的措置がまだ取られていない。

細川内ダム(審議委員会が設置されなかった)

(2)公共事業の再評価制度(1998年度~)

1998年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになりました。2002年度からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)が施行されたので、同法によって再評価が行われることになりました(事業費10億円以上の事業を対象)。

評価対象事業は、事務局(地方整備局と都道府県)に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっていますが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一回の会議で審議するもので、事務局の評価 案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっています。

(3) 与党三党の中止勧告(2000年度)

2000年8月末に自民・公明・保守党は政府に233の公共事業の中止を勧告しました。

ダム事業の中止勧告:34 ダム

直轄ダム12、公団ダム2(ただし、思川開発は分水の中止)、補助ダム20

そのうち、直轄の清津川ダム(新渇)、山鳥坂ダム(愛媛)を除く 32 ダムは 2001 年度から中止、 清津川ダムは 2003 年度から中止、

山鳥坂ダムは中止されず、ダム検証で2013年1月に事業継続となりました。

(4) 行政が関わったダム見直し(2000年~)

1) 長野県の脱ダム宣言

田中康夫長野県知事が2001年2月に「脱ダム」宣言を行い、長野県営ダムの中止方針を発表しまし

た。県営ダムごとに治水・利水等ダム検討委員会が設置され、ダムの必要性について議論が積み重ねられました。対象になったダムは次のとおりです。

信濃川水系 浅川ダム、清川治水ダム、角間ダム、黒沢ダム

天竜川水系 下諏訪ダム、駒沢ダム、蓼科ダム、郷土沢ダム

浅川ダムは村井仁知事になって推進の方針に変わりました。角間ダムはダム検証中ですが、中止になると予想されます。その他のダムは中止になりました。

田中知事時代には大仏(おおぼとけ)ダム(信濃川水系碓川(すすきがわ))も 2000 年に中止されています。

田中知事時代には9つのダム事業がありましたが、脱ダム宣言により、浅川ダムを除く8ダムは中止されたか、中止の方向にあります。

2) 淀川水系流域委員会

2003年1月 淀川水系流域委員会がダムを原則として建設しない提言を提出

2008年4月 淀川水系流域委員会が淀川水系河川整備計画原案に対する意見書を提出

「川上ダム、大戸川ダム、天瀬川ダム再開発、丹生ダムの実施を河川整備計画に位置付けること は適切ではない。」として、余野川ダムを含めて5ダムの中止を求めました。

対象5ダムの現状

余野川ダム:2008 年に国土交通省が中止方針、2011 年 12 月 13 日にダム基本計画を廃止

天ヶ瀬ダム再開発 : 2013 年 7 月に工事着手。想定外の脆弱な地層に遭遇したため、2017 年 4 月に事業費を 430 億円から 590 億円に増額し、完成を 2021 年度末に延期。

川上ダム:ダム検証で2014年8月に事業継続が決定(伊賀市民が反対運動を展開中)

丹生ダム:ダム検証で2016年8月に中止が決定

大戸川ダム:ダム検証で2016年8月に事業継続が決定。ただし、事業実施には淀川水系河川整備計画 の変更が必要。

3) 川辺川ダムの経過

2000年4月に就任した潮谷義子・熊本県知事は川辺川ダム計画に懐疑的な姿勢を示し続けました。この知事の姿勢と、球磨川流域での反対運動の盛り上がり、住民討論集会での白熱した議論の展開、川辺川農業利水裁判の控訴審での勝訴、漁業権等に関する収用委員会での闘いなどにより、川辺川ダム中止の機運が大いに高まりました。

2008 年 8 月には、ダムサイト予定地である相良村の徳田正臣村長と、川辺川ダムの最大の受益地とされていた人吉市の田中信孝市長が相次いで川辺川ダム反対の意思を表明しました。それを受けて同年 9 月に蒲島郁夫・熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を求めました。

2009年9月に前原誠司国交大臣が川辺川ダムの中止方針を発表しました。

川辺川ダムなしの球磨川水系河川整備計画が策定されてから、川辺川ダム基本計画の廃止の手続きが 取られるので、法的には川辺川ダムはまだ中止されていません。

(5) ダム検証(2010年度~)の経過

1) ダム検証の始まり

2009 年 9 月の政権交代に伴い、全国で事業中のダムの検証を行うことになり、同年 11 月に国土交通 省に「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が設置され、同有識者会議がダム検証の手順と基準を 定めることになりました。しかし、委員9人から成る同有機者会議はダム懐疑派の専門家が一切排除されたこと、さらに非公開の会議であったことにより、その後、国土交通省の思惑通りにダム事業推進の 方向に進むことになりました。

2010年9月27日に同有識者会議は、ダム事業見直しの評価基準や検証手続きに関する「中間とりまとめ」を国土交通大臣に提出しました。この「中間取りまとめ」に基づいて作成された「再評価実施要領細目」に沿ってダム事業の検証を行うことを翌日、9月28日に国土交通大臣は各地方整備局に指示し、道府県知事に要請しました。これにより、本体工事着手済みのダム事業等を除き、全国で84のダム事業の検証が行われることになりました。

2011年3月からダム事業者の検証報告が上記の有識者会議にかけられ、その答申を受けて、国土交通省が対象ダムについて継続または中止の方針を決定してきています。

2) ダム検証の問題点

① 多くのダム事業を検証対象から除外

ダム検証では、本体工事着手済みのダム事業、本体工事駆け込み契約済みのダム事業、既存施設機能 増強のダム事業を対象外としたため、早々に約60のダム計画に事業推進のお墨付きを与えてしまいま した。

- ・本体工事駆け込み契約:新内海ダム(香川県)、路木ダム(熊本県)、浅川ダム(長野県)等
- ・本体工事着手済み: 当別ダム(北海道)、湯西川ダム(関東地方整備局)等
- ・既存施設機能増強:天ケ瀬ダム再開発(近畿地方整備局)、鹿野川ダム改造(四国地方整備局)等

② ダム検証の欺瞞性

- ・ダム事業者自らの検証であり、真のダムの見直しができるはずがありません。
- ・「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、その意見を聞いてダム検証が進められましたたが、関係地方公共団体のほとんどはダム事業者の意向にそってダム推進を強く主張しました。
- ・ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されました。公聴会やパブリックコメントで意見を形式的に聞くだけでした。
- ・ダム検証の内容はダム案が圧倒的に有利となる枠組みの中でダム案と非ダム案の比較を行うものですから、ダム事業者がダム見直しの意図を持っていない限り、中止の検証結果が出るものではありませんでした。

3) 検証が終了した注目ダムはほとんどが継続へ

検証が終了した注目ダムはほとんどが継続となりました。

継続となった注目ダム

直轄ダム、水資源機構ダム

ハッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、立野ダム、平取ダム、成瀬ダム、山鳥坂ダム、設楽ダム、川上ダム、霞ヶ浦導水事業、利賀ダム、城原川ダム、大戸川ダム、思川開発事業(南摩ダム)、・・・ 補助ダム

五ケ山ダム、最上小国川ダム、簗川ダム、厚幌ダム、石木ダム、安威川ダム、内ケ谷ダム、平瀬 ダム、・・・

別表 1

中止になったダム事業(国土交通省関連) 太字は住民運動も影響したと考えられるダム

1997年度から	1998年度から	1999年度から
〔直轄事業〕	〔補助事業〕	〔補助事業〕
日橋川上流総合開発(福島)	日野沢ダム(岩手)	白老ダム(北海道)
稲戸井調節池総合開発(茨城)	乱川ダム (山形)	丸森ダム(宮城)
(林 山 中學)	満名ダム(沖縄)	河内ダム(石川)
〔補助事業〕 水原ダム (福島)	明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟)	所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道)
テスター(福岡) 伊久留川ダム(山形)	仁井田生活貯水池(高知)	梅津生活貯水池(長崎)
		七ツ割生活貯水池(熊本)
2000年度から	2001年度から(続)	2003年度から
[直轄事業]	〔補助事業〕	〔直轄事業〕
千歳川放水路事業(北海道)	大仏ダム(長野)	小川原湖総合開発事業(青森)
ただし、河川事業	飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島)	渡良瀬遊水池総合開発 II 期事業(栃木 清津川ダム(新潟)
2001年度から	中部ダム(鳥取)	紀伊丹生川ダム(和歌山)
	木屋川ダム(山口)	高梁川総合開発事業(岡山)
直轄事業〕	多治川ダム(香川)	「八田本學)
川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉)	寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎)	〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬)
T戸川総合開発(東京)	白水ダム(沖縄)	SKM/112 = (ummy)
杭川第二調節池総合開発(埼玉)		〔補助事業〕
ド曽川導水(愛知) 5.55円標(恐知)	正善寺生活貯水池(新潟)	入川ダム(新潟)
矢作川河口堰(愛知) 岡川内ダム(徳島)	池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重)	湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山)
モ田ダム(大分)	桂畑生活貯水池(三重)	伊勢路川ダム(三重)
8年田ダム(大分)	手洗生活貯水池(宮崎)	南丹ダム(京都)
高遊原地下浸透ダム(熊本)	アザカ生活貯水池(沖縄)	中山川ダム(愛媛)
八田事業)	渡嘉敷生活貯水池(沖縄)	大谷原川生活貯水池(茨城)
公団事業〕 『川ダム(群馬)	中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡)	大原川生活貯水池(岡山)
思川開発(栃木)	赤木生活貯水池(熊本)	2004年度から
〔大谷川分水・行川ダム〕	竹尾生活貯水池(山口)	
华山 本类)	北松野生活貯水池(静岡)	「直轄事業」
補助事業〕 公倉ダム(北海道)	丹南生活貯水池(兵庫)	土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)
を木ダム(秋田)	2002年度から	上中成プロ(11/me)
と本内ダム(岩手)		〔公団事業〕
所月ダム(宮城)	〔補助事業〕	戸倉ダム(群馬)
く慈川ダム(福島) 者川ダム(茨城)	外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山)	〔補助事業〕
10川タム(次城) ト森川ダム(埼玉)	宮川内谷川総合開発(徳島)	東大芦川ダム(栃木)
†貝川ダム(富山)	雄川生活貯水池(群馬)	佐梨川ダム(新潟)
大野ダム(埼玉)	笹子生活貯水池(山梨)	釈迦院ダム(熊本)
自原ダム(千葉)	片川生活貯水池(三重)	新田川ダム(福島)
告川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟)	美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)	磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本)
13/X/11/ 24 (A/1849)	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	三用川生活貯水池(新潟)
2005年度から	2006年度から	2007年度から
直轄事業〕	〔補助事業〕	〔補助事業〕
大皇帝		姫戸ダム(熊本)
	中村ダム(青森)	吹山ダム(宮崎)
補助事業〕	真木ダム(秋田)	大室川生活貯水池(栃木)
5万倉生活貯水池(山口)	下諏訪ダム(長野)	八鹿生活貯水池(兵庫)
国田川生活貯水池(京都)	夢科ダム(長野)	
	清川治水ダム(長野)	
2008年度から	2009年度から	2010年度から
補助事業〕	〔直轄事業〕	〔直轄事業〕
月川ダム(愛知)	余野川ダム(大阪)	上矢作川ダム(岐阜)
寸松ダム(長崎)	〔補助事業〕	〔補助事業〕
	芹谷ダム(滋賀)	郷士沢生活貯水池(長野)
2011年度から	2013年度から	2014年度から
補助事業〕	[直轄事業]	〔補助事業〕
型間ダム(沖縄)	戸草ダム(長野) 荒川上流ダム再開発(埼玉)	猿川ダム(佐賀) 槇尾川ダム(大阪)
2012年度から		
直轄事業〕	〔補助事業〕 タイ原ダム(沖縄)	2015年度から
旦輪事業) ご滝ダム(熊本)	常浪川ダム(新潟)	〔直轄事業〕
· 妻川上流総合開発(群馬)	北川ダム(滋賀)	利根川上流ダム群再編(群馬)
	五木ダム(熊本)	The second secon
補助事業〕	晒川生活貯水池(新潟)	2016年度から
て和沢ダム(青森)	黒沢生活貯水池(長野)	
て多喜ダム(千葉)	駒沢生活貯水池(長野)	〔補助事業〕
は庫川ダム(兵庫)	柴川生活貯水池(徳島)	津付ダム(岩手)
型戸生活貯水池(青森) 大谷川生活貯水池(岡山)	布沢川生活貯水池(静岡)	倉淵ダム(群馬) 増田川ダム(群馬)
N年/月王4日月/NY世(門川)		有四川ノ ⇔ \ 奸 嗣 /
2017年度から		
機構事業〕		
引生ダム(滋賀)		

2012 年度以降の 中止ダムはダム検 証の対象である (大阪府の槇尾川 ダムを除く)。

別表2

直轄ダム・水資源機構ダムの予算(2009~2018年度)

								当初予算	(百万円)				
	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1		幾春別川総合開発 新桂沢ダム	147,300										
2	北海道開発局	幾春別川総合開発 三笠ぽんべつダム	8,620	5,444	2,405	823	947	3,081	2,728	1,858	4,452	7,865	10,001
3	北海道開発局	沙流川総合開発(平取ダム)	45,800	2,100	399	391	611	3,372	4,641	4,116	5,350	6,019	3,850
4	北海道開発局	サンルダム	57,200	2,370	1,166	1,057	409	3,046	3,336	6,355	5,662	5,181	5,580
5	北海道開発局	雨竜川ダム再生	1			-			1				111
6	東北地整	成瀬ダム	78,700	2,290	2,726	1,960	1,015	3,734	4,292	2,205	6,085	6,959	7,000
7	東北地整	鳴瀬川総合開発(筒砂子ダム、漆沢ダム再編)	45,700	155	155	175	263	247	1,045	1,002	1,323	1,332	1,332
8	東北地整	鳥海ダム	44,100	330	290	209	255	257	975	1,097	2,112	2,126	1,632
9	関東地整	霞ヶ浦導水		920	650	607	548	449	422	1,139	1,253	1,253	1,150
10	関東地整	八ッ場ダム	107,500	22,500	15,450	15,284	11,678	9,752	9,931	11,925	22,232	34,611	43,490
11	北陸地整	利賀ダム	31,100	2,212	1,875	1,592	1,756	1,836	2,002	2,001	2,001	2,231	2,455
12	中部地整	大町ダム等再編	-					_	-	177	222	223	223
13	中部地整	三峰川総合開発(美和ダム再開発)	34,300	555	368	623	727	429	547	559	974	1,063	1,063
14	中部地整	新丸山ダム	146,350	2,225	930	532	710	1,114	2,346	2,353	3,434	5,118	7,956
15	中部地整	設楽ダム	98,000	1,990	2,766	3,450	9,999	8,779	3,514	3,774	5,216	6,726	6,726
16	中部地整	天竜川ダム再編	343,000	965	956	2,078	2,160	621	487	355	435	482	482
17	中部地整	矢作ダム再生	-						-		-		76
18	近畿地整	足羽川ダム	28,700	1,314	701	525	460	3,688	4,806	4,806	5,062	5,239	5,239
19	近畿地整	大戸川ダム	33,600	500	773	602	1,135	1,541	1,334	1,351	1,351	1,350	1,350
20	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	26,280	135	351	1,427	5,035	5,542	6,613	10,400	4,233	3,226	5,370
21	四国地整	長安口ダム改造	54,278	1,011	1,417	2,977	4,598	4,788	4,031	4,140	6,076	6,994	8,042
22	四国地整	中筋川総合開発(横瀬川ダム)	7,300	1,711	844	558	773	1,645	1,970	1,823	2,203	5,237	6,732
23	四国地整	山鳥坂ダム	24,900	1,244	558	201	135	1,776	3,044	2,176	2,786	2,930	2,930
24	四国地整	鹿野川ダム改造	48,200	1,640	1,609	3,392	3,985	7,324	8,970	7,058	3,367	3,050	2,671
25	九州地整	大分川ダム	24,000	2,900	1,556	1,418	1,666	4,526	5,179	9,354	14,393	6,336	5,520
26	九州地整	川辺川ダム	133,000	2,100	1,650	1,483	2,409	427	427	427	426	426	426
27	九州地整	立野ダム	10,100	553	418	371	478	2,832	3,450	3,554	4,198	4,838	4,890
28	九州地整	本明川ダム	8,600	349	253	127	125	135	851	738	1,256	1,347	1,400
29	九州地整	鶴田ダム再開発	123,000	1,006	3,220	5,102	8,358	10,734	12,622	11,561	9,500	5,441	
30	九州地整	筑後川水系ダム群連携	-	150	73	80	81	88	81	79	82	231	191
31	九州地整	城原川ダム	15,800	255	95	96	96	105	98	96	100	359	530
32	水資源機構	思川開発 (南摩ダム)	51,000	9,500	4,044	730	1,170	1,472	1,900	1,900	1,796	2,544	2,544
33	水資源機構	川上ダム	33,000	3,800	1,700	1,010	1,520	1,579	783	1,460	2,181	2,198	2,199
34	水資源機構	丹生ダム	150,000	620	360	340	320	287	413	298	298	311	384
35	水資源機構	小石原川ダム	40,000	8,200	2,800	1,110	1,110	7,208	8,240	8,210	17,525	21,820	39,850
36	水資源機構	木曽川水系連絡導水路		1,800	500	350	290	263	273	263	263	263	263
37	水資源機構	早明浦ダム再生											300
		計		82,844	53,058	50,680	64,822	92,677	101,351	108,610	137,847	155,329	183,658

補助ダムの予算額(2009~2018年度)

			纵的北京 县					当初予算	(百万円)				
	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	北海道	厚幌ダム	47,400	315	265	264	2,418	3,660	4,282	8,504	8,501	2,978	2,945
2	青森県	駒込ダム	7,800	469	132	130	330	500	450	220	485	695	895
3	岩手県	簗川ダム	19,100	1,200	1,095	1,084	500	740	1,210	1,660	1,960	4,758	5,019
4	宮城県	川内沢ダム	1,790	0	0	0	20	20	400	280	200	230	921
5	山形県	最上小国川ダム	2,400	240	204	100	550	550	236	700	900	1,364	1,350
8	福島県	千五沢ダム再開発	13,000	40	105	330	275	295	660	1,077	1,190	1,490	1,400
6	新潟県	奥胎内ダム	10,000	606	1 765	1.007	204	0.145	0.145	2 240	0.100	0.150	1.610
7	新潟県	胎内川ダム再開発	17,100	696	1,765	1,897	394	2,145	2,145	2,240	2,190	2,152	1,618
9	新潟県	儀明川ダム	2,880	40	39	33	50	35	120	90	88	49	98
10	新潟県	鵜川ダム	4,700	500	638	1,200	700	742	998	925	1,054	1,433	2,522
11	福井県	河内川ダム	8,000	1,084	457	453	1,420	1,760	2,125	2,380	2,940	3,125	3,170
12	福井県	吉野瀬川ダム	7,800	450	310	303	560	560	560	322	430	557	891
13	長野県	松川生活貯水池再開発	7,450	-	388	582	485	485	685	640	520	519	519
14	長野県	角間ダム	2,610	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	岐阜県	内ヶ谷ダム	11,500	140	99	99	448	1,142	1,142	680	1,750	2,955	2,970
16	岐阜県	水無瀬生活貯水池	1,042		0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	岐阜県	大島ダム	4,720	40	0	0	0	0	0	0	0	20	0
18	三重県	鳥羽河内ダム	4,820	100	34	34	34	34	150	100	530	735	686
19	大阪府	安威川ダム	18,000	6,700	5,750	4,000	1,885	2,750	5,000	4,330	6,200	8,000	7,000
20	島根県	浜田川総合 第二浜田ダム	15,470	0.100	0.005	2.052	2.006	2 000	4.650	4.540	2 000	1 200	1.000
21	島根県	浜田ダム再開発	4,125	2,100	2,225	3,052	3,286	3,829	4,652	4,540	2,000	1,200	1,000
22	島根県	矢原川ダム	7,000	100	50	40	40	40	341	200	240	226	260
23	島根県	波積ダム	3,310	560	346	248	376	376	505	260	302	442	1,159
24	山口県	平瀬ダム	29,500	2,789	1,044	977	532	934	1,535	3,940	5,460	4,965	4,148
25	山口県	木屋川ダム再開発	37,820	40	20	20	20	344	344	125	125	100	100
26	山口県	大河内川ダム	4,330	247	145	144	319	294	264	160	300	160	160
27	香川県	椛川ダム	10,560	294	290	290	1,975	2,375	2,675	2,280	5,200	5,660	6,393
28	香川県	五名ダム再開発	6,750	40	20	20	20	20	20	9	15	81	211
29	香川県	綾川ダム群	(長柄ダム)9,750	40	20	20	20	20	20	9	15	81	211
30	高知県	和食ダム	730	304	280	279	763	309	1,979	1,830	1,154	548	470
31	高知県	春遠生活貯水池	770	-	20	20	20	53	90	50	140	337	288
32	福岡県	五ヶ山ダム	40,200	3,857	4,994	4,627	5,450	7,534	12,536	11,100	6,340	1,400	
33	福岡県	伊良原ダム	28,700	4,599	5,851	5,808	6,899	4,645	3,234	9,810	13,500	2,949	
34	長崎県	石木ダム	5,480	277	300	297	300	840	1,490	920	120	588	763
35	長崎県	長崎水害緊急 浦上ダム	1,895	1,440	1,580	416	290	305	532	220	337	310	93
36	大分県	竹田水害緊急 玉来ダム	4,550	3,787	1,807	151	1,364	1,364	1,000	1,030	1,170	1,970	3,400
		1		32,738	30,273	26,918	31,743	38,700	51,380	60,631	65,356	52,077	50,660

Ⅱ 利水問題

1 減り続ける都市用水

1-1 減少の一途を辿る水道用水

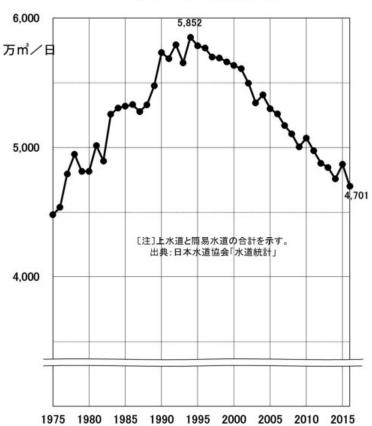
全国の水道用水は減少の一途を辿っています。一日最大給水量は 1994 年度の 5,852 万 ㎡/日から 2016 年度の 4,701 ㎡/日へと、約 1,150 万㎡/日も減少しました(図 1)。

水道の一人当たり最大給水量を 400 % / 日 とすると、約 2,900 万人分の水道用水が減っ たことになり、大幅な減少です。

給水人口が頭打ちになる一方で(**図2**)、 一人当たり給水量が急速に減ってきたことに よるものです。

全国の一人当たり最大給水量は1994年度の492 % (日から2015年度の379 % (日から2015年度の379 % (図3)。

図1 全国の水道の一日最大給水量の推移



万人 図2 全国の水道の給水人口

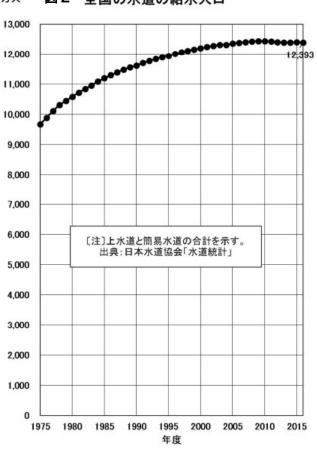
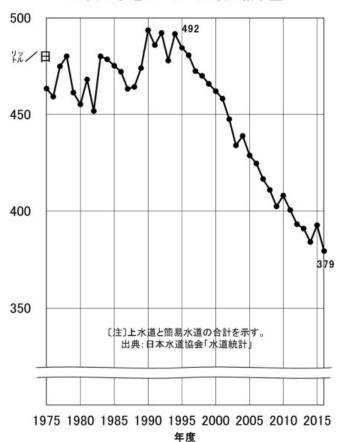


図3 全国の水道の一人一日最大給水量

年度



1-2 水道用水減少の三つの要因

一人当たり一日最大給水量は次の三つの要因により、減少の一途を辿ってきています。

- ① 節水型機器の普及等による一人当たり有収水量の減少
- ② 漏水防止対策により、漏水量の減少(有収率の上昇)
- ③ 水使用スタイルの変化により、夏期の給水量上昇度が縮小(負荷率の上昇) 空調機の普及によって季節による生活差が小さくなってきたこと、晴れ間に一斉に洗濯する ような習慣がほとんどなくなってきたことなどにより、夏期のピーク給水量の出方が小さくな ってきた。

[注] 有収率:一日平均有収水量÷一日平均給水量 負荷率:一日平均給水量÷一日最大給水量

1-3 各地域の水道用水も減少の一途

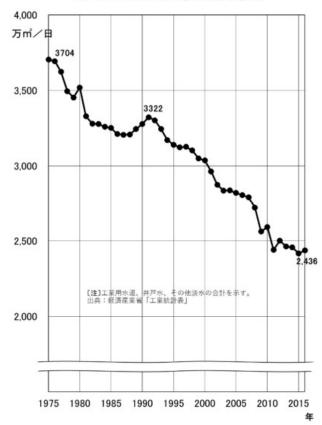
各地域の水道用水も減少の一途を辿っていま す。首都圏を抱える利根川流域も同様です。

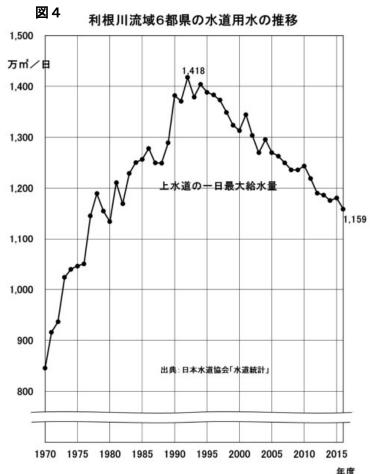
1992 年度から 2016 年度の 24 年間に 259 万㎡ /日 (一人当たり最大給水量を 400 % /日とする と、約 650 万人分の水道用水) も減りました (**図 4**)。

1-4 工業用水の減少

工業用水の需要も減り続けています(図5)。

図5 全国の工業用水の使用量の推移





1-5 総人口の減少で水需要は縮小の一途

日本の総人口は減少し続けています。国立社会保 障・人口問題研究所の最新の推計によれば、2015年の 実績 12,710 万人に対して 2045 年は 10,733 万人 (2015年の84%)、2065年は8,808万人(2015年の 69%) に縮小していきます(図6)。

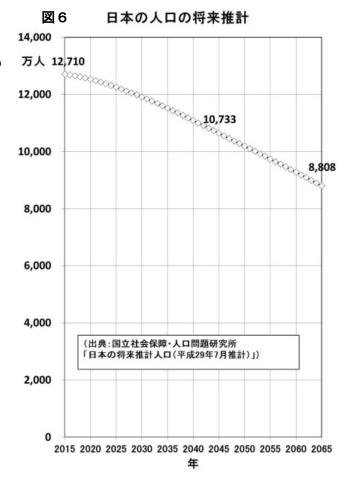
一人当たり給水量が今後、筋水型機器の普及でさら に減っていくことを踏まえれば、水道用水の需要が縮 小の一途を辿ることは必至です。

2 厚生労働省も認識している水道用水の大幅減少

厚生労働省・厚生科学審議会生活環境生活部会「水 道事業の維持・向上に関する専門委員会」

「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講 ずべき施策について」(2016年11月)

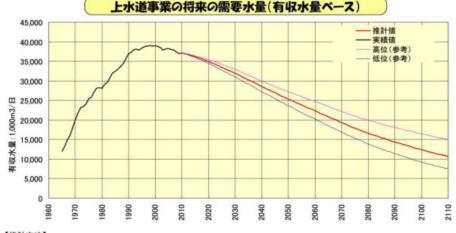
この答申に「人口減少社会が到来し、今から約40 年後、日本の総人口は8600万人程度となると推計さ れている。それに伴い、水需要も約4割減少すると推 計されている。」と記されています(**図7**)。



将来の事業環境 図 7

1)人口構造の変化による水道事業への影響

1-3) 人口減少や節水による給水量の減少 ⑤将来の需要水量(有収水量ペース)



厚生労働省・第3回 新水道ビジョン策定検 討会(2012年3月26 日) の資料-4「将来の 事業環境(事務局から の報告)|

【推計方法】

①給水人口:日本の将来推計人口に上水道普及率(H21実績95.3%)を乗じて算出した。

②有収水量:生活用と生活用以外に分類して推計した。 生活用有収水量=生活用原単位×給水人口

生活用以有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、

て推移するものと考え、生活用有収水量の比率 (0.321)

③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の

ここで考慮されているのは人口の減少と、節水型機器の普及等による一人当たり有収水量の減 少だけです。減少要因は1-2で述べたように、漏水防止対策による漏水量の減少(有収率の上 昇)と、水使用スタイルの変化による夏期の給水量上昇度の縮小(負荷率の上昇)があるので、 一日最大給水量の減少幅は上図よりもっと大きなものになります。

3 各都市の水需要架空予測を容認する 厚生労働省の矛盾

厚生労働省は上述のとおり、水道の需要が将来は大幅に減少していくことを認識しながら、一方で、ダム事業に参画する自治体の水需要架空予測を容認し、ダム負担金への補助金を交付し続けています。

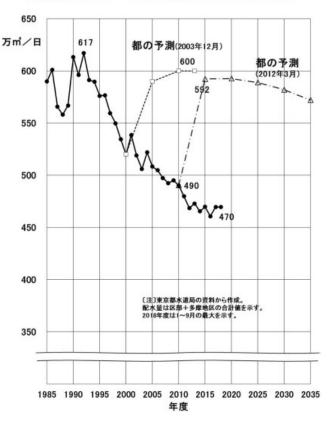
このようにまったく矛盾した水道行政がまかり 通っています。

3-1 八ッ場ダムや霞ケ浦導水事業に参画している東京都の水需要予測

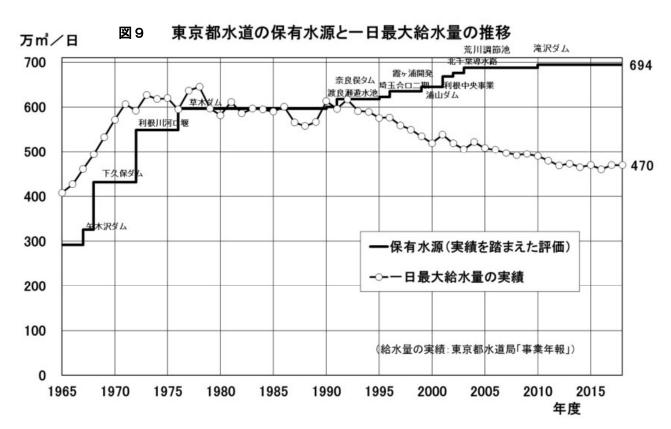
東京都水道は 1992 年度の 617 万㎡/日からほぼ減少の一途を辿り、2018 年度は 470 ㎡/日となり、24%も減少しました(図8)。この 26 年間の減少率は 24%にもなります。

一方で、東京都は利根川・荒川の水源開発事業に参画し続けてきているので、694万㎡/日の水源を保有しています(実績を踏まえた評価量)。水源余裕量は224万㎡/日にもなっています(**図9**)。

図8 東京都水道の一日最大給水量の実績と予測



それにもかかわらず、東京都は八ッ場ダムで 5.22 ㎡/秒、霞ヶ浦導水事業で 1.4 ㎡/秒の新規 水源を確保しようとしています。給水量ベースで合わせて約 55 万㎡/日ですから、さらに大量の 余剰水源を抱えることになります。



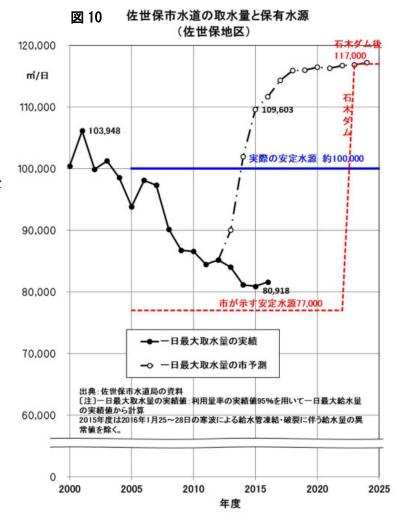
3-2 石木ダム事業に参画している 佐世保市の水需要予測

長崎県佐世保市水道の一日最大取水量は 2000年代に入ってほぼ減少の一途を辿り、 約2万㎡/日も減って8万㎡/日程度になっ てきました

ところが、市の予測では一日最大取水量は 2013 年度以降、反転して増加し続け、2023 年度には 117,000 ㎡/日になることになっています(**図 10**)。

一方で、佐世保市は保有水源を過小評価し、実際には使用可能な水源が約 $10 \, \text{万 m}^3/$ 日があるにもかかわらず $^{\text{[注]}}$ 、77,000 $^{\text{m}}$ /日しかないとして、石木ダムの水源 $4 \, \text{万 m}^3/$ 日が必要であるという虚構を作り上げています。

〔注〕佐世保市は安定水源を許可水利権の77,000 m³/日だけとしていますが、実際には渇水時にも使える相浦川の慣行水利権22,500 m³/日と岡本水源(湧水)1,000 m³/日があります。



4 必要性がなかった水源開発事業

4-1 苫田ダム (国土交通省)

2004年度に完成した苫田ダムは、その開発水が岡山県広域水道企業団を通して岡山市水道等に供給されていますが、その水源開発は必要性がないものでした。苫田ダムの水利権を持つ岡山広域水道企業団の水源構成は苫田ダム 40 万㎡/日、既得水源が 9.3 万㎡/日ですが、現在の一日最大取水量は 11 万㎡/日程度にとどまり、頭打ちの傾向を示しています(図 11、図 12)。

それも、岡山市などが自己水源の一部を企業団水に切り替えた結果であって、苫田ダムなしで水需給に不足をきたすことはありませんでした(**図13**)。岡山市水道等の給水量は減少してきており、企業団の受水量が今後とも増えることはほとんどありません。

苫田ダムは、地元の奥津町(現・鏡野町)に対して建設省と岡山県が行政圧迫を行って、 ダム反対の町長が予算を組めないようにして3期にわたって辞任に追い込んだ強権行使の象 徴的なダムです。ダム反対の予定地住民に対しては子息の勤め先まで手を回して、翻意を迫 ることまで行いました。

しかし、現在の水需給の状況を見れば、苫田ダムの水源開発は必要性がなかったのです。

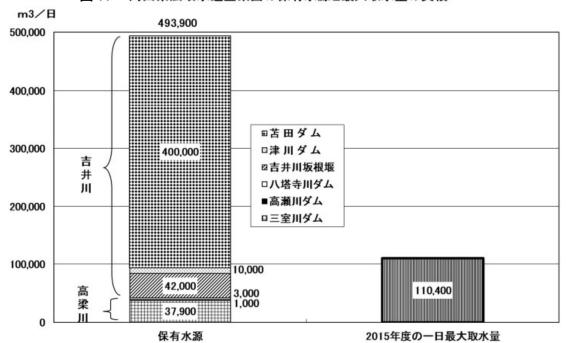
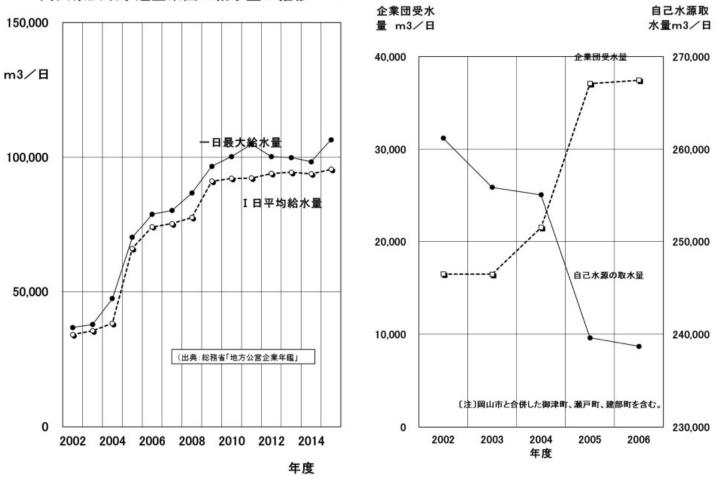


図 11 岡山県広域水道企業団の保有水源と最大取水量の実績

図12 岡山県広域水道企業団の給水量の推移





4-2 長良川河口堰と徳山ダム(水資源機構)

木曽川水系では大規模な水源開発事業が次々と行われ、1995年度には長良川河口積、2008年度には徳山ダムが完成しました。しかし、木曽川水系も水余りが顕著であり、長良川河口積も徳山ダムも必要性のない水源開発事業でした。

名古屋市水道と愛知県水道について見ると、水需要が減少傾向を示す一方で、長良川河口堰、 徳山ダム等の水源開発事業に参画したことにより、きわめて大量の余剰水源を抱えています(**図** 14、**図** 15)。



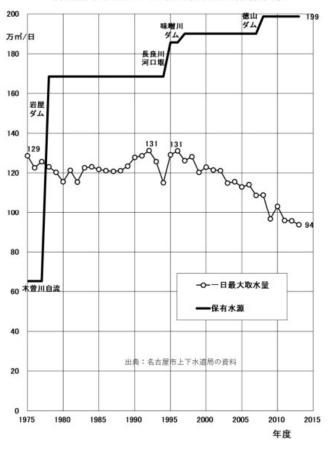
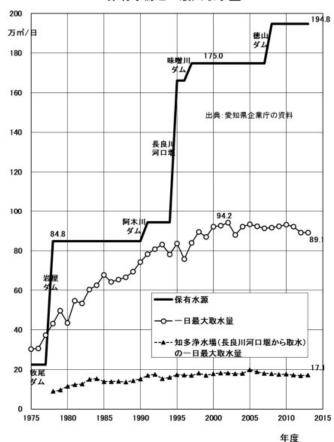


図 15 愛知県水道(尾張+愛知用水地域)の 保有水源と一最大取水量



4-3 宮ケ瀬ダム(国土交通省)

宮ケ瀬ダムが 2000 年度に完成し、神奈川県内の四大水道の水源となりました [注1]。この水源の取水・導水・浄水施設を建設する相模川水系建設事業が神奈川県内広域水道企業団により進められました。この取水施設が相模川下流部に建設された相模大堰です。

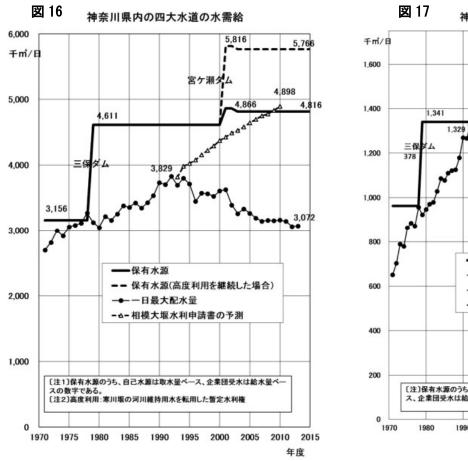
〔注1〕神奈川県内四大水道:神奈川県営水道、横浜市水道、川崎市水道、横須賀市水道 宮ケ瀬ダム建設事業の事業費は3,993 億円、相模川水系建設事業の事業費は7,329 億円です。後 者にはダム建設負担金2,695 億円が含まれているので、その重複分を除く合計事業費は8,627 億円 にもなります。起債の利息も含めると、神奈川県民・国民の総負担額が1兆円を大きく超える巨大 公共事業でした。

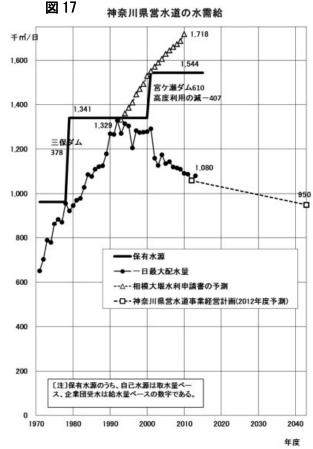
宮ケ瀬ダムの開発と相模川水系建設事業の推進が必要だとして、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市は水需要が急速に増加していく予測を示してきました。2010年度には1992年度の1.28倍になるという予測でした。しかし、実際の水需要はほぼ減少の一途を辿り、2013年度の実績は1992年度の80%でした(図16)。その結果、四大水道として約180万㎡/日の余剰水源を抱えています「注2」。宮ケ瀬ダムは必要性のない水源開発でした。

[注2] 相模川には最下流の寒川堰の河川維持用水 12 ㎡/秒を転用した暫定水利権を神奈川県営水道、横浜市水道、横須賀市水道が高度利用という名で利用していました。宮ケ瀬ダム後はこの暫定水利権のほとんどが更新されませんでした。その結果、宮ケ瀬ダムで 120 万㎡/日の水源を開発したものの、宮ケ瀬ダム後に増えた水源はわずかに 120 万㎡/日-11 ㎡/秒×8.64=約 25 万㎡/日でした。寒川堰では畑地灌漑を転用した水利権 1 ㎡/秒だけが認められました。

四大水道のうち、神奈川県営水道を例にとると、相模大堰水利申請書では 2005 年度には一日最大配水量は 172 万㎡/日まで増加するという予測を行っていました (**図 17**)。この予測値は宮ケ瀬ダムの水源だけでなく、更新不可となった高度利用の水源をも求めるものでした。しかし、水需要の実績はそのような架空予測を全面的に否定しました。

宮ケ瀬ダム完成後は架空予測を続ける意味がなくなり、神奈川県営水道が 2012 年度に行った予測では一日最大配水量は現状よりもさらに小さくなって、2043 年度には 95 万 $m^3/$ 日になるとしました(**図 17**)。実績重視の予測に変わりました。架空予測は宮ケ瀬ダムの必要性を捏造するためのものであったのです。





4-4 当別ダム(北海道)

当別ダムは2012年度に完成しました。当別ダムの主たる目的は水道水源の開発で、その水源を石狩西部広域水道企業団が札幌市、小樽市、石狩市、当別町の水道に供給します。札幌市以外はすでに供給されていますが、札幌市は2025度からの供給です。

4市町への計画供給量は次の通りです。

札幌市 44,000 m³/日、小樽市 3,100 m³/日、石狩市 21,100 m³/日、当別町 9,600 m³/日 計 77,800 m³/日

最大の受水団体である札幌市は 2007 年度以降、一日最大給水量が増加の一途を辿り、2025 年度には 87.2 万㎡/日(2006 年度実績の 1.32 倍)まで増えるという予測を行い、当別ダムの水源が必要だとしてきました(図 18)。

しかし、実際の水需要は減少傾向が続き、2016年度は55.8万㎡/日まで減りました。現保有水源82.8万㎡/日に対して27万㎡/日も余裕があり、当別ダムの水源は札幌市にとって全く不要となりましたが、札幌市が水源の分散化が必要だという新たな理由を付けて、2025年度から当別ダムの水源を利用する計画を示しています。

そして、当別ダム完成後は水需要急増の架空予測は用なしになったので、2014年度には水需要が次第に減少していく実績重視の予測に切り替えました(図18)。

札幌市の架空予測も当別ダムの必要性を捏造するためのものであったのです。

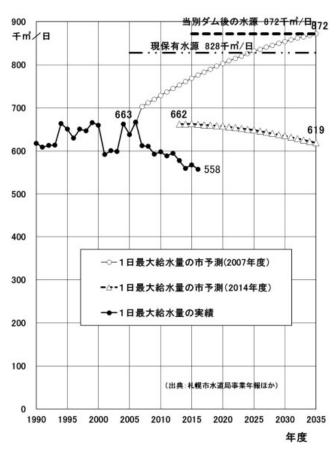
5 水需要の増加がなくても、ダム事業への 参画を強制する暫定水利権制度

5-1 ダム事業への参画を前提にした暫定豊水 水利権

例1 思川開発事業(南摩ダム)

古河市等は思川開発事業を前提とした暫定水利権が許可されていますが(**表1**)、実際に取水に支障をきたしたことはほとんどありません。古河市の暫定水利権は1974年から使い続けており、長年の取水実績があります。

図 18 札幌市水道の給水量の実績と予測



思川開発がなくても、実際に取水が可能であるにもかかわらず、国土交通省は暫定水利権しか 許可せず、ダム事業への参画を強制しています。水利権の許可権がダム事業の推進の手段として 使われているのです。

例2 川上ダム

伊賀市水道 開発水量 0.358 m³/秒 暫定水利権 0.200 m³/秒

例3 天ヶ瀬ダム再開発

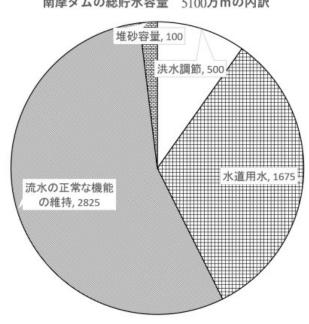
京都府水道 開発水量 0.600 ㎡/秒 暫定水利権 0.600 ㎡/秒

表 1	思川開発事業の開発水量
-----	-------------

		(単位 m²/秒)
利水者	開発水量	暫定水利権 (平成25年度)
栃木県	0.403	0
鹿沼市	0.200	0
小山市	0.219	0.114
古河市	0.586	0.465
五霞町	0.100	0.044
埼玉県	1.163	0.278
北千葉広域水道企業団	0.313	0
合計	2.984	0.901

[注]埼玉県は冬水のみの供給(夏水の水源は利根中央用水)

南摩ダムの総貯水容量 5100万㎡の内訳



伊賀市水道も京都府水道も現状のままで、暫定水利権の取水で支障をきたしたことはほとんどありません。

5-2 国土交通省(建設省)の水利権許可行政

昭和39 (1964) 年の河川法改正で河川の水利権許可権を建設省が一手に握ることになりました。一級水系は建設省、二級水系の許可権は都道府県ですが、二級水系も水利権の許可は建設省の同意が必要となりました。

河川からの新たな取水は、渇水時の流量が正常流量に不足しているという理由で、ダム等の水源開発事業に参画しなければ、許可されないことになりました。ダム等が完成するまでの暫定豊水水利権のみが許可されることになりました。

水利権許可行政がダム建設を推進する手段になっているのです。

5-3 ダム中止後も継続される暫定水利権

例1 細川内ダム(徳島県)(事業者は国土交通省) 2000 年度に中止 那賀町工業用水道の暫定水利権は、現在も継続使用

例 2 清津川ダム (新潟県) (事業者は国土交通省) 2002 年度に中止 周辺 9 市町村の水道の暫定水利権は、ダム中止後も継続使用。

その後、市町村合併により、水源の融通がなされ、2006 年度までに清津川ダムの暫定水利権 は解消されています。

5-4 水利権許可行政の変革を!

水利権の許可行政を抜本的に民主的・合理的なものに変革しなければなりません。

6 ダム開発水を利用させるため、自己水源「地下水」の削減を強要

6-1 栃木県の理不尽な「県南広域的水道整備事業」

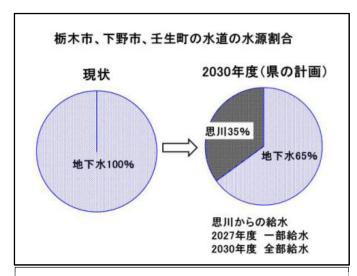
栃木県も水道水源の確保で思川開発事業に参画していますが、その水源(0.403 m²/秒)を使う当てがありません。栃木県は思川開発の水源を使う広域水道の具体化を国から求められているため、県南地域(栃木市、下野市、壬生町)の水道にその水源を供給する「県南広域的水道整備事業」を推進しようとしています。

しかし、この3市町の水道は地下水を水源としていて、現状のままで何も支障はありません。 地盤沈下や地下水汚染の問題もなく、3市町の市民は美味しくて安全で安い水道水を享受してい ます。水需要は減少傾向にありますので、将来の水需給の面も何ら心配がありません。

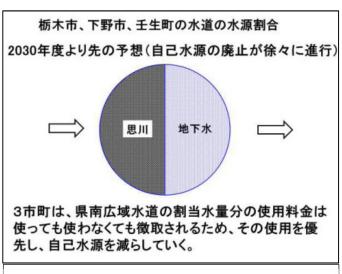
3市町の水道にとって、思川開発の水源は全く必要でないにもかかわらず、栃木県は2027年度から給水を開始すべく、「県南広域的水道整備事業」の計画を推進しています。2017~2018年度に施設の実施設計を行い、その後、具体化していくことになっています。

県の計画では2030年度には3市町水道の水源のうち、思川開発の水源を35%にすることになっていますが、将来はその割合にとどまりません。県南広域水道は他の広域水道と同様に、割当水量制でその水量分の使用料金は使っても使わなくても徴取されます。したがって、3市町が県南広域水道を受水した場合は水道給水量の減少に伴って、広域水道の使用を優先し、自己水源(地下水)を減らしていくことが予想されます。

将来は3市町水道の水源に占める思川開発の水源の割合が50%を超え、その後はさらに高まっていくと予想され、それに伴って、3市町の水道はまずくて安全性が低く、料金が高い水道になっていくことになります。



3市町水道に思川開発の水を供給する栃木県の 計画



将来は3市町水道の水源は地下水の割合が更に 低下

6-2 栃木市、下野市、壬生町の市民の取り組み

このように理不尽なことがまかり通ってよいはずがありません。

3市町の市民はそれぞれ、「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」、「下野市の水道水を考える市民ネットワーク」、「壬生町の水と環境を考える会」をつくり、さらに県民運動にしていくために「栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク」を結成して、県南広域水道を中止させる運動に取り組んでいます。

7 指定水系フルプラン(水資源開発基本計画)の延命策 7-1 役割が終わったフルプラン

利根川・荒川・豊川・木曽川・淀川・吉野川・筑後川の7指定水系については水資源開発促進 法により、水需給の面でダム等の水資源開発事業が必要であることを示す水資源開発基本計画 (フルプラン)が策定されています。利水面でのダム等水資源開発事業の上位計画になります。 これらの指定水系では、八ッ場ダム、思川開発、霞ケ浦導水事業、設楽ダム、川上ダム、天ヶ瀬 ダム再開発、小石原川ダムといった水資源開発事業が進められ、木曽川水系連絡導水路が計画されています。

しかし、水需要が減少の一途を辿り、水余りが一層進行していく時代において水需給計画で新 規のダム等水資源開発事業を位置づけることが困難になってきました。

フルプランは水資源開発促進法の目的に書かれているように、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため」に策定されるものであり、水道用水・工業用水の需要が減少傾向に転じた時点で、その役割は終わっているのですから、水資源開発促進法とともに、7指定水系のフルプランは廃止すべきです。

しかも、現在のフルプランは 2015 年度が目標年度であって、とっくに期限切れになっています (吉野川水系は 2010 年度)。この期限切れのフルプランを上位計画として、八ッ場ダム等の新規 水源開発事業が推進されているのは異常です。法律に基づいて計画を策定し、その計画に沿って 事業を進めるのが行政の責務であるにもかかわらず、計画を期限切れのままにし、計画の裏付けなしで国が八ッ場ダム等の事業を推進しているのは由々しき問題です。国が法律を軽視した行為を公然と行うのは法治国家としてあるまじきことです。

7-2 国土交通省が新たに策定しようとしている形だけのフルプラン

国土交通省は現在展開中の水源開発事業を何としても推進するため、「リスク管理型の水の安定供給」が必要であるという新たな理由をつけて、これらの事業を位置づけるフルプランを今後策定しようとしています。

10月3日に国土交通省の国土審議会第19回水資源開発分科会があり、国土交通省の考えが示されました。

次期「リスク管理型フルプラン」の骨子(案)

(1) 水の用途別の需要の見通し

<水道用水、工業用水>

- ・需要想定に用いる人口・製造品出荷額などの近年の傾向を定性的に記載
- ・フルプランエリア内全体の需要の見通しの傾向を変動幅をもって定性的に記載

<農業用水>

・新規の需要量を定性的に記載

(2) 供給の目標

従来の目標に加え、発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクに対しても、リスク別に供給の目標を設定

<渇水>

- ・10 箇年第1位相当の渇水時:安定的な水利用を可能にする
- ・既往最大級の渇水時: 当該地域の生活・経済活動に必要最低限の水を確保

<大規模自然災害>

・大規模自然災害発生後:当該地域の生活・経済活動に必要最低限の水を確保、フルプランに基づき整備した施設の早期復旧

今まで通りに水需給計画をつくると、上記の新規の水資源開発事業の位置づけができなくなるので、上記の通り、「定性的に記載」という書き方で、水余り進行の事実を隠そうとしています。何とも姑息なやり方です。

水資源開発促進法の制定目的は水需要の増加に対応するために必要な水資源開発事業を位置づけることにあったのですが、その目的はどこかに行ってしまい、国土交通省は形だけのフルプラをつくって、必要性が失われた水源開発事業を何としても推進しようとしています。

なお、指定水系の中で吉野川水系だけは、新規の水資源開発事業の計画がありません。そこで、吉野川水系は従前どおりの水需給バランスを見たフルプランをつくることになっています。 何のためのフルプランなのかと思います。

参考のため、現行の豊川水系フルプランを次ページに示します。次に策定するフルプランではこのような水需給計画がつくられなくなります。なお、次ページには設楽ダムの貯水容量の内訳図も示しましたが、設楽ダムは必要性が希薄な「流水の正常の機能の維持」の容量が貯水容量の大半も占める異常なダムです。思川開発の南摩ダムも同様です(**5 – 1** の図を参照)。

豊川水系フルプラン(水資源開発基本計画)の現行計画(2006年2月17日閣議決定)(目標年次2015年度)

(都市用水(水道用水及び工業用水)の県別・用途別需給想定一覧表) 説明資料 (1) 「豊川水系における水資源開発基本計画」

								班	題別	
「熱表」							(単位:m3/s)	H27	27	H
H27	用途	水道用水	用水		工業用水		都市用水			谜
	県 名	爱知	小評	愛知	静岡	小評	今		非	炸曲线声等价
豊川水系への依存量		4.51	4.51	1.38	0.25	1.63	6.14		41.00	3000
他水系への依存量		0.02	0.02	I	1	1	0.02			
総量		4.53	4.53	1.38	0.25	1.63	6.16	彰	【供給】	

(#\fr\:m3/s)

農業用水 回途

3

親別衛卒

豊川水系における水資源開発基本計画」

(農業用水の県別籍給想定一覧表)

中年 0.34

录例 0.34

	The same of				Carbotte - III 7 SV
	H27	五		供業用水	
(位:m³/s)		事業名 \ 県名	参知	200 42	小幹
All total	新規	股業分ム	0.34	1	0.34
沒人多久吗 然可能最	周発水量 (医計画で手当許み)	豊川総合用水	1.50	Ţ	1.50
5.03	その他	费川用水	4.75	2	4.75
		i	1.84	1	0
5.03	(1	te to	4.	4,75	6.59
0.54					

松陽の「小の名(後に至めら)の養育などの水浸して見られ解音味が審正整式分析がられてみを含むでき、国際も定義に必得らかなられる、「対策の事を行びに推出した」な。 上記表中の政治用水の水量は、年間平均嵌水量である。

水道用水, 600 農業用水, 700 9800万㎡の内訳 洪水調節, 1900 設楽ダムの総貯水容量 每堆砂容量,600 流水の正常な機能 の維持,6000

「締給想定調査等を基に作成」

95.0 6.15 6.13 0.02 中 6.47 6.49 5.37 5.37 0.54 0.56 0.02 次が気候の衛星 都市用水 6.79 6.79 7.89 0.56 0.02 7.91 0.54 計画供給量 2.43 2.47 0.04 2.47 中十 0.40 0.40 0.40 0.40 工業用水 置 蟱 2.03 2.03 0.04 2.07 2.07 基 膨 4.36 0.50 5.42 0.02 0.18 1.52 2.66 95.0 5.44 吉 -水道用水 0.18 0.56 1.52 2.66 4.36 0.50 5.45 0.02 5.44 录 鄭 県名 豊川総合用水 费川用水 烟 古 六 事業名 / 垩 (豊川水系への依存量) 既計画で手当済み 水系への依存量 その他事業 #= 熩 水 曲 去 127 网络予定水量

 \mathbb{H}

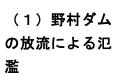
年給

Ⅲ 治水問題

1 西日本豪雨で明らかになった治水ダムの限界と危険性

西日本豪雨では、治水目的を持つ8基のダムが満杯になって、洪水調節機能を失ってしまいました。愛媛県・肱川(ひじかわ)の野村ダムと鹿野川ダム、京都府・桂川の日吉ダム、岡山県・高梁川の河本ダム、広島県・野呂川の野呂川ダムなどです。ここでは野村ダムと鹿野川ダムを取り上げて肱川で起きたことを解説します。

肱川は愛媛県西予市(せいよし)から大洲市(おおずし)を流れて瀬戸内海に注ぐ一級水系河川です。西予市に野村ダム、大洲市に鹿野川ダムがあります(**図1**)。いずれも洪水調節機能を持つ国土交通省の多目的ダムです。西日本豪雨では、この二つのダムが深刻な洪水被害を引き起こしました。

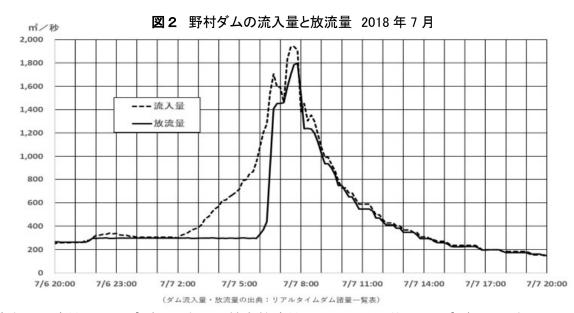


1) 本来の放流 量の6倍も放流





図1 肱川流域



村ダムが下流に放流すべき流量は 300 m/秒ですが、最大放流量はその 6 倍の約 1800 m/秒にもなりました。

ダムからの放流量を 300 m³/秒にとどめることが妥当とされていたにもかかわらず、その 6 倍も放流 したのですから、ダム下流で大きく氾濫したのは当然のことでした。

2) ダムがあるために避難の時間が失われた

このことに関して、ダムがなければ、もっと大きな被害が出ていたというダム擁護論が出ています。たとえば、朝日新聞 2018 年 7 月 11 日で、次の談話が紹介されています。「京都大防災研究所の中北英一教授(水文気象学)は、『上流からの流れをダムで調整し、下流に流しているので、ダムがなければもっと大量の水が下流に流れ、大きな被害が出ていたのは間違いない』と話す。」

しかし、これは憶測で語った根拠のない話です。**図2**を見ると、野村ダムは、ダム流入量が 300 ㎡ / 秒から 1400 ㎡ / 秒まで約 4 時間半で上昇しているのに対して、放流量は 1 時間足らずで 300 ㎡ / 秒 から 1400 ㎡ / 秒まで急上昇しています。たった数十分で 1000 ㎡ / 秒も増加している時間帯もあります。

ダムがなければ、流量の上昇に要する時間が4~5時間あって避難することができたのに、ダムがあるために、その放流で流量上昇時間が1~2時間に短縮され、しかも、そのうちの数十分で流量が急上昇しました。野村ダム下流の西予市では、避難することはほとんど困難な状況になり、甚大な被害が発生しました。

(朝日新聞8月15日【写真】肱川がはんらんし、川 沿いの建物が浸水した=愛媛県大洲市)

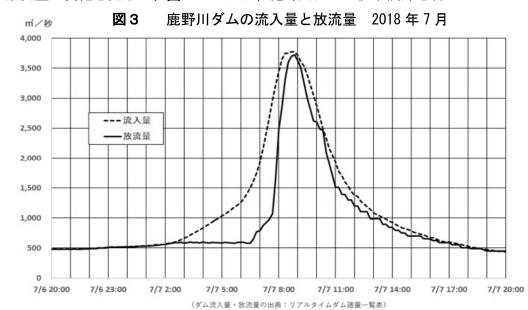
(2) 鹿野川ダムの放流による氾濫

鹿野川ダムでも少し遅れて同様の事 態が起きていました。

鹿野川ダムの流入量と放流量の変化を見ると、**図3**のとおり、鹿野川ダムが洪水調節を行えたの

は、流入量が増加し始めてから5時間弱のことであって、野村ダムと同様、あとは洪水調節機能を失ってしまいました。鹿野川ダム流すべき流に放流すべき流量は600㎡/秒ですから、最大放流量はその6倍の約3700㎡/秒にもなりました。

放流すべき流量の 6 倍も放流したことによ



り、ダム下流では大きく氾濫しました。

図3を見ると、ダム流入量が 600 m/秒から 3500 m/秒まで約 $5 \text{ 時間で上昇しているのに対して、 放流量は約 <math>2 \text{ 時間で } 600 \text{ m}$ /秒から 3500 m/秒まで上昇しています。たった数十分で 1500 m/秒も増加している時間帯もあります。

ダムがなければ、流量が次第に上昇していくことを察知して避難することが可能であったのに、ダムがあるために、一挙に流量が急上昇して、鹿野川ダム下流の大洲市でも避難する時間が失われ、3 人の方が亡くなりました。

以上のとおり、ダムとは計画の範囲内の洪水に対して一定の調節効果が得られますが、計画を超えた洪水に対しては洪水調節機能を喪失してしまいます。ダム下流の河道はダムの洪水調節効果を前提とした流下能力しか確保されていないので、洪水調節機能の喪失で氾濫必至の状況になりました。しかも、ダムは洪水調節機能を失うと、放流量を急激に増やすため、ダム下流の住民に対して避難する時間をも奪ってしまいました。

(3) ダム偏重の肱川水系河川整備計画

1) 肱川水系河川整備計画

肱川水系河川整備計画は2004年5月に策定されました。この整備計画はダム偏重の治水計画です。 肱川では二つの大型ダム事業が進行中です。既設の鹿野川ダムを大きく改造する事業と、山鳥坂ダムを新設する事業です(**図1**)。

鹿野川ダム改造は、総貯水容量は現状のままですが、発電容量と死水容量を廃止し、その容量の4割弱を洪水調節容量の増加に当て、これに伴い、放流管(トンネル洪水吐)(直径1.5m、放流量最大10㎡/秒)を増設する事業です。2018年度に完了することになっています。

山鳥坂ダムは、現在は付け替え道路の工事中で、平成30年代の終わりには完成する予定になっています。総事業費は現時点では山鳥坂ダムが850億円、鹿野川ダム改造が420億円です

2) 河道整備を後回しにした河川整備計画

肱川水系河川整備計画は、「計画中期(鹿野川ダム改造・山鳥坂ダム完成時)」、「整備計画完了時 (概ね30年後)」と、2段階に分けて作成されており、二つのダム事業を優先して進め、河道整備の大 半は、両ダム事業が完成したあと、整備計画完了時までに実施されることになっています。

肱川水系河川整備計画には計画洪水が到来した時の氾濫シミュレーションの結果が**図4**のとおり、「現在」、「計画中期」、「整備計画完了時」に分けて示されています。これらの図を比較すると、「計画中期」、すなわち、鹿野川ダム改造・山鳥坂ダム完成時の氾濫範囲は「現在」よりは少し狭まっているとはいえ、かなり広い範囲で氾濫することになっており、二つのダム事業の効果がきわめて限られたものであることは分かります。

計画対象地域が計画洪水に対して氾濫の危険がなくなるのは、計画どおりの河道整備が完了した「整備計画完了時」という遠い将来のことになっているのです。

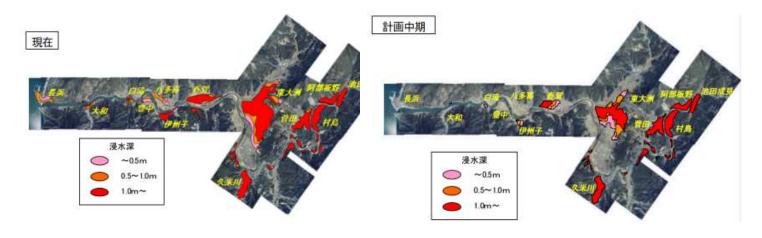
上述のように、西日本豪雨では既設の野村ダム、鹿野川ダムが洪水調節機能を喪失したのですから、 今回の状況は**図4**に示す「現在」よりはるかに深刻な状況になりました。

3) 山鳥坂ダム建設事業を継続する愚かさ

国土交通省が9月7日、肱川の緊急対策工事を行うことを発表しました。その内容は次のとおりです(愛媛新聞2018年9月8日)。

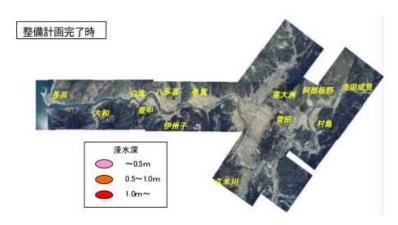
「5年間では、河川激甚災害対策特別緊急事業として、中下流部で最大約6.2メートル築堤し、暫定 堤防を約3.6メートルかさ上げ。野村ダム下流で河道を掘削する。10年間では、西日本豪雨時と同規 模の洪水でも安全に流下できるよう、26年度までに山鳥坂ダム(大洲市)を完成させ、さらなる河川 整備を進める。」

図4 肱川水系河川整備計画による現在・計画中期・計画完了時の浸水氾濫シミュレーション



災害前は河道整備を後回しにして、軽んじていたのに、災害後に慌てて河道整備に力を入れるのは、国土交通省のいつもの行動パターンです。2015年9月の鬼怒川水害の時もそうでした。

国土交通省は今回の発表で山鳥坂ダム建設 事業を既定方針どおりに推進するとしました。山鳥坂ダムは鹿野川ダム直下の肱川に合流する河辺川の最下流に建設されるダムであって(図1)、西日本豪雨の時にもし山鳥坂



ダムがあれば、このダムも緊急放流を行い、大洲市の氾濫が一層深刻なものになった可能性があります。

国土交通省は今回の事態を何ら反省することなく、ダム偏重の河川行政を続けようとしています。

2 四つの大規模ダムで防げなかった 2015 年 9 月の鬼怒川水害

2015年9月の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生しました。茨城県常総市の浸水家屋は床下浸水約6,600戸、床上浸水約4,400戸、浸水面積は約40㎡にも及びました。決壊で鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい状況が放映されました。線状降水帯が栃木県北部を中心に居座り続けたことによる大豪雨が引き越した洪水でした。

(1) 鬼怒川上流の4ダム

鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダムがあります(**表1、図5**)。五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムです。湯西川ダムはつい最近、2012年に完成したばかりであり、ダムの上にまたダムをつくる、屋上屋を架すダム建設が行われてきました。

表1 鬼怒川上流の4ダム

	治水容量	利水容量	有効貯水容量	総貯水容量
川俣ダム	2,450	4,860	7,310	8,760
川治ダム	3,600	4,000	7,600	8,300
五十里ダム	3,480	1,120	4,600	5,500
湯西川ダム	3,000	4,200	7,200	7,500
4ダム	12,530	14,180	26,710	30,060

4 ダムの集水面積 595 L は鬼怒川の流域 面積 1,761 L の 1/3 を占めています。そ して、4 ダムの治水容量 (**表 1**) は合計で 12,530 万㎡ (八ッ場ダムの治水容量 6,500 万㎡の約 2 倍) もありますので、鬼怒川は ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪 水は氾濫を防止できるとされていた河川で した。

しかし、堤防が決壊し、大量の溢水があって凄まじい氾濫被害をもたらしました。 ダムでは流域住民の安全を守ることができなかったのです。

(2) 4 ダムの洪水調節効果は下流では大きく減衰

当時、4 ダムではそれぞれルール通りの 洪水調節が行われ、ダム地点では洪水ピー クの削減量は 2,000 m/ 秒以上もありまし た。

しかし、下流ではその効果は大きく減衰 し、水海道地点では洪水ピークの削減量は わずか 230 ㎡/秒しかありませんでした

(国土交通省が示したダムがなかった場合の水位から計算)。 4 ダムによる削減効果は下流では約 1/10 に減衰していました (**図 6**)。

ダムによる洪水ピークの削減量が下流で激減するのは次の二つの要因が働くからです。

① 支川の合流に伴うダム効果の低減

支川の流入に伴い、洪水 波形が重なってピーク発生 時間がずれていき、ダム洪 水調節によるダム地点での ピークカット量よりも、合 流後のピークカット量が小 さくなる。

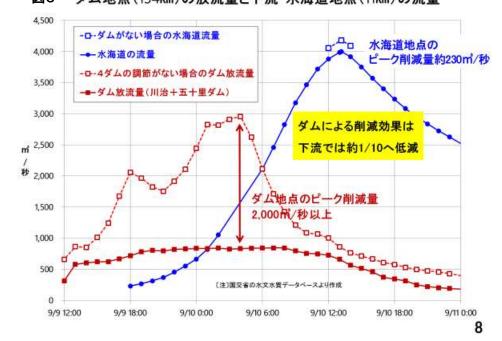
② 河道貯留によるダム効 果の低減

勾配がゆるい河道では河 道での貯留効果が働いてピークの突出が小さくなり、 洪水ピークのカット量が小 さくなる。

特に鬼怒川中流部は川幅 が非常に広いので、河道貯 留効果が働きやすい。



図6 ダム地点(134km)の放流量と下流・水海道地点(11km)の流量



このように、上流ダムの洪水調節の治水効果は下流では効率が極めて低いものなのです。

(3) 川治ダムの緊急放流 日光市藤原地区の約 140 戸が一時避難

洪水時にダムが満水になって洪水調節機能を失う事態は2015年9月の鬼怒川水害でも起きようとしていました。同年10月9日の下野新聞が「上流 日光・川治ダム越流の恐れ」「迫る緊急放流 住民避難」という見出しで、鬼怒川水系4ダムの一つ、川治ダムの直下で9月10日午前4時45分に一時避難の発令が出されたことを伝えています。

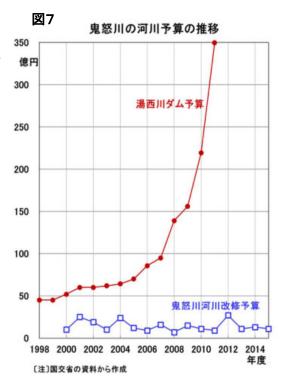
川治ダムが満水になって、緊急放流する危険が高まり、洪水をコントロールできなくなる恐れが生じたため、日光市藤原地区の約140戸が一時避難したのです。大雨が収まり、緊急放流は見送られましたが、もし緊急放流していれば、ダムの直下はダムの洪水調節の効果を前提とした河道になっているので、氾濫し、大きな被害が発生したに違いありません。

(4)鬼怒川のダム偏重の河川行政

2015年9月の鬼怒川大氾濫の真因はダム偏重の河川行政 が続けられてきたことにあります。河川予算の大半がダム 建設に使われ、氾濫の危険性が高い下流部の河川改修がな おざりにされてきました。

2012年に完成した湯西川ダムの建設に巨額の河川予算が 投入されてきました。湯西川ダムの建設事業費は1,840億 円にもなりました(負担額の内訳は治水1,144億円、かん がい52億円、都市用水644億円)。

その一方で、鬼怒川の河川改修の予算は毎年度 10 億円程度にとどめられてきたため(**図7**)、鬼怒川下流部は氾濫の危険性がある状態が長年放置され、2015 年 9 月の大水害が引き起こされました。



3 2015 年鬼怒川水害と 2018 年西日本豪雨災害で明 らかになったダム偏重河川行政の誤り

2015 年鬼怒川水害と 2018 年西日本豪雨災害により、ダムに偏重した河川行政の誤りが明らかになりました。

- ① ダムは計画を超えた洪水が来ると、洪水調節機能を喪失してダム下流を氾濫の危機に陥れる。ダム下流はダムの洪水調節効果を前提とした流下能力しか確保されていないので、氾濫必至の状況になる。
- ② ダムは洪水調節機能を失うと、放流量を急激に増やすため、ダム下流の住民に対して避難する時間をも奪ってしまう。
- ③ 上流のダムによる洪水調節効果は下流では大きく減衰するので、下流部の氾濫防止にはほとんど 寄与しない
- ④ 河川予算の大半をダム建設に投じる治水行政が進められたことにより、河川改修がなおざりにされて、その結果、鬼怒川や肱川などの氾濫が引き起こされた。

2015 年鬼怒川水害と 2018 年西日本豪雨災害で踏まえれば、ダム偏重の河川行政を改め、住民の生命と財産を真に守ることができる河川行政に転換しなければなりません。

4 今後進めるべき治水対策の柱

今夏の西日本豪雨のような未曽有の豪雨に対応するために取り組むべき課題はいくつかありますが、その柱となるべき治水対策を二つ記します。

(1) 耐越水堤防工法の導入

今後はダム建設ではなく、河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきです。といっても、堤防を嵩上げしたり、堤防を拡幅したりする河川改修の工事を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかるので、一朝一夕では進められません。通常の河川改修の方法を取る限り、何十年という歳月を要するから、河川改修が終わるまでの間に鬼怒川水害や西日本豪雨のような水害が再び起きないとは限りません。

水害で最も恐ろしい現象の一つは堤防の決壊です。堤防決壊によって洪水が一挙に流入し、人命を 奪うことを考えれば、堤防の決壊を防ぐための堤防強化が極めて重要です。

洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術「耐越水堤防の工法」はすでに確立され、実用化されています。

1) 耐越水堤防をめぐる経過

耐越水堤防の経過は次の通りです。

(石崎勝義・元建設省土木研究所次長『消されかかっている越水堤防』より)

① 耐越水堤防工法の研究開発

旧・建設省土木研究所が「洪水が越水しても簡単には決壊しない堤防」(耐越水堤防)の工法を1975年から1984年にかけて研究開発。

② 耐越水堤防工法の実施

建設省が一級河川の一部で1980年代の後半から耐越水堤防を実施。

耐越水堤防(フロンティア堤防・アーマーレビー)の実施例(施工開始時期 1988~1998 年度)

河川名		= + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	## 04 MB	施工延長
水系名	河川名	所在市町村	市町村 施工時期	
石狩川	美瑛川	北海道上川郡美瑛町	平成元年度~平成11年度	4.6km
留萌川	留萌川	北海道留萌市	平成2年度~平成3年度	2.9km
雄物川	雄物川	秋田県大仙市	平成2年度~平成6年度	1.6km
那珂川	那珂川	茨城県水戸市、ひたちなか市、那珂市	平成10年度~平成15年度	9.0km
信濃川	信濃川	新潟県長岡市	平成2年度~平成11年度	1.5km
雲出川	雲出川	三重県津市	平成8年度~平成11年度	1.1km
加古川	加古川	兵庫県加古川市	昭和63年度~平成7年度	3.4km
江の川	馬洗川	広島県三次市	平成2年度~平成9年度	0.8km
筑後川	筑後川	福岡県久留米市	平成8年度~平成13年度	1.1km

③ 耐越水堤防の普及の通知

建設省が耐越水堤防の普及を図るため、2000年3月に「河川堤防設計指針(第3稿)」を発行し、関係機関に通知(**図8**)。

建設省「河川堤防設計指針(第3稿)」2000年3月

第6章 越水に対する難破堤堤防の設計

図8

(1) 耐越水構造の基本的な考え方

越水に対して一定の耐力を持つためには、図 6.3.1 に示すように、設定した断面について堤防天端保護工、裏のり保護工およびのり尻工を設ける必要がある。なお、天端保護工ののり肩表面は計画堤防高さとする。

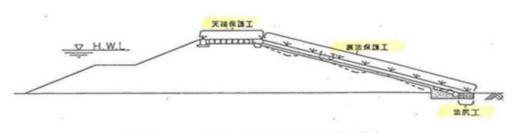


図 6.3.1 越水を考慮した強化堤防の基本構造

[注]耐越水堤防工 法は被覆型(堤防の 川裏側を連接ブロックと遮水シートなど で被う工法)と自立 型(堤防のコアと 型(堤防のコアとをま立 地中壁をつくる工土 など)がある。建設 省の耐越水堤防工法 は前者である。

④ 耐越水堤防の退場

国土交通省が2002年7月に③の「河川堤防設計指針(第3稿)」を廃止

図9

④の背景(ダム推進の妨げになるから)

2000 年 12 月から始まった熊本県の川辺川ダム住民討論集会で、耐越水堤防を整備すれば、ダムが不要になるのではないかと指摘され、耐越水堤防の存在がダム推進の妨げになると、国土交通省が考えたからと推測されます。

2) 安価な耐越水堤防工法の導入を拒む国土交通省

① 1 伝あたり 50~100 万円で導入可能な耐越水堤防工法

耐越水堤防工法は比較的安価な堤防強化工法で、1 にあたり 50~100 万円で堤防強化が可能とされています。石崎勝義氏は最近、川の景観も配慮した**図9**に示す「耐越水堤防(減勢フトンカゴ)」も提案し、整備費用の試算も行っています。この工法は堤防長さ1にあたり 60 万円程度であり、やはり比較

的安価です。なお、フトンカゴと

は角型じゃかごのことです。

② 耐越水堤防に関する国土交通省の回答(国土交通省治水課

2015年8月27日)

耐越水堤防に関する国土交通省 の現在の見解は次の通りです。

質問「土木研究所が過去に行った堤防強化工法の実験結果をなぜ評価しないのか。」

回答「越水対策工法について は、土木学会より、堤防を被覆す 石崎勝義氏(元・建設省土木研究所次長)提案の 「耐越水場方」(減勢フトンカゴ)

堤防高さ6なの場合 布団かご(50cm厚) 合質延長16な 堤防線断方向1な当たり 20万円 吸い出し防止マット(10cm) 同上 20な 同上 40万円 合計 60万円

る工法は耐侵食性、耐震性など長期にわたる実効性が未だ明らかではない点などが示されており、現 実的な治水対策案として採用できる状況にはなっていないと考えています。」 質問「スーパー堤防整備対象区間(江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部 119 k m)以外の河川について耐越水堤防へ強化する計画、見通しを示されたい。」

回答「堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルでは 高規格堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。したがって、現時点では、高規格堤 防以外の区間の耐越水堤防の計画はありません。」

国土交通省の回答を裏返してみれば、スーパー堤防事業があるために、国土交通省は安価な耐越水 堤防工法の導入にストップをかけているのです。

【補遺】スーパー堤防(高規格堤防)事業の現状

耐越水堤防の対極にあるスーパー堤防事業の現状を紹介します。

多摩川・江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部 119 k mがスーパー堤防の整備対象区間になっていますが、堤防対象地に居住する人々に(数年間以上)立ち退きを求める土地区画整理や都市再開発を前提とするため、スーパー堤防の整備は遅々として進んでいません。

- ア 江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川下流部のスーパー堤防整備の必要年数の試算
 - · 計画区間 118.967 k m
 - ・実際に完成した高規格堤防 3.355 km (1:30 の基本断面形状の確保区間)
 - ・進捗率 3.4m÷119km=2.8%
 - ・事業開始後20年経過して、整備率が2.8%とすれば、
 - 119 kmの整備を終えるためには、
 - 20年÷0.028 =約710年必要。

イ 進まない理由

- ① 人々が住んでいる場所に堤防をつくるという手法そのものに無理がある。
- i 区画整理や再開発などのまちづくり事業が先行しないと、進められない。
- ii 現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを強制的に追い立てる問題を引き起こしている。
- ② 巨額の事業費が必要である。
 - 1メートルあたり 3,000~4,000 万円(耐越水堤防工法は1メートルあたり 50~100 万円)

スーパー堤防計画が流域の安全性向上を妨げる元凶になっています。流域住民の生命と財産を守る 真っ当な河川行政に変えるために、ダム建設にストップをかけるとともに、スーパー堤防事業の廃止 を求めていくことが必要です。

(2)流域治水推進条例(建築規制、立地規制をも行う治水対策)

1) 滋賀県流域治水の推進に関する条例(2014年3月制定)

近年の水害発生区域を見ると、河川のすぐ近くにあって、氾濫の危険性のあるところに新しい家々が立ち並んでいる新興住宅地であることが少なくありません。開発規制がされていないのです。

この点で、建築規制、立地規制を治水対策の重要な柱としたのが、嘉田由紀子・前滋賀県知事が 2014年3月に制定した「流域治水の推進に関する条例」です。 この条例は、「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合、原則として区域内の住宅や福祉施設などの新築・増改築を許可しないとしています。

治水対策として建築規制、立地規制を行うのは画期的なことです。

滋賀県の流域治水推進条例が制定されてから、3年半が経過しましたが、滋賀県に続く自治体の動きがほとんど見られません。

2)条例の要点(滋賀県のQ&Aより)

〇「地先の安全度」とは?

地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。平成24年9月18日~平成25年8月13日に各市町毎に公表したものです。

例えば、10年に一度程度降る雨(概ね1時間に50mm)、100年に一度程度降る雨(概ね1時間109mm)が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧いただくことができます。

〇「浸水警戒区域 」とは?

「地先の安全度マップ」を踏まえ、200 年確率の降雨があった場合に人命被害を生じるおそれが判明した区域に対し、指定をおこなおうとするものです。

浸水警戒区域では、浸水に対して安全な建築としていただくよう条件を設定したいと考えています。水害リスクの明らかになった地域に対して、県が支援制度を創設し、責任を持って対策をするということを明示するのが区域指定です。

〇「建築制限」とは?

「浸水警戒区域」の中で住宅や社会福祉施設等を建てる場合、水害リスクに対して適切な対応がされ、安全な住まい方がされる条件をクリアしているかどうかを県がチェックする「許可制度」ことです。

右の写真をご覧ください。右の家屋は平屋なので軒下まで水没しています。 一方、左の家屋は、

2 階建てなので、水があがってきても避難空間が確保できています。

水害リスクの高い区域では、軒下まで浸水するような建物は、大雨の時には命にかかわるので止めておく、逃げ遅れた時のために避難空間を確実に確保しておく、という「安全な住まい方」をルール化しています。

〇「浸水警戒区域」の指定は、どのようにおこなわれるのですか。



区域指定にあたっては、具体的に議論を重ね、合意形成を図ったうえで「水害に強い地域づくり 計画」を策定することとしております。

○ なぜ「200年確率の降雨」を対象とするのですか。

「200年確率の降雨」は、最大規模の災害を想定して設定したものです。

200年に1回という確率は、30年間では14%の確率でありうるということです。100年間では39%です。3人に1人は、親子3代のうちに、命に係わる危険性のある水害に遭遇する可能性を示す数字です。

- 1. 「200年に1回おこる災害」が、今後1年間におこる確率は、1÷200=0.5%です。
- 2. 「200年に1回おこる災害」が、今後1年間におこらない確率は、100%-0.5%=99.5%です。
- 3. 「200 年に1回おこる災害」が、今後30年間に一度もおこらない確率は、99.5%×99.5% ×・・・(30回繰り返す)・・・×99.5%=86.0%です。
- 4. 「200年に1回おこる災害」が、今後30年間におこる確率は、100%-86.0%=14%です。

〇「浸水警戒区域」の中では、新たに建物は建築できないのですか。

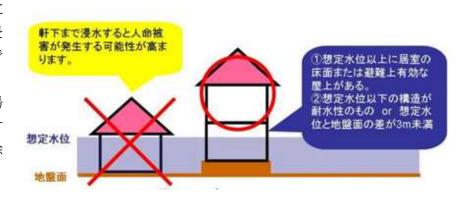
建築できます。次に示す建物は条例に定める条件をクリアしていただきたいと考えています。 1.住宅 2.社会福祉施設 3.特別支援学校および幼稚園 4.病院、診療所および助産所 販売所や工場など、上記以外の建物については、条件を設けることはありません。

〇「浸水警戒区域」の中にある既に建っている住宅は、建て替えないといけないのですか。

将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。

地盤盛土等の対策を行い、想定水位以上の高さに避難できる空間を確保してください。

または、地域防災計画等に位置づけられた避難場所など、浸水が生じた場合に確実に避難できる要件(広さ、距離、経路、管理状況等)を満足する避難場所が付近にあることが必要です(ただし、社会福祉施設等は除きます)。



「建築制限」は、上記(右

図)の条件を満たし、水害リスクに対応した安全な住まい方がされるかどうかを県がチェックする制度です。

〇「浸水警戒区域」で地盤の嵩上げをして家を建てる場合、どれくらいの嵩上げが必要ですか。

2 階建ての場合、想定浸水深が 3 メートルのところであれば最高で 2 センチ、4 メートルのところであれば最高で 1 メートル 2 センチです。

〇「浸水警戒区域」の中で住宅等を 建築する場合、どのような手続きが 必要なのですか。

従来の建築確認申請の前に、知事 あてに想定浸水深に対する安全性適 合の許可申請をしていだだくことに なります(条例第14条)。

水害リスクは、現行の建築確認手 続きの中の審査要件になっていない

ため、建築確認申請の前に行っていただきます。

建物を建てる際の手続



O なぜ住民に罰則を掛けるのですか。

現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある災害危険区域制度のうち、出水に係るものを抜き出して「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に移すという法制度上の操作をしています。このため、現行法制との整合性を維持するよう、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を「滋賀県流域治水の推進に関する条例」でも規定しようとするものです。

したがって、新たに特別な罰則規定を創設するものではありません。

ただし、条例上の罰則については「当分の間、適用しない」こととしました。

しかし、浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用されます。(罰則:20万円以下の罰金)

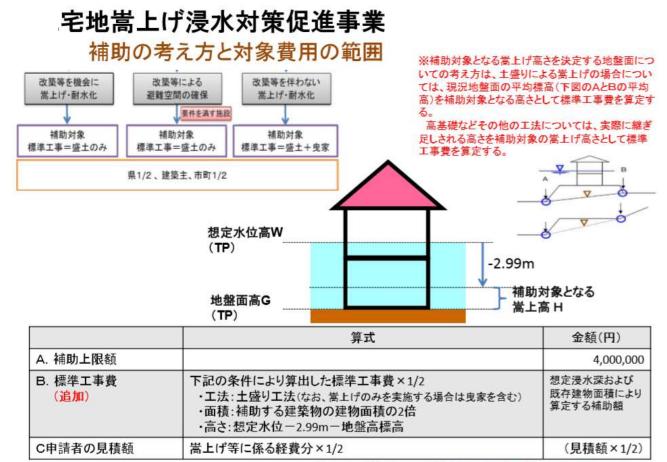
本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の規制は、建築基準法の罰則で担保されることになります。

この場合であっても、罰則については、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われる場合に適用になります。

〇「浸水警戒区域」に指定された区域に対し、県として支援を考えていますか。

「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度として、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」が創設されました(2017年6月)。

「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)等工事の費用を助成しようとするものです。



※ A. B. Cのうち最も安価なものを補助金額として採用する。

IV 西日本豪雨が引き起こした土砂災害

1 西日本豪雨の降雨量

今夏の西日本豪雨は、観測史上1位という記録的雨量が観測されたところが少なくありません。たとえば、広島県は広島地区の24hr 雨量が150年確率以上であったと発表しています。また、ダムの緊急放流があった愛媛県・肱川について国土交通省は野村ダム上流域の2日雨量が1/258確率、鹿野川ダム上流域の2日雨量が1/145確率であったと発表しています。

西日本豪雨は確かに未曽有の豪雨でした。しかし、だからと言って、西日本豪雨で起きた甚大な被害が自然災害による不可避のものであったと考えるべきではありません。治山治水行政の拙さ、不作為、誤りが被害の発生を激化させ、人々に壊滅的なダメージを与えたのであって、甚大な被害の発生は人災の面が多々あります。

2 西日本豪雨の被害状況

西日本豪雨の被害状況は**表1** (10月9日現在)に示すとおりで、死者は224名にもなりました。行方不明者が8名、負傷者が427名にもなりました。なんとも痛ましいことです。

右表は左表の内数で、死者 224 名のうち、119 名は土砂災害によるもので、53%を占めています。

西日本豪雨では、大雨が降ると川が増水し、堤防が決壊して氾濫するというパターンだけではなく、様々な形で災害が起きました。土石流の襲来、砂防ダムの決壊、ダムの緊急放流による氾濫、バックウォーター現象による氾濫などです。

とりわけ、広島県は土石流の襲来による土砂災害が多く、土砂災害の死者は87名にもなりました。

表 1 平成30年7月豪雨等による被害状況等について (平成30年10月9日現在) 内閣府非常災害対策部

土砂災害 (左表の内数)

	人的被害					
都道府県	死者	行 方 不明者	負傷者			
1 名			重傷	軽傷	程度不明	
	人	人	人	人	人	
京都府	5		1	6	1	
岡山県	61	3	9	152		
広島県	109	5	49	89		
山口県	3		3	10		
愛媛県	29		29	6	2	
高知県	3			1		
福岡県	4		8	14		
その他	10		10	37		
合 計	224	8	109	315	3	

	人的被害					
】 都道府県 名	死者	行 方 不明者	負傷者			
	人	人	人			
京都府	4		4			
岡山県	3		5			
広島県	87					
山口県	3		10			
愛媛県	17		5			
高知県						
福岡県	2		4			
その他	3		1			
合計	119	0	29			

表2は西日本豪雨による住家被害の 状況です。全国の被害棟数は、全壊と 半壊を合わせて17414棟、一部破損、 床上浸水、床下浸水も加えると、 51337棟にもなりました。

表2は西日本豪雨による住家被害の 表2 平成30年7月豪雨の住家被害 (平成30年10月9日現在) 内閣府非常災害対策部

	住家被害						
都道府県 名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
	棟	棟	棟	棟	棟		
京都府	15	50	47	539	1, 734		
岡山県	4, 822	3, 081	1, 108	2, 921	6, 035		
広島県	1, 085	3, 258	1, 996	3, 234	5, 603		
山口県	21	448	95	135	653		
愛媛県	632	3, 212	92	360	2, 692		
高知県	12	61	25	120	370		
福岡県	15	222	173	952	2, 294		
その他	93	387	171	379	2, 195		
合 計	6, 695	10, 719	3, 707	8, 640	21, 576		

3 広島県の土砂災害

(1) 土砂災害の状況

西日本豪雨による広島県の土砂災 害の状況は**表3**のとおりです。県内

の各地で土砂災害が発生しました。広島市安芸区矢野東7丁目では土石流が砂防ダムを越え、 安芸郡坂町小屋浦では砂防ダムが決壊しました。以下、それらの状況を見ることにします。

表3 西日本豪雨における広島県の主な土砂災害 (広島県の資料 平成30年9月5日時点)

市町	所在地	種別	死者	市町	所在地	種別	死者
01広島市南区	丹那町	急	1	03竹原市	新庄町	急	2
01広島市安芸区	矢野東7丁目	±	5	03竹原市	東野町	±	1
01広島市安芸区	矢野町	±	2	03竹原市	港町5丁目	±	1
01広島市安芸区	矢野町	±	3	04三原市	三原市久井町吉田	±	2
01広島市安佐北区	口田南5丁目	±	2	04三原市	三原市大和町大草	±	2
01亿层印安化4亿	口田用31日		2	04三原市	木原6丁目	±	1
02呉市	安浦町下垣内	±	1	05尾道市	桜町	急	1
02呉市	音戸町早瀬2丁目	±	2	05尾道市	防地町	±	1
02呉市	吉浦新出町	±	3	07府中市	木野山町	急	1
02呉市	天応東久保2丁目	±	4	11東広島市	西条町下三永	±	3
02呉市	天応西条3丁目	±	3	11東広島市	河内町中河内	±	3
02/B=	丁広玉を 2 丁口	_	3	11東広島市	西条町馬木	急	2
02呉市	天応西条3丁目	±	3	17安芸郡熊野町	川角5丁目	±	12
02呉市	安浦町市原	±	3	18安芸郡坂町	小屋浦4丁目	±	14
02呉市	阿賀南9丁目	±	1	18安芸郡坂町	小屋浦3丁目	±	1

(種別 急:急傾斜(がけ崩れ) 土:土石流)

(2) 砂防ダムを越えた土石流

広島市安芸区矢野東7丁目の「梅河(うめごう)団地」は、7月6日午後7時50分、土石流が砂防ダムを越えて押し寄せ、約60棟のうち約20棟が全半壊、5人が亡くなりました(朝日新聞2018年8月6日)。

この砂防ダム(治山ダム)は今年2月に完成したばかりでしたが、その砂防ダムを越えて土砂が住宅地に流れ込みました(iza 2018年7月13日)

被災地の住民は、いつもと違う雨の降り方であったので、避難しなくてよいのかと思ったが、完成したばかりの砂防ダムがあるから大丈夫という声があり、とどまっていて被害に見舞われた人もいました。

(写真) 砂防ダムを越えた土石流





(3)砂防ダムの決壊

安芸郡坂町(さかちょう)小屋浦では7月6日の夜、砂防ダムが決壊しました。決壊した砂防ダムは1950年に石を積み上げる工法で建設されたもので、坂町を流れる天地川の上流にあり、高さ約11メートル、幅約50メートル、厚さ約2メートルでした

(毎日新聞 2018年7月17日)。

砂防ダムの下流の小屋浦地区には住民約 1800 人が住んでいて、土砂でほぼ全域が覆われました。同地区では7月12日現在で8人が死亡し、安 否不明者も出ました。

(写真) 土石流で崩壊した砂防ダム

以上のように、西日本豪雨では土石流が砂防ダムを越えて住宅地に押し寄せたり、砂防ダムが土石流で決壊して跡形もなくなってしまう事態が生じまし

た。砂防ダムが当てにならないものであるかを示す実例になりました。





4 なぜ広島で土砂災害が多発するのか まさ土と危険な場所に広がる宅地

広島県では2014年8月の豪雨でも土砂災害が発生し、77人が亡くなっています。西日本豪雨の土砂災害の死者数は87人にもなりました。なぜ広島で土砂災害が多発するのかについて、朝日新聞2018年8月6日の記事が次のように述べています。

「指摘されてきたのは、風化して崩れやすい「まさ土(ど)」になる花崗岩(かこうがん)の 地層と、危険な場所に広がる宅地の組み合わせだ。

山地が7割を占める広島では高度経済成長以降、郊外の山麓(さんろく)斜面で住宅開発が進んだ。当初は土砂災害の危険性が高いため避けられていた谷筋の近くでも開発が進むようになった。」

後者の問題「危険な場所に広がる宅地」について日経コンストラクション 2018 年 8 月 9 日の記事が下記の写真を示して次のように述べています。

「西日本豪雨で甚大な土砂災害、居住規制の議論も必要では

砂防施設の整備など「ハード」面の対策と、避難を促すための情報提供といった「ソフト」面の対策を、両輪で進めていかなければなりません。しかし、今回の被災地の立地を見ると、"その先"の対策を考えていかなければならない時期に来ている気がしています。それは、居住規制です。

私権制限を伴う居住規制は、安易に実施できるものではありません。ですが、これから人口減少が加速していくことを踏まえれば、将来の街づくりの在り方と併せて議論していく必要があるのではないでしょうか。」



(写真) 7月9日に撮影した広島県坂町(さかちょう)小屋浦地区。山間のわずかな平地に住宅が密集し、山に向かって開発が進んでいった状況がうかがえる。

5 土石流災害は「拡大造林」が元凶の人災

近年の豪雨による土石流災害の多発はもっと根本の原因を考える必要があります。

藤田恵氏(元・徳島県木頭村長 水源連顧問)が次のように述べています。

「大雨が降っても、通常は山崩れや土石流災害は滅多に起こるものではありません。災害には山林に何らかの共通する特殊事情があります。(大雨で必ず山崩れが起きるのなら、旧木頭村の2000m級の約20峰の山は全て崩れているはずです。)

特殊事情とは、①「拡大造林」後の手入れ不足による山肌の過大浸食 ②急峻な地形へ幅員が 広過ぎる農林道の開設 ③川、沢の直線化 ④里山の喪失 ⑤砂防ダム、が主なものです。

「拡大造林」は、敗戦後の住宅建設などで杉や檜等の建築材が不足し、1950 年代から、ブナ、ナラ、シデ等の天然林を含む広葉樹を皆伐し、補助金で主に杉を密植する政策で、当時の農林水産省が全国的に推進して来た広葉樹敵視の愚策です。その後、1964 年の林産物の貿易自由化で、杉材等の価格の暴落が今も続き、林業家は間伐や下草刈りの費用も人材も無く、杉林は荒れ放題の状態です。

「拡大造林」後の手入れ不足による山肌の過大浸食

杉林の間伐などの手入れ不足のため、林内の山肌を保護する下草(草や細い木など)が全く無いか少ないため、大雨で山肌がいっぺんに削られ大崩壊を引き起こしたものです。つまり、「拡大造林」後の手入れ不足による、保水力の低下と山肌の過大浸食です。上記の旧木頭村の大規模山林崩壊は、直径2行以上もあるブナ林を皆伐した後に、杉林の山肌の過大浸食が原因で、中腹に深層崩壊が起こり、大きな山が大崩壊したものです。その後、砂防ダム工事が20年以上も続き、この砂防ダム付近で山の崩壊がさらに頻発している場所もあります。

砂防ダムは打出の小槌

砂防ダムは、広辞苑には「山肌の浸食や河川の土砂の流出を防ぐため」とあります。私が子供の時から見て来た砂防ダムは違います。

砂防ダムが造られる典型的な地形は、V字形の急な渓流です。両側も浸食され尽くして全体に 岩肌が剥き出しとなっている場所です。つまり、岩肌が何万年もかけて浸食される以外には、これ以上の浸食の恐れは全く無い場所です。こんな所へ砂防ダムを造るとどうなるでしょうか。大雨ごとにすぐに土砂が満杯となります。同時に、濁流が堰の上部を越流します。柔らかい両側の 杉林などがいっぺんに浸食され、当然に山崩れが起きます。「大雨災害の復旧工事」で、すぐ予算がつきます。また砂防ダムが必要だ、となります。

このように、砂防ダムは建設業者の打出の小槌であり、必要性の有無に関係なく、際限なく造り続けられている場所も多くあります。その典型例が、旧木頭村の久井谷(ひさいだに)と言う小さな沢で、エスカレーターのように約200基の砂防ダム群が建設されています。」

6 林野行政の根本からの見直しを!

西日本豪雨災害を受けて、今後、砂防ダム(治山ダム)の建設に拍車がかかることが予想されます。しかし、西日本豪雨では砂防ダムは土石流を防止する上で有効なものではありませんでした。砂防ダムの決壊も起こりました。そして、砂防ダムの建設が山の荒廃を進める要因にもなっています。

拡大造林が土石流災害の元凶であるという現実を踏まえて、林野行政を根本から見直す必要があります。

V ダム等の水源開発施設の環境問題

1 荒瀬ダムの撤去

熊本県・球磨川の荒瀬ダムの撤去工事が2018年3月に完了しました。かつての豊かな川の自然が蘇りつつあり、ダム撤去がいかに重要であるかを認識させるものとなっています。

しかし、日本では残念ながら、荒瀬ダムに続くダム撤去の具体的な計画がいまだに出てきていません。

球磨川の清流、再び我が手に 全国初、挑んだダム撤去 九州・沖縄 平成の記憶

(日本経済新聞 2018/7/29) https://www.nikkei.com/article/DGXMZ033338220U8A720C1960M00/

熊本の山あいを縫う球磨川の渓流が、エメラルドグリーンに輝くみなもに木々と陽光を映し出す。右に左にうねる急流が岩にはじけ、勢いよくしぶきを上げた。夏真っ盛り、名物のアユで船ははち切れんばかりだ。

「ダムがあったときはしょうゆを垂らしたような濃い茶色の水。夏場はどぶのように臭った」と、熊本県八代市坂本町の住民自治協議会の元会長、森下政孝さん(77)。「子供の頃は本当にきれいな川だった。ウナギをたくさん捕って小遣いにした。今はそんな昔の川に戻りつつある」



(写真) 撤去前の荒瀬ダム(2011年7月)=熊本県提供



(写真) ダム撤去後の球磨川(18年5月)=同

清流がよみがえったのは、県営荒瀬ダムが撤去されたためだ。戦後の電力需要に応え、1955年に完成した貯水容量約1千万立方メートルのダムは、半世紀にわたり2万世帯分の電力を<u>九州電力</u>に供給してきた。

一方でダムの稼働は周辺住民の平穏な日常を脅かした。「家が揺れて眠れない。一度泊まってみてください」。川沿いに住んでいた山下みどりさん(75)は振動や浸水被害に悩まされ続けた。窮状を訴えても県の担当者は口をつぐむだけ。結局、自ら高台に引っ越すしかなかった。流れはよどみ、汚濁もひどかった。

政治の荒波が翻弄

九州他地域での発電が増えてきたこともあり、旧坂本村議会は 2002 年(平成 14 年) 9月にダム継続 反対の意見書を可決。同 12月には当時の潮谷義子知事が全国初のダム撤去方針を表明した。

ところが政治の荒波がダムを翻弄する。次の蒲島郁夫知事は08年、前知事の方針を翻し存続を宣言。 撤去費が当初試算の約60億円から100億円近くに膨張していた。「財政難なのに使えるダムを巨費で壊 すなんて」(熊本県)というわけだ。

存続するかにみえたダムの運命をさらに一転させたのが、翌年の政権交代だった。09 年衆院選で民主党政権が誕生すると、当時の前原誠司国土交通相が10年1月、ダム継続に必要な水利権について「地元漁協の同意がなければ同年3月で失効する」と表明。漁協はダム撤去を訴えて同意を拒み、知事も水利権更新を断念せざるを得なかった。

最終的に国の財政支援も決まり、12年に日本初のダム解体がスタート。工事は5年余をかけ今年3月、ついに完了した。

若者が町おこしに挑む

効果はてきめんだ。県の環境モニタリング調査では、水流の回復でアユやハゼなどの魚類や、カゲロウなどの水生昆虫が増加。アオコが浮き環境基準を満たさなかった水質も改善した。流域住民も「今の川なら泳ごうかなって気になる」。

清流をテコに若者が町おこしに乗り出す動きも。大学院でダム撤去に伴う環境変化を研究していた溝口隼平さん(36)は「現場を見たい」と地元に移住。リバーガイドとしてラフティングを観光の呼び水にと奔走する。

人口 3600 人余の坂本町で 65 歳以上の人は 5割を超す。 1尺(約30 センチ)もの体長で知られる球磨川の「尺アユ」も、ピーク時年 5 千万匹というかつての漁獲にはほど遠い。高齢化と過疎化の中、地域振興のハードルは高い。それでも「川の恵みを経済力に変え、サステナブル(持続可能)な地域に」(溝口さん)と、関係者の鼻息は荒い。

ダム撤去という全国初の大仕事の次は、平成の先を見据えた地域再生への挑戦。清流が運んできた活力に、全国から関心が集まる。(江里直哉)

2 利根川をウナギがすみやすい川に

利根川流域市民委員会が 2017 年にパンフレット「利根川をウナギがすみやすい川にしよう」を作成しました。利根川流域市民委員会はかつての利根川の豊かな自然をできるだけ取り戻すことを求めて活動を続けている市民団体です。2006 年に発足しました。

霞ケ浦を含む利根川はかつては日本で最大のウナギ漁獲量がありましたが、現在は漁獲量が激減しています。ウナギ激減の原因を探り、ウナギ復活の方策を見出すため、同委員会は「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」を立ち上げました。

利根川は、上流部に数多くのダムが、上中流部に利根大堰等の取水堰が、下流部に河口堰等があって、これらがウナギをはじめ、さまざまな水生生物の生息に大きな影響を与えています。

ウナギが成育できる流域環境の回復、魚など生き物が上り下りしやすい利根川にすることを目指して、このパンフレットを作成しました。

パンフレットのPDF版は http://u0u1.net/GzHJ からダウンロードすることができます。

また、パンフレットを入手されたい方は利根川流域市民委員会の事務局までご連絡ください。

利根川流域市民委員会 事務局 〒187-0001 東京都小平市大沼町7-5-4 (深澤洋子)

TEL&FAX 042-341-7524

利根川河口堰・ 常陸川水門の改善を

ウナギの遡上・降下に大 きな影響を与えているの が、最下流部にある利根川 河口堰と常陸川水門です。

近年、利根川流域の水道

用水・工業用水の需要は減少の一途をたどり、水余りが進んでいます。もともと水資源開発の ためにつくられた利根川河口堰や、霞ケ浦開発の常陸川水門はその役割の見直しが必要となっ ています。

そのことを踏まえて、ウナギなどの魚類が行き来できるように、これらの施設の構造や運用 の改善を求めていきましょう。

利根川河口堰

1971年1月に竣工し、独立行政法人・水資源機構が管理しています。

この河口環の目的:①塩害防止 ②東京都・埼玉県の水道用水、千葉県の水道・工業・農 業用水の開発

霞ケ浦・ 常陸川水門

1963年5月に竣工し、国土交通省が管理しています。

この水門の目的: ①塩害防止 ②洪水防止 ③霞ヶ浦開発事業(1996年3月竣工)の目的を補完 ■ヶ浦開発事業の目的:湖水位を操作して茨城・千葉県の工業用水、茨城・千葉県・東京都の 水道用水、茨城・千葉県の農業用水の開発

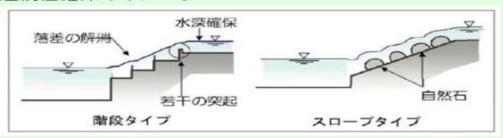
自然の回復を目指した河川整備計画の再策定を! 3 円山川河川整備計画を良き例として

円山川(兵庫県)は一級水系で、近畿地方整備局が2013年3月に策定した河川整備計画は川の自然の回復 を前面に打ち出しています。

円山川水系の円山川下流域・周辺水田は2012年7月にルーマニアで開催されたラムサール条約第11回締 約国会議(COP11)でラムサール条約登録地に指定されました。ラムサール条約登録地になったことを受けて、 円山川水系は自然に優しい、自然の回復を目指した河川整備計画がつくられました。

その整備計画には、次の 連続性確保のイメージ ようなことが書かれてい ます。

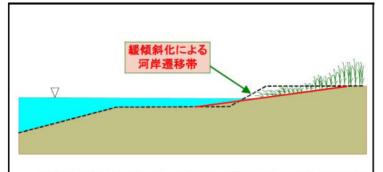
〇 川の営力による自然 の復元力を活かしつつ、河 川環境の整備を行い、過去 に損なわれた湿地や環境



遷移帯等の良好な河川環境の保全・再生を図る。

- 水域から山裾までの河床形状をなだらかに して、山から河川の連続性を保全する。
- 本川と支川・水路との間の落差を解消し、 生物の移動可能範囲の拡大を図る。

他の水系でも円山川に倣って、自然の回復を 目指した河川整備計画を策定し、自然を取り戻 すための川の改変を進めることが必要です。



河岸の緩勾配化(現状の2割から10割程度)により、植生繁 茂領域及び満潮時における浅水域を拡大させ、水際の多様 化を図る。

VI 水道・下水道の民営化推進の動き

1 民営化推進のための法改正の動き

水道・下水道の民営化を推進するための法改正が行われつつあります。

水道に関しては民営化を可能にする**水道法改正案**が今年の通常国会に再上程され、7月5日に 衆議院で可決されました。その後、閉会に伴い、参議院に送られて継続審議になり、今臨時国会 の参議院で審議されます。もし可決されれば、衆議院に送られ、衆議院は通常国会で可決してい るので、同意の手続きが取られ。改正法案成立となります。

さらに、水道・下水道等の民営化を進めやすくするため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」の改正も行われました。通常国会で可決され、6月20日に公布されました。この法律は名称が「民間資金等の活用による・・」となっていますが、上下水道の場合は収入が料金から得られますので、民間資金等の活用に主眼があるわけではありません。民間企業に運営権を譲渡することによって、公営ではなく、民間企業の観点で経営の効率化を進めることを企図したものです。

2 民営化(運営権の譲渡)で危惧されること

しかし、上下水道の運営権を民間企業に譲渡した場合に次のように危惧されることがいろいろ あります。

- ① 特に外国資本が入った民間企業の場合、企業の利益を上げるために経営の効率化が行われ、その利益が外国資本の株主に回され、水道・下水道の利用者に還元されないのではないのか。
- ② 経営効率化といっても、その多くは人件費の削減によることになり、合理化で、働く人々にし わ寄せがいくのではないのか。正規職員から非正規職員への転換が進むのではないのか。
- ③ 水道、下水道という生活に身近な施設の運用を民間企業に丸投げするのは危険ではないのか。 利益を追求するために様々なサービスが低下していくのではないのか。 フランスのパリ市水道などでは上記のような問題があるため、再公営化が行われました。

以下、法改正で何が行われようとしているかを見ておきます。

3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の改正

PFI法そのものは1999年に制定されていますが、今回の改正はその手続きを簡素化しようというものです。

現行法では、自治体が公共施設の運営権者として指定する民間事業者に施設の使用許可を出す際、民間事業者を従来の指定管理者としても指定する二重適用の義務が原則発生します。運営権者はコンセッション事業で必要になる手続きに加え、指定管理者としての手続きでも、設定した施設利用料金を自治体に承認してもらうほか、運営権の移転について議会議決を得る必要があります。

改正法では、運営権者向けに指定管理者手続きを簡素化し、施設利用料金の設定は自治体への 届け出だけで済むように変更し、議会承認は事後報告だけで済むように変更しました。

上下水道事業へのコンセッション導入を後押しする特例措置も設けられました。具体的には、 自治体が民間事業者から受け取る運営権対価を利用し、上下水道事業の財源として発行していた 地方債の元本を一括で繰り上げ返済すれば、国に本来支払うはずだった利息を返済済み分を除い て全額免除できるようになりました。(日刊建設工業新聞 2018 年 2 月 13 日による)

4 水道法改正案

今回の水道法改正案において特に重要であるのは①都道府県がリーダーシップをとって市町村 水道の広域化を推進すること、②官民連携、すなわち、民間事業者に水道施設の運営権を譲渡で きるようにすることの2点です。

① は人口減少等によって経営が厳しくなってきている中小の水道事業体を都道府県の主導で広域化していくことです。

この広域化によって水道経営が統合されれば、その受皿の一つとして、②の民間業者への運営権の譲渡が想定されていて、この点で、①の広域化と②の官民連携がセットになっているように思われます。

官民連携に関しては水道施設の運営権(コンセッション)を民間事業者に設定できる仕組みが導入されます。次の解説記事がありますので、引用します。

(新・公民連携最前線 2018. 4. 6) http://www.nikkeibp.co.jp/atcl/tk/PPP/040200075/040300003/ 「4. 官民連携の推進では、地方公共団体が水道事業者として経営する原則は維持する一方、水道の基盤強化のために多様な官民連携の選択肢を広げるという観点から、水道施設の運営権(コンセッション)を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

地方公共団体はPFI法に基づく議会承認などの手続きを経るとともに、水道法に基づいて厚生労働大臣の許可を受けることによって、民間事業者に施設の運営権を設定できるようになる。

現行制度でも、PFI法に基づいて、施設の所有権を地方公共団体が保持したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することは可能だが、施設の運営権を民間事業者に設定するには、地方公共団体が水道事業の認可を返上したうえで、民間事業者が新たに認可を受けることが必要になっている。これに対して、地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能にしてほしいとの要望が出ていた。そこで、改正後は、地方公共団体が水道事業者の位置付けを維持したまま、運営権方式を導入できるようにする。」

このように、PFI法と水道法の改正により、今後、水道・下水道の民営化が推進されていく可能性が十分にあり、**2**に述べた3点が大いに危惧されます。

【参考1】水道民営化に根強い抵抗感 料金高騰、 水質悪化…海外では暴動も(産経新聞 2018.11.4)

水道の基盤強化を図る水道法改正案について、政府・与党は今国会で成立を目指す。人口減少で料金収入が減少するとともに、事業を担う人材も不足するなど、水道事業は深刻な危機に直面している。その突破口として政府が打ち出したのが、民間の資金や能力を活用する「コンセッション方式」だ。しかし、運営を民間に委ねる"民営化"には、住民の抵抗が根強い。

「住民の福祉とはかけ離れた施策である。国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまない」。新潟県議会は10月12日、水道法改正案に反対する意見書を可決。野党系が発案したものだが、最大会派の自民党が賛成するという異例の決断だ。

水道事業の危機… 民営化でどうなるか 水道を取り巻く現状 施設の老朽化 耐震化の遅れ 脆弱(ぜいじゃく)な経営基盤 施設更新のための備えなし ◡ 民営化 メリット デメリット 採算が取れなけ 民間の技術力や ノウハウで下降 れば上昇 運営レベルの低 効率的な運営、 事業 下で、水質の悪 多角的な展開 化を懸念 民間の資金で施 約束された設備 設の更新、耐震 投資の不履行の 化の進行 恐れ

民営化が進展すれば、海外から「ウオーターバロン」(水男爵)や「水メジャー」と呼ばれる 巨大な水道事業者が日本に押し寄せるという懸念もある。

海外では、民営化後の悪影響が報告されている。厚生労働省などによると、米アトランタでは、1999年に民間が水道の運営権を取得したが、施設の維持費がかさんで水質が悪化し、4年後に再び公営に戻された。この15年間で30カ国以上で再公営化されているという。

南アフリカでは民営化後、料金高騰で支払えない約1千万人が水道を止められ、汚染した河川の水を使いコレラが蔓延(まんえん)。ボリビアでは料金が跳ね上がり暴動が発生したケースもある。

厚労省は、民間が運営しても管理がずさんにならないように、定期的なモニタリング(監視)や立ち入り検査を実施。水道料金の枠組みは自治体が事前に条例で定めることなどを示し、理解を促している。地震などの災害時の復旧は、自治体との共同責任にした。日本の水質の高さや漏水率の低さは世界トップレベルの技術力のおかげであり、厚労省は「日本版の水メジャーの育成にも寄与できれば」ともくろむ。

水道事業に詳しい近畿大の浦上拓也教授(公益事業論)は「コンセッション方式は、自治体に とって選択肢が一つ増えるという意味で評価したい。ただし、これが最善の方法ではない。水道 料金は必ず上がっていく。事業を継続させるため何が必要か自治体は議論を進めていく必要があ る」と指摘した。

【参考2】水メジャー日本上陸 仏スエズなど、水道民営化に商機 (日本経済新聞 2018/11/9)

水道運営など水ビジネスを世界展開する「水メジャー」が日本市場に照準を合わせている。仏 スエズは日本進出を目指し前田建設工業と業務提携の検討に入ったほか、仏ヴェオリアは4月から浜松市の下水道運営を始めた。財政難や人口減少を背景に、政府は水道の運営権を民間に売却する「コンセッション」を取り入れて効率化を進めたい考え。民間活力を導入しインフラの老朽化という課題解決にも取り組む。

日本のコンセッションは 2011 年の P F I (民間資金を活用した社会資本整備) 法の改正で広がり始めた。民間のノウハウを取り込み、収益を改善させる狙いだ。政府は空港や道路、上下水道などでコンセッションを推進する。今国会では、水道事業の広域化や官民連携を推進する水道法改正案の成立を目指す。

スエズとゼネコン準大手の前田建設は7日、日本の上下水道運営での業務提携に向けた覚書を

結んだ。スエズは17年度の売上高が2兆円超と、水ビジネスで世界2位。カンヌなど欧米を中心に事業展開するが、日本には進出を果たしていない。

パートナー候補の前田建設もコンセッション 事業を強化している。16年に東急グループなど と組み仙台空港の運営を受託、森トラストなど とは愛知県内の有料道路8路線の運営を担う。 スエズは日本企業と組んで日本進出の足がかり とし、前田建設は水メジャーのノウハウを取り 込んで規模拡大を急ぎたい考えだ。

水ビジネスで世界最大手のヴェオリアは4月から、オリックスやJFEエンジニアリングなどと共同事業体(JV)を組み、浜松市の下水道の運営を始めた。水道のコンセッションとしては日本初の案件だ。



同市の5割の下水を処理する「西遠浄化センター」やポンプ場など、下水道施設の一部を運営する。JVは25億円を運営権の対価として市に支払い、契約期間は20年。維持管理の効率化などで、市が運営するよりも約14%の費用を削減。20年間の累計で約86億円に達するという。運営を工夫してコストを下げるほど企業がもうかる仕組みだ。

水メジャーのヴェオリアとスエズは、19世紀中ごろから始まったフランスの水道運営の民営化でノウハウを蓄積。20世紀にかけて多くの企業が参入したが、経営にたけた両社に集約された。80年代には欧米諸国で水道の民営化が進んだのを機に、世界展開を進めた。

両者の武器は遠隔で検針できるスマートメーターや、センサーを使った水質や水道施設の遠隔 管理システムだ。人手に依存してきた日本の水道に適用すれば大幅なコスト削減ができそうだ。

日本では水道管などインフラの老朽化が社会課題となっている。高度経済成長期に整備された後、設備更新の時期を迎えているが、財政悪化などで更新は遅れがちだ。

人口減で料金収入も落ち込みが目立つ。日本政策投資銀行によると、水道料金は30年後までに 現状から6割以上値上げする必要があるとする。

日本勢も受注を狙う。三菱商事は水処理大手の水 ing(スイング、東京・港)のほか、英水道運営大手、サウス・スタッフォードシャーに出資。ノウハウを蓄積し運営権取得をうかがう。水処理国内最大手のメタウォーターや日立製作所なども受注をにらむ。

水道分野での民間活用には課題もある。水道は日々の生活に欠かせない社会インフラだ。民営化によって料金の値上げや水質低下を招くのではないかと不安視する声も大きい。米アトランタや独ベルリンなどでは民営化後、水道料金の高騰や水質低下などを理由に再び公営化されている。

【参考3】可決したPFI法改正のどこが問題なのか?「水道民営化」とどう繋がるのか? (抜粋)

AMネット会報 LIM88 号 (2018 年 08 月 27 日)

■今回のPF I 法改正のポイントは?

① 地方自治法の特例

『利用料金』

料金設定が、実施方針条例の範囲内は届け出のみで、地方公共団体の承認が不要になりました。

現場を持たない地方公共団体が、将来適切な料金設定が設定できなくなり、民間事業者の言いなりにならないか。将来の料金高騰につながるのでは?と懸念します。

『条例を作れば、PFI導入も事後報告で可』

地方公共団体が条例を作れば、その団体の長は「遅滞なく、議会に報告」するだけ。 議会での議論なく、公の施設にPFI導入が可能になりました。

つまり、PFI導入に積極的な市長の元、条例を可決してしまえば、議会での議論すらなく、 PFIを進めることが可能になります。総理や首長の影響が強まる一方、地方議会の存在意義、 間接民主主義、地方自治の軽視が目立ちます。

『運営権の移転の許可』の条例を、地方公共団体に作らせないことが肝要です。

② 水道・下水道の繰上償還時の補償金を免除

(2018~2021 年度までの特例措置)

国からの貸付けを地方公共団体が皆、繰上償還すると、国が予定していた利息収入が不足します。そのため、国に繰上償還すると、補償金を支払う必要がありますが、それが免除されます。

■日本で始まっている外資参入のPFⅠ

浜松市の下水道事業は、外資水メジャーであるヴェオリア他、オリックス等6社でPFI契約が2018年4月スタートしました。

PFI導入にはVFM($\overset{*}{N}$)が高いことが求められますが、先の国会質疑によると、VFMの算定根拠すら、ヴェオリアの企業秘密だとして、市は答えませんでした。VFMが高いからと、PFI導入したにも関わらず、です。

※VFM (バリューフォーマネー) …総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。PFIの 実施の検討には、VFMの有無が評価基準となり、高いほど良いとされる。

また、この契約書には秘密保持義務があり、

「契約に関する情報(本事業を実施するうえで知りえた秘密を含むが、それに限られない)も 相互の承諾がなければ、開示してはならない」

とあります。「限られない」ということは、今後様々な秘密が生まれ議員すらチェックできない、**まさにブラックボックス**が生じます。

契約内容や財務他の「情報の不透明」な事例は、民営化失敗した多くに見られます。海外事例を参考に、始まったばかりの日本版 P F I で、「契約内容が不透明」な事例が早速発生した、ということです。

今も浜松市は上水道のコンセッション導入を検討中です。しかし、VFMは $1\sim4\%$ とわずかであり、コンセッションありきで進めていることが明らかです。(内閣府HPによると、VFMの過去実績は10%以上がほとんどですが、浜松市の下水道のVFMですら、7.6%しかありません)

■水道民営化は避けられないのか

今回のPFI法改正は、水道に限らずすべての公共施設が対象です。その中で特に、PFI導入調査へと補助金で誘導し、政府目標が定められ、同時期に水道法改正で「コンセッションが選択肢の一つ」になるよう、強力に推進されているのが上下水道です。

※PF I 法改正による政府の目標は「水道 6 件、下水道 6 件、文教施設 3 件、国際会議場施設等 6 件」。

水道6件は国会答弁等から、宮城県・宮城県村田町・浜松市・静岡県伊豆の国市・大阪市・奈 良市を想定している模様。

今回の水道法改正法案には、「国・都道府県・市町村の責務の明確化」など基盤強化に必要な 事項がある一方、24条『官民連携(PPP)の推進』が潜り込んでいます。

『広域化の推進』

また今回改正案に入っている広域化にも、注意が必要です。広域化された場合、企業団(一部事務組合)が水道事業を運営し、構成団体の自治体から若干名選出した議会が可決します。一般的に、一部事務組合で事業の中身について話し合われることは、ほとんどありません。議会は年に2~3回、予算決算の承認程度の議論しかない一部事務組合がほとんどです。

つまり広域化すれば、議員・市民から遠くなり、議会が形骸化した後に、広域な範囲を一気に民営化される懸念があります。

また、水は「運ぶコスト」が一番高く、**広域化のメリットを出すのは簡単ではない**ことも留意 すべきです。

今の国会情勢のままであれば、秋の国会で水道法改正の可決は残念ながらほぼ避けられません。しかし、水道を民営化するかどうかは、各地域の議会の承認が必要です。各地状況を踏まえ、本当にPFIを導入すべきなのか?それぞれの地域で、丁寧な議論が必要です。

【参考4】水道の再公営化を行ったパリ市

〇 フランス・パリ水道再公営化について(NPO法人水政策研究所 2012年11月) (抜粋)

www.water-policy.com/2012/11/blog-post.htm

2008 年 11 月にパリ市議会は、水道事業を委託していたスエズ、ヴェオリアの 2 社に対して、契約更新を行わない決定を下しました。そして、これら民間事業者に替わって、パリ市が直接監督する公営水道事業体「Eau de Paris (パリの水)」を設立することを決めたのです。1985 年のシラク市政下に行われた水道事業民営化は、セーヌ川を境にスエズとヴェオリアの両社に委託契約され、その両社はGIEという料金徴収会社を合同で設立。これらの会社を監督する役目をもってSAGEPという会社まで設立されましたが、これもスエズとヴェオリアが両社とも株式保有するという、独立性や透明性に疑問があるものでした。

1985年から2009年までの間に水道料金は265%上昇しました。この間のインフレ率が70.5%だったことを背景に考えると、生命(いのち)の水を預かる企業としては許されない暴利企業であったことが伺えます。

その後、「水源から水利用者まで一貫して事業運営する」という理念の公共水道の発足(再公営化)は、2010年1月のEau de Paris操業まで様々な問題に直面しながらも、先んじて再公営化を果たしていたグルノーブル市の協力を得るなどの手法をもって完成したのです。

再公営化したパリ市の水道は、上述の通りEau de Parisが運営を始め、市民にとって多くのメリットを生み出し続けています。

事業開始した2010年の一年間で、民間運営だった前年より3,500万ユーロ(約45億円)のコスト削減に成功し、その結果パリ市民の水道料金も、前年比8%の値下げを達成したのです。

〇 パリ市の資料「共有財産価値の中に再建した企業のガバナンス (第五章)」 (抜粋)

水のオブザーバー、市民を公共事業の心臓に

利用者は公共事業の心臓に位置しなければいけないのです。故にパリ市は、水と浄水に特化した超自治体委員会型の水のオブザーバーを創設したのです。この決定機関は全ての市民への議論と情報提供に寄与します。様々なプロフィールを持つ多数の人物たちで構成された一団地管理人、賃借人組合・水利用者・環境運動・労働組合の組織会員、地区相談役、研究者など一全ての人物たちに門戸は大きく開かれ、水という素材を用いた政治の応用と熟考で市のお供をするのです。加えて、市民の要望を優先に、現在の水問題を彼ら自身の問題として捉えるよういざないながら、市民と自治体の間を繋げています。ガバナンスとオブザーバーの構成は2013年3月に修正されました。現在はオブザーバーのメンバーから選ばれたパリ市役所に所属していない人が議長を務めています。

討議、熟考、水市政への市民による制御、その市政に役立つ評議による決定機関、というツールを考えたとき、オブザーバーは、審議会(パリ市議会)に通る前に意見を述べ、水運営に関わる重要な全審議と情報を知らされています。このようにして、飲用水や浄水という公共事業の質や価格についての年度報告であったり、オー・ド・パリ自身の活動報告であったり、それらは1年間の報告書となります。中でもオブザーバーは再市営化の過程で意見を求められました。そして2013年5月のパリ市議会では、飲用不可のパリの水網の未来や水道料金の値下げ、首都における水アクセス権の履行、はたまたセーヌーノルマンディー圏の水整備管理基本スキーム(SDAGE)の見直し、水源保全問題に関わるパリ共同体からの表明をしました。2012年、飲用水や浄水という公共事業の規定の見直しにおいては重要な役を演じました。オブザーバーは、目標に合った契約に協力し、2012年3月より投票権のある、オー・ド・パリの取締役評議会で投票により選出され1議席を占めることになりました。現在その席には、消費・住居・生活環境連合(CLCV)のメンバーであるポール・ベラックーマルトルが座っています。

水源連第 25 回総会「石木ダム即時中止せよ!」特別決議

2009 年 11 月に「反対派地権者との話し合いの促進」を掲げて事業認定を申請した長崎県と佐世保市は、3回にわけてすべての土地と 13世帯の住居について収用・明渡裁決を申請している。2015 年 8 月 24 日には第1次の4件の農地を収用した。第2次の4軒の住居を含む物件の収用・明渡裁決と、第3次の住居9戸を含む残地すべての収用・明渡裁決を出すタイミングが計られている。

2018 年 7 月 9 日には長崎地方裁判所は石木ダム事業認定取消請求訴訟に対して不当にも「棄却」判決をくだした。事業認定庁と起業者(長崎県・佐世保市)の裁量権を全面的に認めた「石木ダムありき」の迎合判決であった。

このような状況にもかかわらず、地権者・支援者の徹底抗戦と二つの訴訟による立証、そして、映画「ほたるの川のまもりびと」の公開上映により、「石木ダムへの疑問」が受益予定者をはじめ、多くの人々に幅広く浸透している。

長崎県と佐世保市はこの想定外の事態に直面し、ごまかしだらけの情報を書き込んだそれぞれの広報誌で「石木ダム必要キャンペーン」を繰り返して劣勢挽回を図っている。嘘だらけの情報を県民・市民に流してまで石木ダムに固執し、強制収用の正当化を印象付けようとしている姿は、余りにも醜い。

- ① 事業認定申請は覚書違反
- ② もはや、石木ダム不要は揺るぎがない。
- ③ そのような石木ダムに13世帯の皆さんが土地と住居を明け渡す意思はない。 更にもう一項
- ④ 無駄な石木ダム事業を中止することで、老朽化した佐世保水道施設の改善、川棚川下流域の内水氾濫対策と最下流部の堤防整備に財源を振り替えることができる。

この4つは、石木ダム中止が石木ダム強行をはるかに上回る多くの幸せをもたらすことを 示している。

記

- 1:私たちは、事業認定申請は覚書違反であること、石木ダムは全く不要な ダムであることを広く伝える。
- 2:私たちは、長崎県と佐世保市に石木ダム事業即時中止を求める。以上、決議する。

2018年11月25日 水源開発問題全国連絡会第25回総会